第４回小布施町総合計画審議会　次第

日　時　　令和７年２月４日（火）
　　午後１時 30 分～午後３時
会　場　　公民館３階　講堂

１　開　会

２　あいさつ

３　会議事項

（１）パブリックコメントの実施結果について
　・パブリックコメントの実施結果及び町の考え方について　資料１

（２）原案について
　・第七次小布施町総合計画 2025-2029＜原案＞　資料２

（３）答申について

（４）その他

４　閉　会

資料１

令和７年２月４日

パブリックコメントの実施結果及び町の考え方について

■意見募集期間

令和６年 12 月 27 日（金）～１月 14 日（火）

■実施結果

意見等の提出者数　６名

意見等の件数　　22 件

■提出された意見の概要及びそれに対する町の考え方

No.	該当箇所	意見等	町の考え方
第１章　はじめに			
1	10　ページ　　行目	「とは新しい常識が定着すること」前後と文脈がつながっていないので修正時の消し忘れと思われる。	９ページの注釈４が次ページにまたがってしまっていたため、修正しました。
第４章　基本計画　第１節分野別計画			
１　出産・子育て・教育			
2	41　ページ　　行目	・『こどもを産み育てたい人が安心して出産・子育てができる環境づくりや、すべてのこどもが自分の選択に基づいて学び、地域に育まれ、成長できる環境づくりを進めるとともに、総合的な少子化対策を推進します。』とありますが第六次総合計画の『ありたい姿』（・子どもを産み育てたい～・それによって～）の文章を再度盛り込んでいただけるような文面に出来ればと思います。 ・また、分野別目標の「2 質が高く、特色ある～」の『質が高く』の部分が何か引っか	・指摘いただいた「出産・子育て・教育」分野の方針は、第六次総合計画の分野『出産・子育て・教育』で記述された「ありたい姿」を踏襲した形でまとめ、加えてこの総合計画が地方版総合戦略の側面を持つことを踏まえた記述とさせていただいています。 ・持続可能な開発目標（SDGs）の４「質の高い教育をみんなに」や国の施策等においても「質が高い、質の高い」など広く使われていますが、ここでの「質」とは、保育や教育等を提供するた

		かる感覚があります。『新しい時代にあった』 みたいな文言のようなほうが良いのでは思います。	めの環境（人、施設、活動内容等）を示し、「質が高く」とは、その環境の向上や充実を目指し示す言葉として表現させていただいています。
3	41　ページ　　7　　行目	出産・子育て・教育についての分野目標について １～４の分野目標（ありたい姿）がありますが、１～４のまちを目指して、子どもがどのように育ってほしいかという目標があってもよいのではないかと感じた。町として未来につながるようこのような子どもを育てていきたいから１～４の分野目標があるという柱があった方が子ども主体で考えられて良いのではないか？と感じました。	「出産・子育て・教育」分野の記述部分は、各施策を包含した内容として記述させていただいています。 「２質が高く、特色ある保育や学びのあるまち」の説明文に、幼保小中一貫教育グランドデザインで目指すこども像を記述し修正しました。
4	43　ページ　　行目	P44 の「基本政策　幼保小中 12 年間一貫したこどもの育成」の部分にどのようなこどもの育成を目指すか記載があり、この１～3 のような子どもの育成を目指すために、最初の１～４の分野目標があった方が良いのではないかと感じます。何年か前に小布施で成田奈緒子さんや吉田敦子さんなど子どもの土台作りや体系的なベビーケアの講演会に参加しました。ほかの自治体にはない取り組みだと思います。せっかくそのような取り組みの素地があるので、全体的に親のニーズを組んだ分野目標だけではもったいないよ	「出産・子育て・教育」分野の記述部分は、各施策を包含した内容として記述させていただいています。 「２質が高く、特色ある保育や学びのあるまち」の説明文に、幼保小中一貫教育グランドデザインで目指すこども像を記述し修正しました。 「３誰一人取り残されることなく、安心して学べるまち」で指摘いただいたとおり、こどもたちがどのように育ってほしいかという願いについて記述を加え整理させていただきました。 また、保育士の正規雇用に

		うに感じました。 例えば「３．誰一人取り残されることなく、安心して学べるまち」では、子どもの権利が守られ生きづらさを抱える子供たちを支援し、安心して学べる環境を作ることで、全体としてどのような子どもに育ってほしいのか。どのような子どもに育つためそれらの支援が必要なのか？ということがみえないと感じました。 （その他）多様な質の高い保育サービスの実現のためには、何年も主担任として保育を実施してくださっている先生をどこかのﾀｲﾐﾝｸﾞで正規雇用にした方がより質がよくなるのではないかと感じました。	関するご意見は、今後の保育の質を担保するための園組織体制の構築に参考とさせていただきます。
5	41　ページ　　行目	分野別の大目標中に幼保小中一貫教育グランドデザインに記載がある「小布施町が目指す子ども像」の文言を入れる必要があるのではないか？	「２質が高く、特色ある保育や学びのあるまち」の説明文に、幼保小中一貫教育グランドデザインで目指すこども像を記述し修正しました。
6	42　ページ　　行目	「安心して出産・子育てができるまち」において放課後児童クラブの明記がないが、明記が必要ではないか？	重点施策「多様な保育サービスの提供と待機児童ゼロの実現」の記述に、「放課後児童クラブの充実」を追記しました。
7	43　ページ　7　行目	経済的支援として具体的に教育費用や給食費について明記しないのか？	基本施策「子育て世帯への経済的支援の充実」の記述に、「中学校給食費等教育に係る費用」を追加しました。
8	43　ページ　20　行目	・「様々な体験や経験の場をつくるなど」→幼保小中一貫教	ご指摘のとおり幼保小中一貫教育グランドデザインの

		育グランドデザインの内容に記載変更する。 ・「特色ある保育や教育を推進します。」としながら「重要施策」や「基本施策」に具体的な明記がされていないので記載する必要がある。	内容および目指すこども像を記述し修正しました。
9	43　ページ　22　行目	現状と課題において、保育の質、幼保小中一貫教育の現状や学校教育の課題等が全く触れられていないので記載する必要がある。	幼保小中一貫教育ではコミュニティ・スクールを中心とした取り組みや大きな課題として捉えている学校施設・設備の整備について記述しました。
10	44　ページ　19　行目	自然の中での遊び等を通して成長に必要な力を身に付けるとともに（下線部を加筆）幼少期からの規則正しい生活習慣を身に付け、社会の変化に柔軟に対応し生き抜けるよう・・・・」	基本施策「規則正しい生活の普及」の記述に「自然の中での遊び等を通して成長に必要な力を身に付けるとともに」を追加しました。
11	45　ページ　5　行目	「現状と課題」において「不登校は何らかのサインと捉える」とあるが、現在の学校等の仕組みが多様な生き方や学びの機会を保障することに追いついていないとの内容に書き換える必要がある。	重点施策「不登校やひきこもりへの支援の強化」及び基本施策「こどもの居場所づくり」に盛り込まれており、修正しない。
12	46　ページ　35　行目	「多世代とつながりあう地域づくりの推進」において「社会に開かれた教育課程の推進」や「子ども教室」「中学生地域クラブ」等について触れる必要があるのではないか。	「４子育て・教育を地域で育むまち」の記述内容と基本施策「多世代とつながりあう地域づくりの推進」の記述内容が同じ記載となっていたため、修正しました。
13	42　ページ　27　行目	・「子ども誰でも通園制度」について　令和７年度～の実施を提案します。その際給食が食べられると良いと考えま	頂いたご意見を事業に反映できるよう人員体制や施設整備を進めてまいります。

		す。 理由：集団での食事習慣を２歳～経験しておくことに大きな意味があるため。家庭で食べられなかった食材も園では食べたという話もよくききます。“誰でも”経験できると良いです。同年齢の子たちとルールにしたがって食べる経験は就園後、就学後に役立つ力となると考えます。 ・「一時保育」について 体力的負担の解消、心理的負担の解消の他に“リフレッシュ”での利用の項目追加をお願いします。 理由：他自治体にはこの項目があることが多いです。これは、利用者の利用しやすさにつながっていると思います。子育て中の親に本当に体と心がこわれる前から予防的に利用できる人員の配置としくみをおねがいします。※ファミリーサポートと一時保育では保育士に預けられるという点と１日あずけたときの金額が異なりますので提案しました。 小布施町が子育て支援に力を入れている町として“やっているだけ”“形としてあるだけ”にならない施策を期待しています。よろしくお願いします。	
14	35　ページ　18　行目	「ＨＬＡＢ」の意味は大半の町民は知らないと思われる。最下段に注釈をつけるのが良	次の注釈を追加しました。 「エイチラボ。夏休みを有効活用する体験的な学びと

		いと思う。	して、国内外で活躍する社会人、日本国内、海外の外国人大学生を講師として招へいし、宿泊を伴う短期間の英語力の強化・海外留学の機運醸成する、高校生向けの夏合宿。」
3　学び・文化芸術			
15	58　ページ　7　行目	「町では能楽師の佐野登先生によるお肴謡教室や「おぶせ能」公演の開催などの」を追加する。	検討の結果、修正しない。
16	58　ページ　8　行目	「中島千波、春山文典など」お二人共に現存する方なので「様」又は「さん」をつけた方が失礼にならない。	「中島千波さん、春山文典さんなど」に記載を変更します。
4　産業・移住			
17	60　ページ　表	KPI「新規就農支援制度を利用し定着した農家数」に関し、設定根拠となるデータの提示があると有り難いです。同KPI 設定の前提として、今後の成り行きでの農業経営体数と経営耕地面積のシミュレーションが例えば「人口ビジョン」(36-37 ページ) や「土地利用の方向性」(38-39 ページ) などで共有されることが望ましいと考えます。	設定根拠については、直近10 年間で 10 人が定着した実績を基に、今後倍増させる目標を設定しています。農業基本構想においても、年間２名程度の定着目標としているところです。 現時点で経営体数と耕地面積のシミュレーションを基に、必要となる担い手を算出するまでに至っていないため、確実に営農を継続することが可能な従事者数を目標値として示しています。
18	61　ページ　1～7　行目	◆現状と課題「農業従事者の高齢化、後継者不足による遊休農地が増加傾向にある」という課題認識に関し、足下の農業従事者の年齢構成を踏まえると、今後これが「急速に進む可能性が	「増加傾向にあります」を「急速に進む可能性があります」に記述を変更します。

		ある」という踏み込んだ表現になるのではないかと考えます。	
19	61　ページ　15～20　行目	･重点施策「生産基盤の整備」に関し、一経営体の経営耕地面積を増加させる方針であると見受けられますが、これを増加させるためには新たな重点施策「担い手の支援」を新たに立て、当該担い手への支援に資する内容を盛り込む必要があるのではないかと考えます。 ･重点施策「生産基盤の整備」に関し、共通資本（インフラ）の整備や補修を掲げていただけると有り難いです。 （例；農道や水路の補修、気象観測網の整備、災害対策に資する設備、鳥獣害対策に資する設備、監視カメラの整備等）	いただいたご意見のとおり、「生産基盤の整備」に関しては、担い手となる経営体基盤を維持することも重要です。重点施策「担い手の確保・育成」内に、担い手として活躍が見込まれる人に対する支援について明記します。 また、大規模な共通資本の具体的な整備補修等は、間接的な支援となっていることもあり、重点施策「生産基盤の整備」内に「多面的機能の維持・発揮につながる整備」として明記します。
第３節　計画の推進体制及び進捗管理			
20	81　ページ　11　行目	「総合計画推進本部を企画財政課内に設置します」総合計画策定の段階ではこれで良いが、六次計画には無い試みなので運用の時点で本部の構成員やＰＤＣＡサイクルの評価・検証の方法等を決めておく必要があると思われます。	今後の参考とさせていただきます。
全体			
21	ページ　行目	行政組織のこともあるが、関連施策が３つや４つの施策にまたがっており、重複してわかりにくい。例えば「学校」や「子育て」を中心に分野別目標や重点（基本）施策ができないものか？行政の縦割り	ご意見として承ります。

		弊害や組織の連携が計画段階から取りにくくなるのではないか。	
22	ページ　　行目	この用紙に該当箇所の「行」記載を求めるのであれば原案に行番号を表示の必要がある。（町民側の立場にたっていない。前回の見直時にも要望済）	今後の参考とさせていただきます。

資料２

第七次小布施町総合計画
2025－2029
〈原案〉

2025 年(令和7年)3月

小布施町

町長あいさつ

町民憲章

わたくしたちは小布施町民としての誇りをもち、心から愛せるまちをつくります。
・健康で明るい家庭をつくりましょう
・美しい自然を大切にしましょう
・教養を高め、文化と伝統を育てましょう
・特色と活力のある産業を育てましょう
・親切をつくし、心と心をかよわせましょう

町章

小布施町の町章は、「小ブセ」を図案化したもので、円は町民のみなさんの和を表し、一丸となってはばたき、躍進する小布施町を象徴しています。

町の木「栗」

室町時代の初期（貞治６年・1367 年）に荻野常倫が旧領の丹波から栗の苗木を取り寄せ、松川の氾濫防止と荒地利用を図ったとも、弘法大師（774～835 年）が当地を巡錫（じゅんしゃく）のおり、栗の親木を植えたとも言われる古い伝説に包まれた歴史を持つ小布施栗は松川扇状地が適地で、独特の風味を持った栗が生産されています。

町の花「りんご」

春一斉に花開く北信濃でひと際目立つのはりんごの花です。りんごの花が咲きほころぶ小布施町を雁田山から眺めると、かすみ草が群れ咲いているように見えます。淡いピンクの小さなつぼみが、白く可憐な花に変わり町全体を包むその姿は、純粋素朴のなかにも品があり、調和のとれた様子は小布施町民を表しているようです。

目　　次

■第１章　はじめに 6
第１節　総合計画とは 6
１　計画策定の趣旨 6
２　計画の位置付け 6
３　総合計画と個別計画との関係 6
４　計画期間 7
５　計画の構成 7
第２節　町の概要 8
１　町の歩み 8
２　位置・自然 8
３　社会・経済的条件 8
第３節　町を取り巻く状況 9
１　計画策定の前提となる社会背景 9
２　人口動向 11
３　町民アンケートによる町民の意向 25
４　財政状況の見通し 27
５　人口の変化が地域の将来に与える影響 32
６　第六次計画の人口ビジョンの目標値の達成状況 32
■第２章　基本構想 34
第１節　将来像 34
第２節　基本理念 35
第３節　人口ビジョン 36
■第３章　土地利用の方向性 38
第１節　持続可能な都市経営に向けた土地利用上の課題と強み 38
１　課題 38
２　強み 38
第２節　土地利用の方向性 38
■第４章　基本計画 41
第１節　分野別計画 41
１　出産・子育て・教育 41
２　健康・福祉 48
３　学び・文化芸術 55
４　産業・移住 60
５　環境・防災・インフラ 67
６　行政経営 74
第２節　戦略的推進プロジェクト 78

１　誰もが移動しやすいまちづくり 79
２　地域資源を大切にしながら新たな価値を創造するまちづくり 79
３　気候変動に対応した~~環境に負荷をかけない~~まちづくり 80
第３節　計画の推進体制及び進捗管理 81
資料編 82
策定経過 82
町民ワークショップでいただいたご意見 82
『小布施の未来を描く』絵画応募作品 82
委員等名簿 82
総合計画審議会委員 82
総合計画審議会幹事 82
総合計画事務局 82
条例・規則 82
小布施町総合計画条例 82
小布施町総合計画審議会規則 82
諮問書・答申書 82
諮問書（写し） 82
答申書（写し） 82

■第１章　はじめに

第１節　総合計画とは

１　計画策定の趣旨

小布施町では、令和２年３月に第六次総合計画を策定し、「未来に誇れる私たちの町、小布施」を将来像に据えて、多様化・複雑化する地域課題に適切に対応しながら、将来にわたり持続可能なまちづくりを目指してきました。

近年、全国的な人口減少と少子高齢化の急速な進行に加え、気候変動とこれに伴う自然災害の頻発化と激甚化、感染症の流行、デジタル技術の革新的な進歩など、町を取り巻く環境は急激に変化しています。

こうした中、今まで以上に魅力的で持続可能なまちづくりに向けて、町の持つ強みを生かした取り組みをより一層進めていくことが必要です。

総合計画は、総合的かつ計画的なまちづくりの運営指針です。小布施町が置かれている社会情勢を踏まえ、中長期的な視点から小布施町が目指す姿（将来像）とその実現のための基本方針（基本理念）、人口の展望と目標（人口ビジョン）を定めるとともに、町の現状と課題を整理し、５年間で優先的に取り組む重点施策や、基本施策を定めるものです。

策定にあたっては、町民アンケート調査の実施や、ワークショップなどの開催を通して、広く町民の意見を聞き、計画に反映するよう努めました。

２　計画の位置付け

総合計画は、小布施町総合計画条例（令和元年小布施町条例第 18 号）に基づき策定する町の最上位の計画です。地方創生に効果的に取り組むため、数値目標である「人口ビジョン」を設定し、その目標を達成するための重点施策を明らかにし、さらに重要業績評価指標（ＫＰＩ）によりその達成度を検証していくこととしており、地方版総合戦略としての側面も持っています。

国では、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改定し、2023 年度（令和５年度）を始期とする「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定しました。地方においては、この国の総合戦略の内容を勘案し、地方版総合戦略を策定するよう努めなければならないとされています。

小布施町総合計画においても、デジタル技術の浸透・進展等の状況を踏まえ、引き続き地方版総合戦略の要素をすべて包含した一体的な計画とします。

３　総合計画と個別計画との関係

個別計画は、総合計画に掲げる施策の方向性を特定の行政分野において具体的に明らかにするための計画として位置付けています。各個別計画においても、基本構想の実現を目標とし、基本計画と連動した施策を推進します。

4　計画期間

社会経済情勢の変化や施策の取り組み状況に柔軟に対応するため、計画期間は 2025 年度（令和 7 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）の 5 年間とします。

5　計画の構成

総合計画の構成は「基本構想」と「基本計画」により構成します。それぞれの内容は以下のとおりです。

①基本構想

基本構想は、「将来像」「基本理念」「人口ビジョン」により構成します。

・将来像・・・・・・小布施町の目指す将来像を定めるもの

・基本理念・・・・・将来像を実現するための基本的な理念を定めるもの

・人口ビジョン・・・人口の分析及び中長期的な将来展望と目標を定めるもの

②基本計画

基本計画は、基本構想を実現するために必要な事業に関する 6 つの分野からなる計画をもって構成します。さらに、それぞれの分野について、分野別目標（ありたい姿）、現状と課題、施策（基本的なもの及び重点的なもの）、達成目標によって構成します。

・分野別目標（ありたい姿）・・・各分野の目指すところ

・重点施策・・・・ありたい姿の実現、課題を克服するために、重点的に取り組む施策

・基本施策・・・・ありたい姿の実現、課題を克服するために、継続的に取り組む施策

・達成目標（ＫＰＩ）・・・・計画期間中や計画期間終了時の成果測定のための個別の数値目標

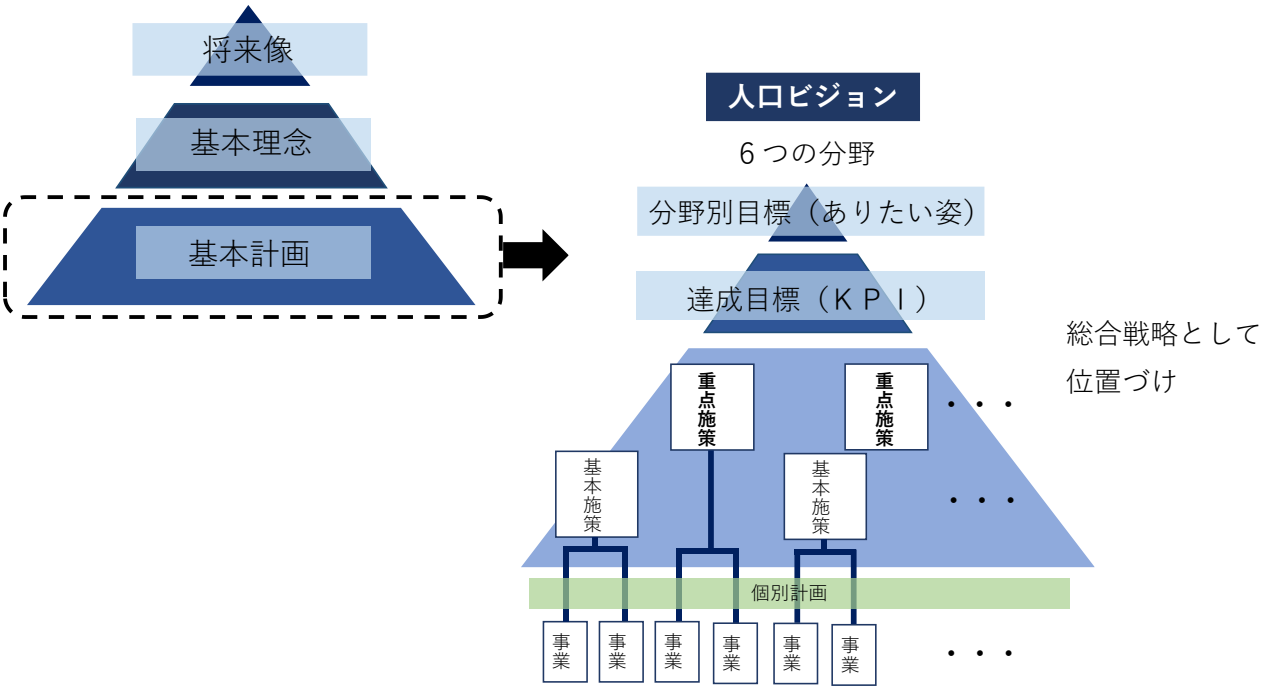

第２節　町の概要

１　町の歩み

町の歴史は、約１万年前の新石器時代、雁田山麓からとされています。縄文中期末頃には集落が形成され、稲作が行われるなど確かな生活の跡として残され、今日まで連綿と受け継がれています。

江戸時代後期に入り、千曲川の水運が盛んになるとともに、越後小千谷・十日町から飯山・中野を経て上州に至る大笹街道と、直江津・高田（上越市）から柏原・豊野を経て山田街道へと抜ける道は物産交易に大いに役立ち、安市に面影を残す六斎市は近郷の穀物相場の標準とされ、北信濃の経済・文化の中心として栄えていました。また、この賑わいの中から生まれた豪農・豪商たちは、葛飾北斎や小林一茶ら多数の文人墨客を招き、文化の摂取に励み、今に続く文化の薫り高い雰囲気が形成されました。

1889 年（明治 22 年）４月には、市町村制の発足に伴い小布施村・福原村・大島村・山王島村・飯田村・北岡村・押羽村が合併して小布施村に、都住村・中松村・雁田村が合併して都住村となりました。

地理的条件を同じくする２カ村は、当時の合併促進法によって 1954 年（昭和 29 年）２月に小布施村が町政を施行し、同年 11 月１日に都住村と合併して現在の小布施町となりました。現在は、果樹栽培が盛んな農村として、美しい自然環境に恵まれ、人間味豊かな地域社会を形成しています。特徴ある風土を活かし、先覚の残した文化遺産を継承、発展させ「栗と北斎と花のまち」として全国から注目され、年間 100 万人が訪れる町となりました。

２　位置・自然

小布施町は、長野県の北東部、善光寺平の東縁に位置し、役場の所在地は北緯 36 度 41 分、東経 138 度 19 分にあります。東は雁田山を挟んで高山村に、西部は千曲川を経て長野市に、南部は松川を経て須坂市に、北部は篠井川を挟んで中野市と接しています。

町域は東西 5.7 ㎞、南北 4.8 ㎞、総面積 19.12 ㎢で、長野県で一番面積の小さな市町村です。東部にそびえる雁田山（786.7m）を除き標高はおよそ 300m から 400m と北西に緩く傾斜した地形となっています。

気候は内陸性気候で寒暖の差が激しく、最高気温は 35℃、最低気温は－5℃まで下がります。年間降水量は 1,000 ㎜以下と全国的に見ても少なく、寡雨気候となっています。

特有の気候条件と、扇状地で酸性の礫質土壌は、りんごやぶどうなど味の良い果物と、色合いや風味に秀でた特産の栗を産出しています。600 年の歴史を持つ大粒で良質な「小布施栗」を使った地場産業の栗菓子は、信州の代表銘菓として伝統を誇り、全国に名を馳せています。

３　社会・経済的条件

小布施町を南北に縦貫する広域幹線道路として、上信越自動車道、北信濃くだもの街道、国道 18 号及び町の中心部に国道 403 号があります。

上信越自動車道は千曲川の右岸を南北に縦貫し、小布施パーキングエリアに ETC 専用のスマー

トインターチェンジが設置されています。国道 18 号は千曲川の左岸を一部通過しており、町内へのアクセスとして主要地方道豊野南志賀公園線が接続しています。国道 403 号は中心市街地を通り、中野市～須坂市間をつなぐ南北軸となっています。また東部には北信濃くだもの街道が南北に走り、高速道路に平行して県道村山小布施停車場線があります。

鉄道は、長野市と山ノ内町を結ぶ長野電鉄長野線があり、小布施駅、都住駅が開設されています。

第３節　町を取り巻く状況

１　計画策定の前提となる社会背景

①急激な人口減少・少子高齢化への対応

我が国の人口は、50 年後に７割まで減少することが予想され、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や税収の減少が懸念されています。小布施町においても、人口減少や人口構造の変容は、子育て、雇用、健康、福祉、産業などのさまざまな分野に影響を及ぼしており、交流人口や関係人口[1]につながる取り組みが必要です。

②安心・安全なまちづくり

近年、地球規模の気候変動の影響による自然災害の頻発化・激甚化が顕著になっています。小布施町においても、令和元年台風 19 号による千曲川堤防の決壊により甚大な被害を受けました。また全国各地で地震が頻発し、自然災害への備えが求められています。社会生活全般においても火災・交通・防犯・防疫など安心・安全を確保する対策が求められています。

③環境問題・エネルギー問題

国際的に脱炭素社会の実現に向けた機運が高まる中、日本においても化石エネルギーからクリーンエネルギーへと転換を図る「カーボンニュートラル[2]」や「ＧＸ（グリーントランスフォーメーション）[3]」など、官民が共に取り組む循環型社会の土壌づくりの方針が示されています。

長野県では 2050 年度（令和 32 年度）までにゼロカーボンを実現するという目標を掲げて、取り組みを加速させています。小布施町においても、令和４年度に「小布施町環境グランドデザイン」を策定し、環境にやさしく、防災に強いまち「環境防災先進都市」を目指しています。

④価値観の多様化と社会の再構築

---

[1] 「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のことを指す。（総務省）

[2] 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすること。

[3] 化石燃料をできるだけ使わず、クリーンなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動。

人生 100 年時代やニューノーマル[4]社会など、変わりゆく社会情勢の中で、価値観の多様化も進んでおり、お互いの違いを認め合い、一人一人の個性が尊重される共生社会の実現が求められています。小布施町においても、さまざまな人が自分らしくいきいきと暮らし、誰もが孤立しないまちづくりが期待されます。

⑤情報通信技術（ＩＣＴ）や人口知能（ＡＩ）による社会構造の変化

情報通信技術や人口知能といったデジタル技術の発展とともに、コロナ禍によりテレワーク、ワーケーションといった働き方の多様化が進み、生活様式や社会経済活動は急速に変化しています。小布施町においてもデジタル技術の利活用に取り組み、業務の効率化を図るとともに、住民サービスの利便性と質の向上を実現していくことが重要です。

⑥持続可能な社会の実現に向けた取り組み（ＳＤＧｓ）

ＳＤＧｓは、2015 年（平成 27 年）９月の国連サミットで採択された、2030 年（令和 12 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 の目標と 169 のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っています。

小布施町では、このような世界規模の目標を十分に踏まえ、総合計画の推進に取り組んでいきます。

ＳＤＧｓ17 の目標の詳細

目標１　あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

目標２　飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

---

[4] 「新しい常態」「新常識」を意味する言葉。社会に大きな変化が起こり、日常生活にこれまでとは違う新しい常識が定着すること。

目標３　あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する目標
目標４　すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標５　ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う
目標６　すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標７　すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標８　包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
目標９　強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10　各国内及び各国間の不平等を是正する
目標 11　包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する
目標 12　持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13　気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14　持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15　陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16　持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17　持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

２　人口動向

時系列による人口動向分析

（１）総人口の推移と将来推計

小布施町の人口は、高度成長期の 1955 年（昭和 30 年）から 1970 年（昭和 45 年）に急激な減少期となりました。1970 年代には「団塊ジュニア世代」の誕生及び公営住宅の建設や宅地造成・分譲により、増加傾向が進みました。その後、1985 年（昭和 60 年）の 11,663 人をピークに、ほぼ横ばいの人口を維持していましたが、**2005 年（平成 17 年）から 2015 年（平成 27 年）は年 4%前後の減少**が続き、**2020 年（令和２年）は 2015 年（平成 27 年）より 0.4%の減少**にとどまり、**2020 年度（令和２年度）の総人口は 10,660 人**となりました。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2025 年以降は年 5%前後の減少が継続し、2050 年（令和 32 年）には 9,274 人（2020 年の約 8.7 割）になると推計されています。

老年人口は、1995 年（平成７年）には年少人口を上回り、その後 2025 年（令和７年）まで上昇を続けています。これ以降は横ばいとなりますが、**2050 年（令和 32 年）には生産年齢人口を上回ると推測されます。**

（２）年齢３区分別人口

年齢３区分別人口の構成の推移をみると、1960 年（昭和 35 年）においては年少人口 30.3%、生産年齢人口 63.1%、老年人口 6.6%でしたが、2020 年（令和２年）までには年少人口 13.1%、生産年齢人口 51.7%と減少傾向、一方、老年人口は 35.2%と、増加傾向にあります。

2045 年（令和 27 年）の構成は、年少人口 11.0%、生産年齢人口 45.4%、老年人口 43.7%となり、さらなる人口構成の変化が予想されます。

年少人口、生産年齢人口は減少を続けていますが、老年人口は増加を続けています。2020 年（令和２年）における年齢３区分の割合を 2010 年（平成 22 年）と比較すると、生産年齢人口の割合は 6.6 ポイントの減少ですが、年少人口は 0.6 ポイントの減少にとどまっています。老年人口の割合は、7.2 ポイントの増加となっています。

【図表１　年齢３区分別人口の推移】

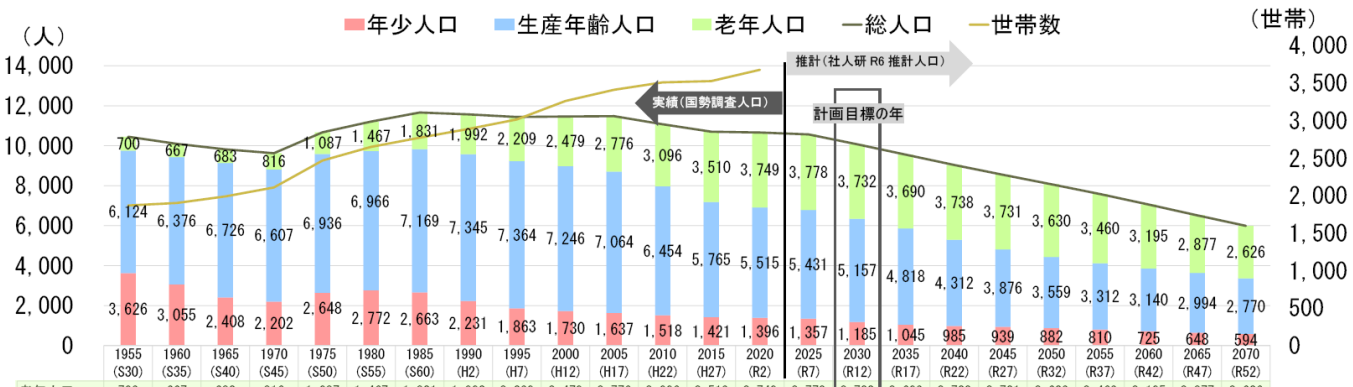

	1955 (S30)	1960 (S35)	1965 (S40)	1970 (S45)	1975 (S50)	1980 (S55)	1985 (S60)	1990 (H2)	1995 (H7)	2000 (H12)	2005 (H17)	2010 (H22)	2015 (H27)	2020 (R2)	2025 (R7)	2030 (R12)	2035 (R17)	2040 (R22)	2045 (R27)	2050 (R32)	2055 (R37)	2060 (R42)	2065 (R47)	2070 (R52)
老年人口	700	667	683	816	1,087	1,467	1,831	1,992	2,209	2,479	2,776	3,096	3,510	3,749	3,778	3,732	3,690	3,738	3,731	3,630	3,460	3,195	2,877	2,626
生産年齢人口	6,124	6,376	6,726	6,607	6,936	6,966	7,169	7,345	7,364	7,246	7,064	6,454	5,765	5,515	5,431	5,157	4,818	4,312	3,876	3,559	3,312	3,140	2,994	2,770
年少人口	3,626	3,055	2,408	2,202	2,648	2,772	2,663	2,231	1,863	1,730	1,637	1,518	1,421	1,396	1,357	1,185	1,045	985	939	882	810	725	648	594
総人口	10,450	10,098	9,817	9,625	10,671	11,205	11,663	11,568	11,436	11,460	11,477	11,072	10,702	10,660	10,566	10,074	9,553	9,035	8,547	8,070	7,582	7,060	6,519	5,991
世帯数	1,870	1,903	1,990	2,109	2,469	2,651	2,774	2,890	3,017	3,264	3,412	3,511	3,528	3,680										

※出典：1955 年～2020 年：国勢調査、2025 年～2050 年：『将来人口推計のためのワークシート（令和６年６月版）パターン１（社人研推計準拠）』（推計値の年齢３区分別人口は端数処理を行っているため、合計が総人口と合わない場合がある。）

（３）出生・死亡、転入・転出

自然増減（出生数－死亡数）については、1990 年（平成２年）以降、出生数が減り続けています。一方、死亡数は増加傾向にあり、1990 年（平成２年）前後から死亡数が出生数を上回る、自然減の時代に入っています。

2023 年（令和５年）では出生数 57 人に対し死亡数は 145 人で、自然増減は－88 人です。社会増減（転入数－転出数）は、1990 年（平成２年）から 2000 年（平成 12 年）までは転入数が上回り、その後、増減を繰り返しましたが、2010 年（平成 22 年）以降は転入数が転出数を上回る傾向にあります。最も減少の大きかった 2008 年（平成 20 年）は転入数 274 人に対し転出数 374 人で、社会増減－100 人でした。2017 年（平成 29 年）以降転入超過となっており、2023 年（令和５年）は 95 人の転入超過となっています。

【図表２　出生・死亡、転入・転出の推移】

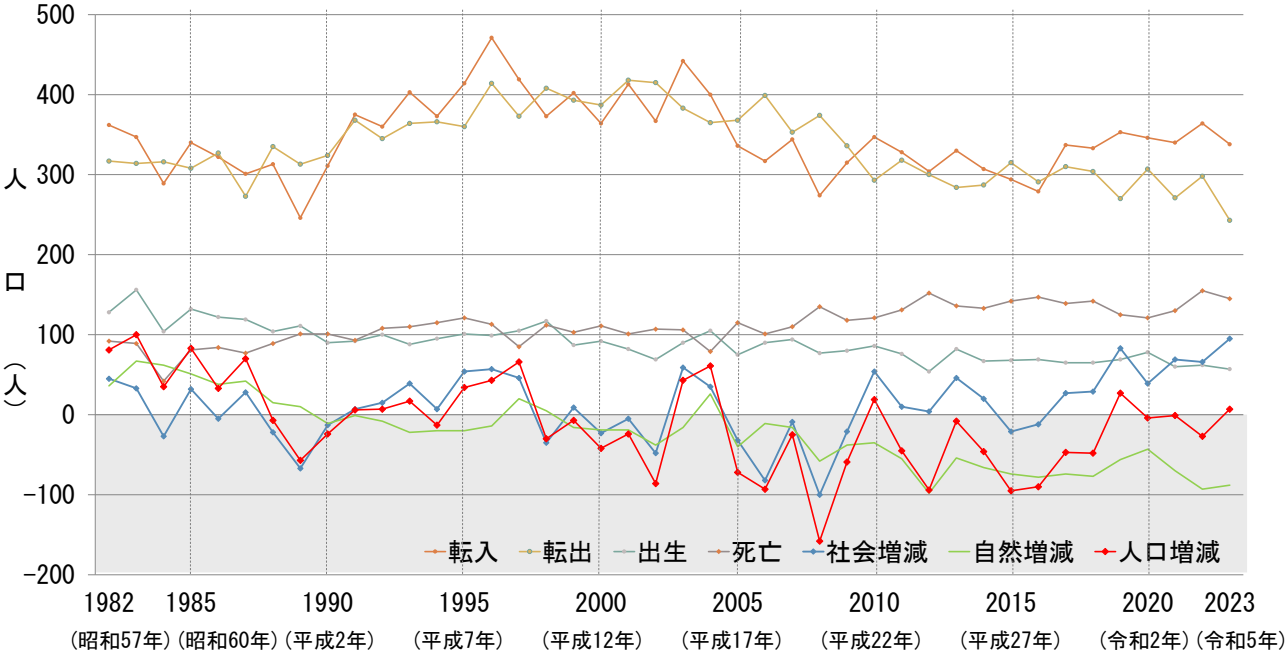

出典：1982 年～1984 年までの人口は国勢調査、1985 年～2023 年（1985 年、1990 年、1995 年、2000 年、2005 年、2010 年、2015 年、2020 年の総人口は国勢調査）は住民基本台帳より作成。人口動態は各年の 1 月 1 日～12 月 31 日の値。

（４）地区別総人口

町外周部と町中心部それぞれの人口推移をみると、町外周部は 2004 年（平成 16 年）から 2023 年（令和５年）にかけて、平均 0.7%ずつ減少しています。町中心部は、数値は微動するものの、2004 年から 2023 年の年平均減少率は 0.1%であり、人口が微減しています。

【図表３　地区別人口の推移】

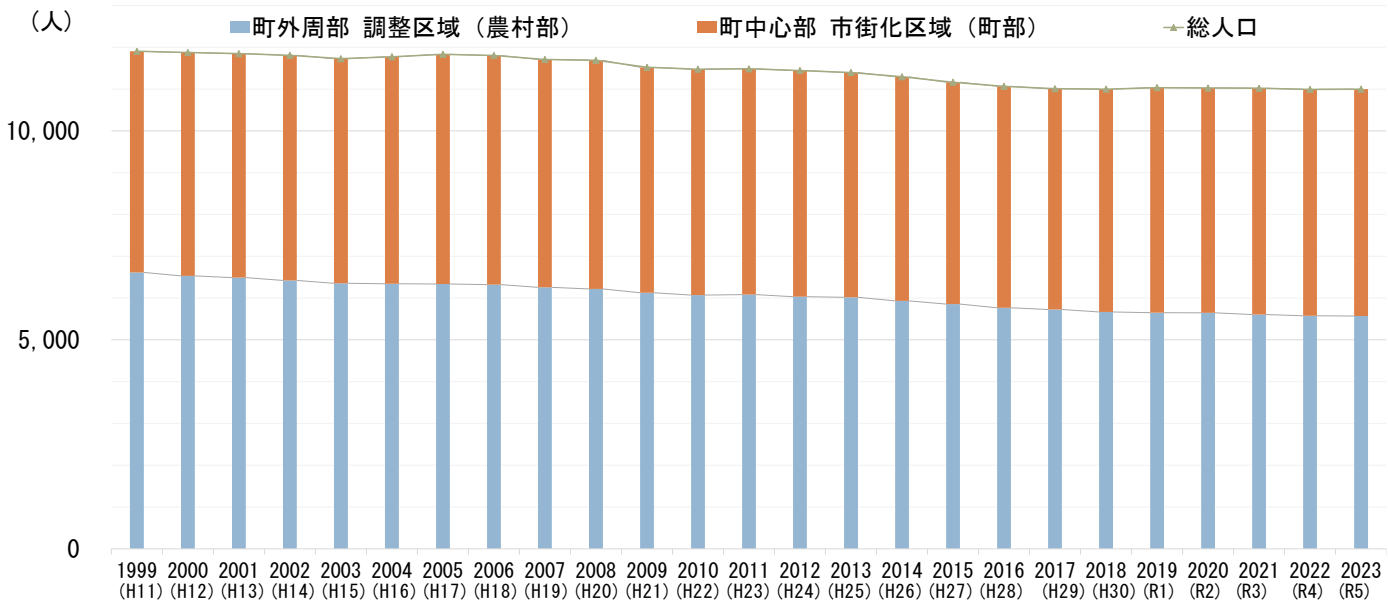

出典：住民基本台帳より作成。人口動態は各年の１月１日～12 月 31 日の値

町外周部：市街化調整区域が占める割合が多い自治会（大島、飯田、林、山王島、北岡、押羽、羽場、六川、中子塚、矢島、清水、中条、松村、雁田、水上）

町中心部：市街化区域の占める割合が多い自治会（東町、上町、中町、伊勢町、中央、中扇、横町、福原、栗ガ丘、松の実、千両、クリトピア）

（４）転入・転出の状況

小布施町における 2023 年（令和５年）の転入数は 338 人、転出数は 243 人であり、純移動数（転入数－転出数）は＋95 人と、転入超過になっています。

転入は県内（通勤通学率 10%圏内）の移動が最も多く、次いで県内（通勤通学率 10%圏外）、転出は、県外（東京圏）、県外（東京圏外）の順です。

【図表４　小布施町の転入・転出の状況（2023 年（令和５年））】

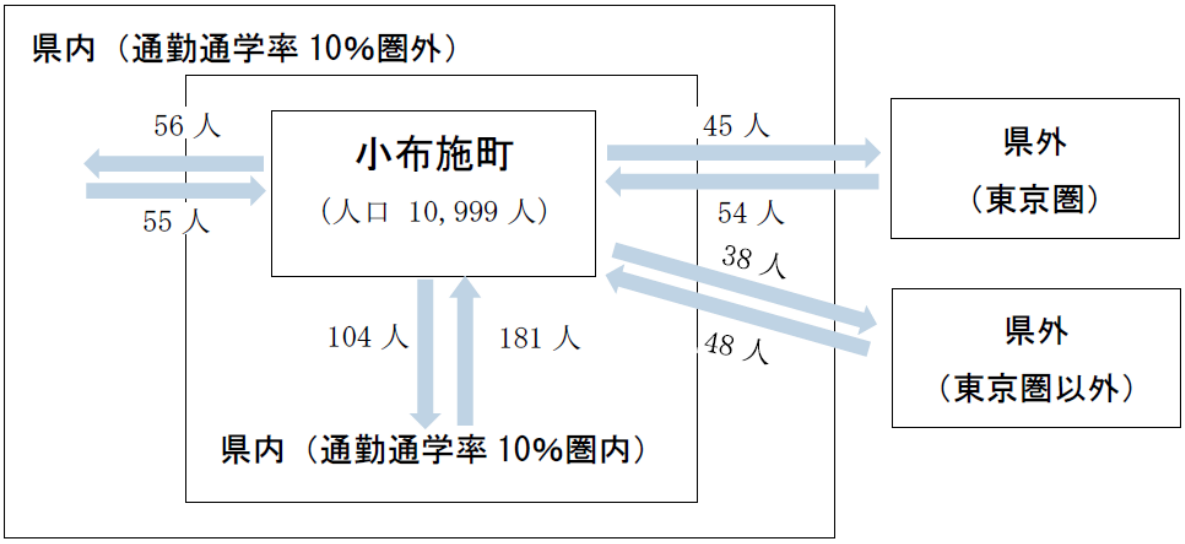

【図表５　小布施町の転入・転出と純移動数（2023 年（令和５年））】

	転入数	転出数	純移動数	純移動の割合
県内 （通勤通学率 10%圏内）	181	104	77	81.1%
県内 （通勤通学率 10%圏外）	55	56	-1	-1.1%
県外（東京圏）	54	45	9	9.5%
県外（東京圏以外）	48	38	10	10.5%
合計	338	243	**95**	100.0%

注）通勤通学率 10%圏内は長野市、須坂市、中野市。東京圏は、東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県。
出典：住民基本台帳、2023 年 12 月 31 日現在

（５）性別・５歳階級別転入・転出の状況

転入の多い階級は、男性は 20～24 歳、25～29 歳、30～34 歳です。女性は、20～44 歳までの階級において 15 人以上の転入がみられ、特に 25～29 歳の転入が多くなっています。男女ともどの階級も、県内（通勤通学率 10%圏内）からの転入が多くなっています。

【図表６　５歳階級別転入数の状況（男性，2023 年（令和５年））】

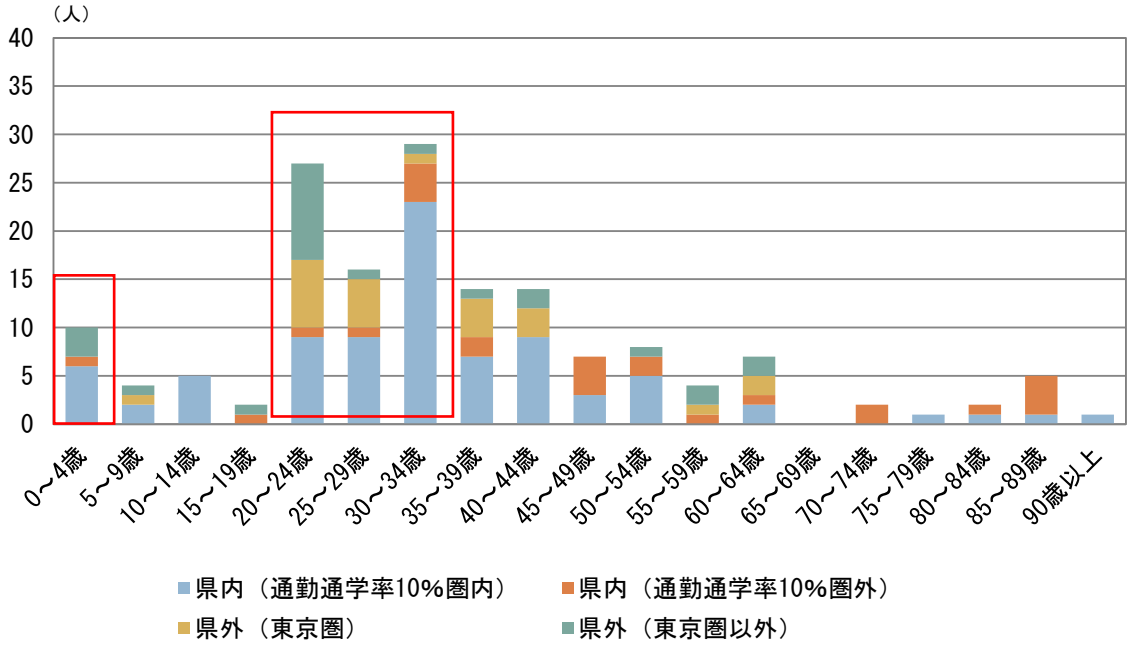

【図表７　５歳階級別転入数の状況（女性，2023 年（令和５年））】

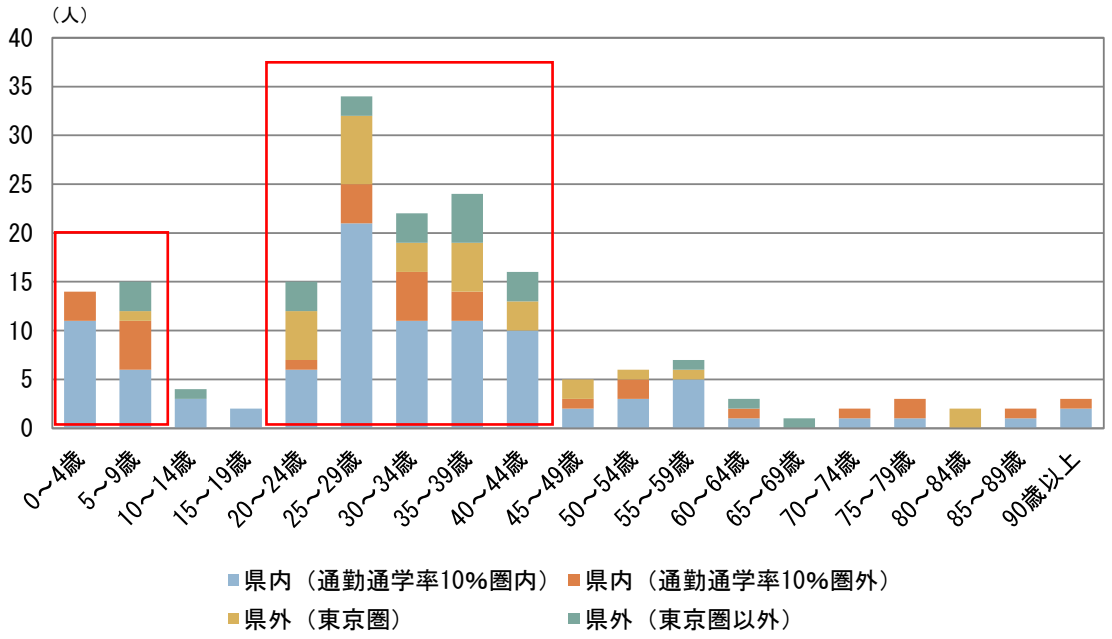

【図表８　５歳階級別転出数の状況（男性，2023 年（令和５年））】

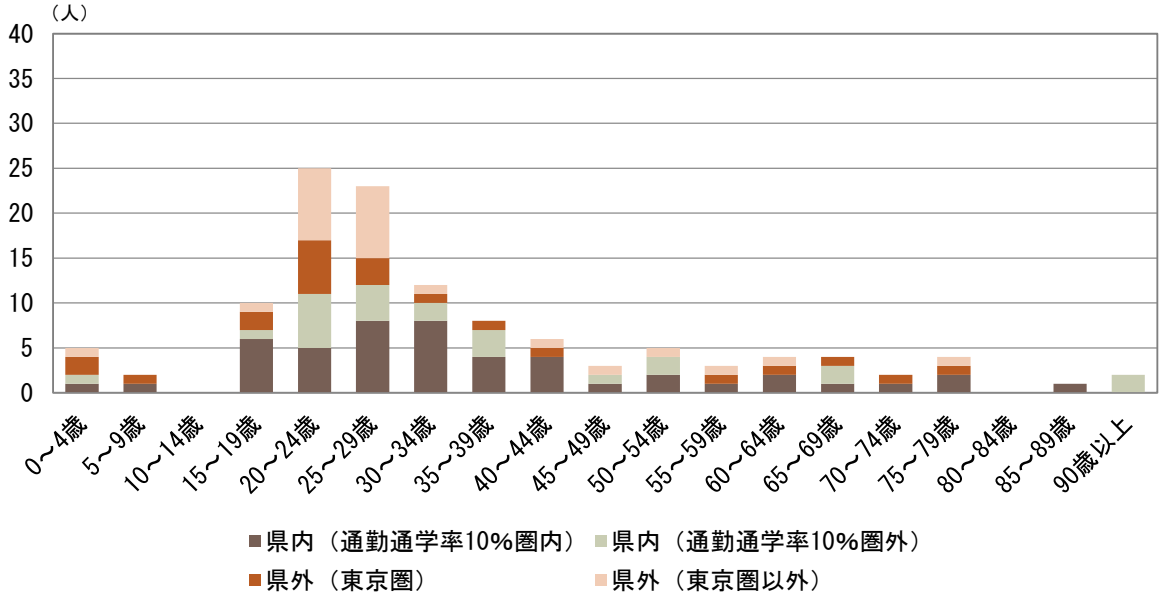

【図表９　５歳階級別転出数の状況（女性，2023 年（令和５年））】

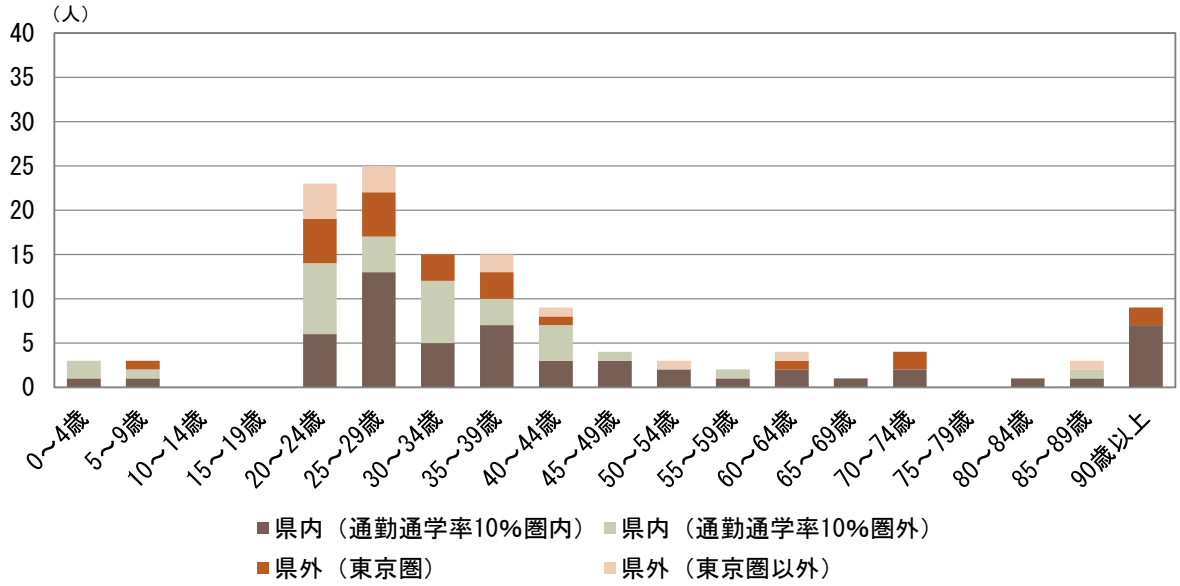

純移動（転入数－転出数）は、男女ともに 0～14 歳はプラス（転入超過）となっています。男性は、15～19 歳でマイナス（転出超過）となり、30 歳～64 歳まではプラス（転入超過）です。特に、30～34 歳の県内（通勤通学率 10%圏内）からの転入が多くなっています。

女性は、20～24 歳でマイナス（転出超過）となり、25～59 歳まではプラス（転入超過）です。特に 25～29 歳の県内（通勤通学率 10%圏内）からの転入が多くなっています。

【図表 10　５歳階級別純移動数の状況（男性，2023 年（令和５年））】

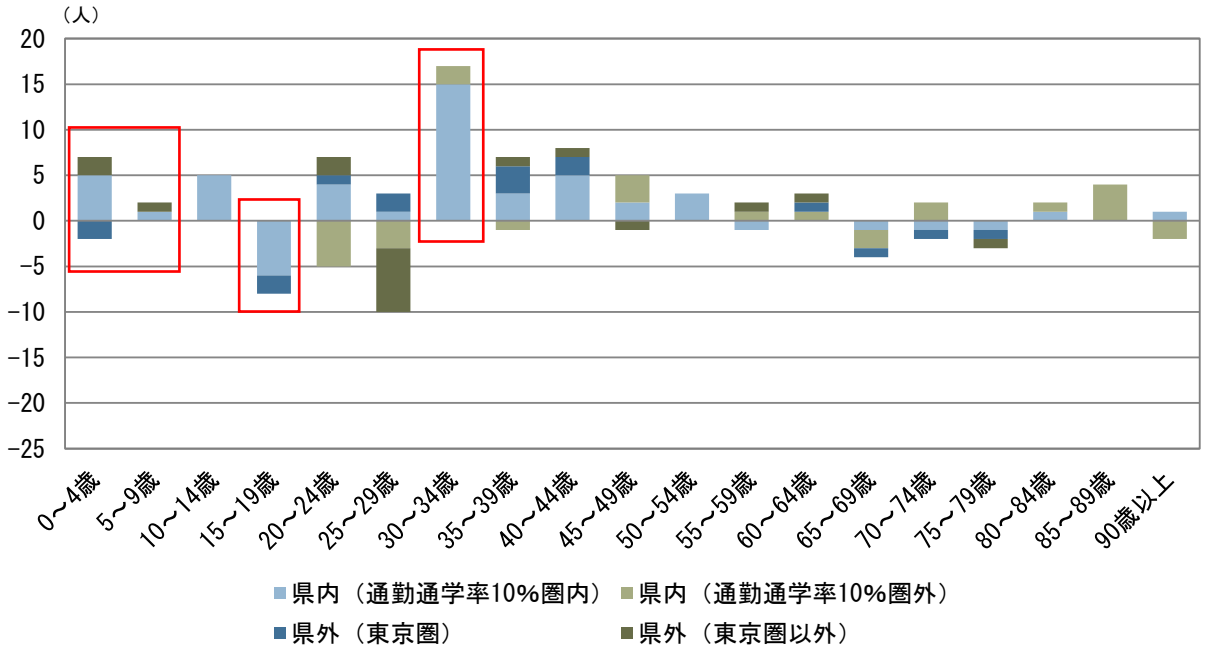

【図表 11　５歳階級別純移動数の状況（女性，2023 年（令和５年））】

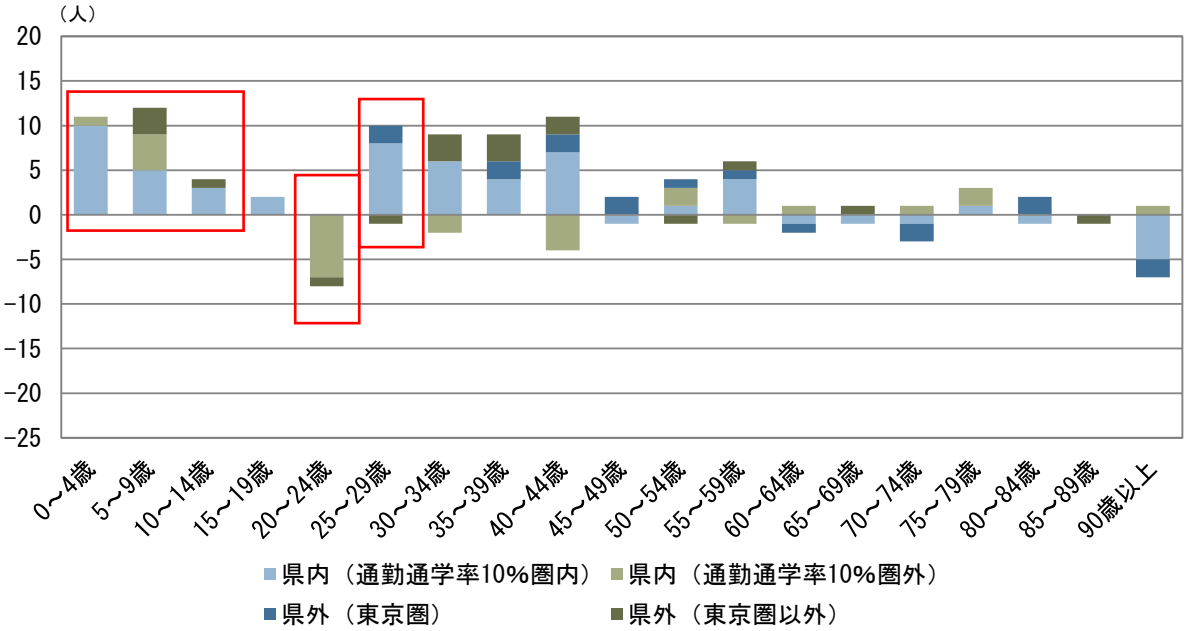

出典：住民基本台帳、2023 年 12 月 31 日現在

（６）子育て世帯の社会増減

子育て世帯を 0～9 歳・30～39 歳と想定した場合、**小布施町の 2019 年（令和元年）から 2024 年（令和６年）**におけるこども 0～9 歳、30～39 歳の社会増減（転出入）の平均人数は、0～9 歳が 34 人、30～39 歳は 34 人の**転入超過で４人家族とした場合、17 世帯の社会増**となります。

【図表 12　2019 年（令和元年）～2023 年（令和５年）の転入・転出者数】

	2019年（令和元年）					2020年（令和2年）					2021年（令和3年）				
	転入		転出		増減	転入		転出		増減	転入		転出		増減
	男	女	男	女		男	女	男	女		男	女	男	女	
0～4歳	31	20	10	8	33	19	16	12	11	12	13	20	6	2	25
5～9歳	9	11	0	3	17	3	9	6	3	3	7	10	5	0	12
25～29歳	15	32	12	29	6	29	29	27	23	8	30	31	25	21	15
30～34歳	32	35	24	26	17	21	29	18	16	16	26	24	20	17	13
35～39歳	25	20	7	7	31	15	15	11	16	3	15	17	8	12	12
40～44歳	15	15	13	5	12	13	13	13	10	3	11	16	9	8	10
25～39歳合計	72	87	43	62	54	65	73	56	55	27	71	72	53	50	40
30～39歳合計	57	55	31	33	48	36	44	29	32	19	41	41	28	29	25
30～44歳合計	72	70	44	38	60	49	57	42	42	22	52	57	37	37	35

	2022年（令和4年）					2023年（令和5年）					5カ年平均				
	転入		転出		増減	転入		転出		増減	転入		転出		増減
	男	女	男	女		男	女	男	女		男	女	男	女	
0～4歳	26	15	8	5	28	10	14	6	4	14	20	17	8	6	22
5～9歳	8	7	4	1	10	4	15	1	2	16	6	10	3	2	12
25～29歳	31	29	37	32	−9	16	34	18	27	5	24	31	24	26	5
30～34歳	25	27	21	23	8	29	22	15	12	24	27	27	20	19	16
35～39歳	22	24	10	12	24	14	24	5	15	18	18	20	8	12	18
40～44歳	10	11	11	4	6	14	16	6	5	19	13	14	10	6	10
25～39歳合計	78	80	68	67	23	59	80	38	54	47	69	78	52	58	38
30～39歳合計	47	51	31	35	32	43	46	20	27	42	45	47	28	31	33
30～44歳合計	57	62	42	39	38	57	62	26	32	61	57	62	38	38	43

※平均値は、四捨五入した整数としており、増減の合計値が合わない場合がある。

年齢階級別の人口変化分析

（１）性別・年齢階級別の人口変化の状況

男性・女性ともに「10～14 歳が 15～19 歳になるとき」及び「15～19 歳が 20～24 歳になるとき」に大幅に人口が減少しています。これは、高等教育機関などへの進学や町外への就職に伴う転出が主な要因であると考えられます。

一方、「20～24 歳が 25～29 歳になるとき」、「25～29 歳が 30～34 歳になるとき」に人口が増加しています。これは、結婚、もしくは大学卒業後のＵターン就職に伴う転入の影響が考えられます。

なお、「60～64 歳が 65～69 歳になるとき」以降も人口が減少しますが、これは自然増減によるものであると考えられます。

【図表 13　性別・年齢階級別人口変化（2015 年（平成 27 年）→2020 年（令和２年））】

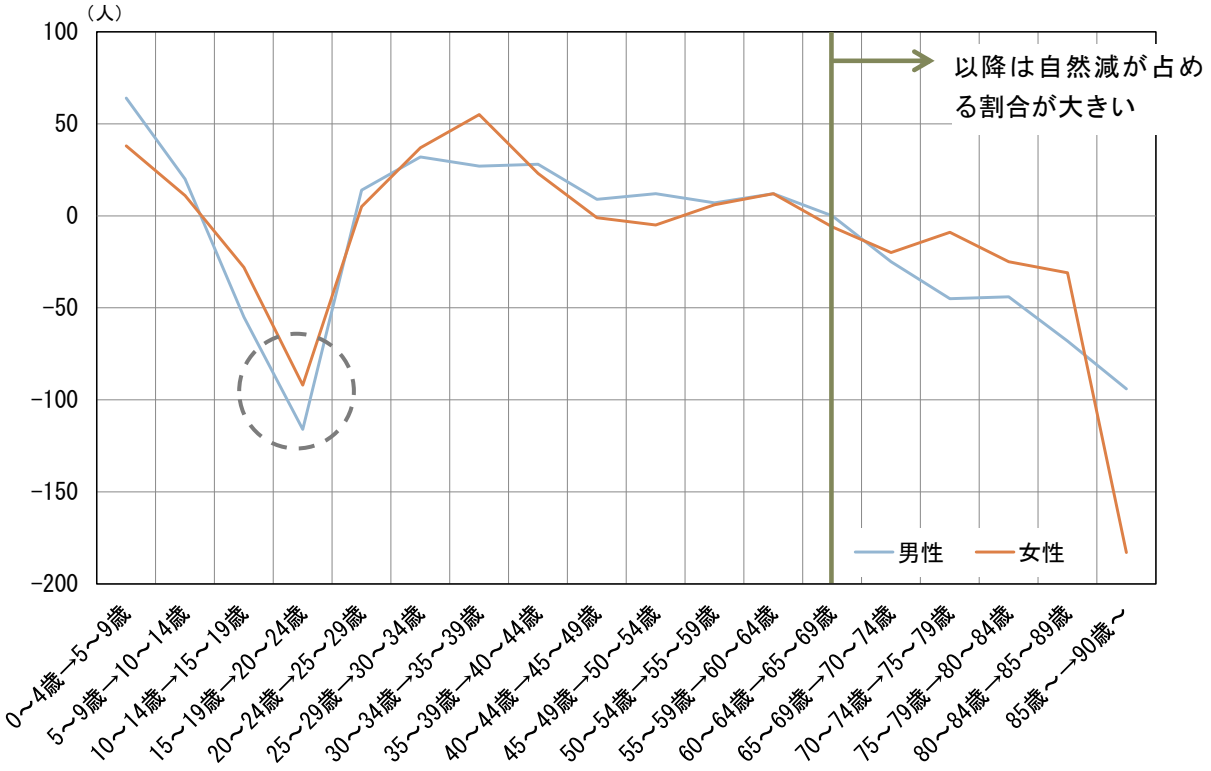

（２）性別・年齢階級別の人口変化の長期的動向

【図表 14　年齢階級別人口変化の長期的動向（男性, 1990 年（平成２年）→2020 年（令和２年））】

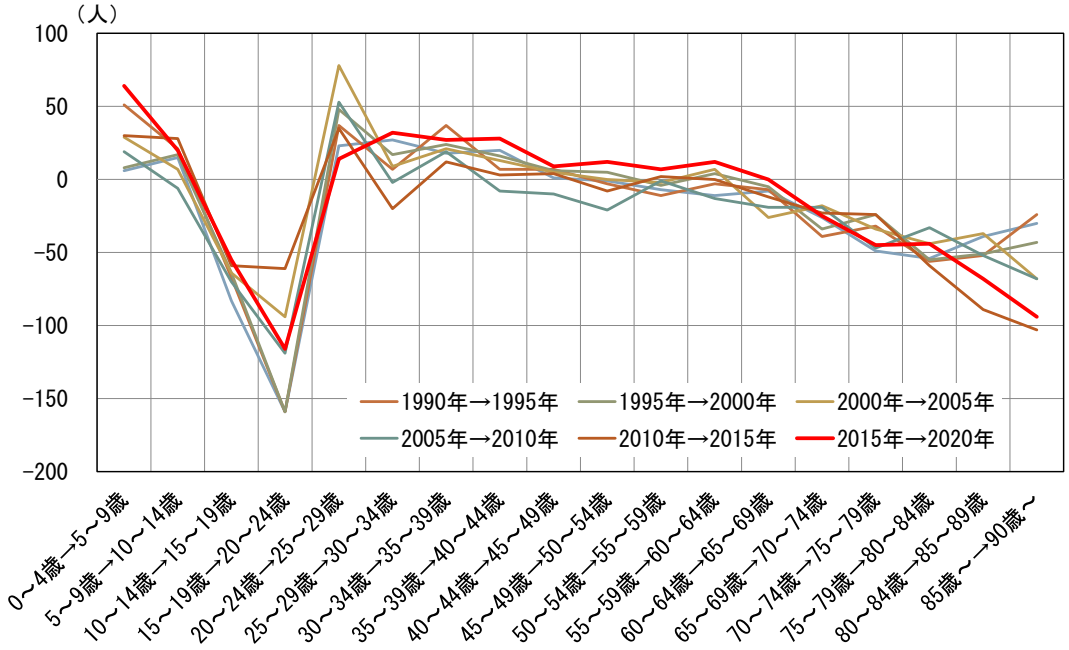

【図表 15　年齢階級別人口変化の長期的動向（女性，1990 年（平成２年）→2020 年（令和２年））】

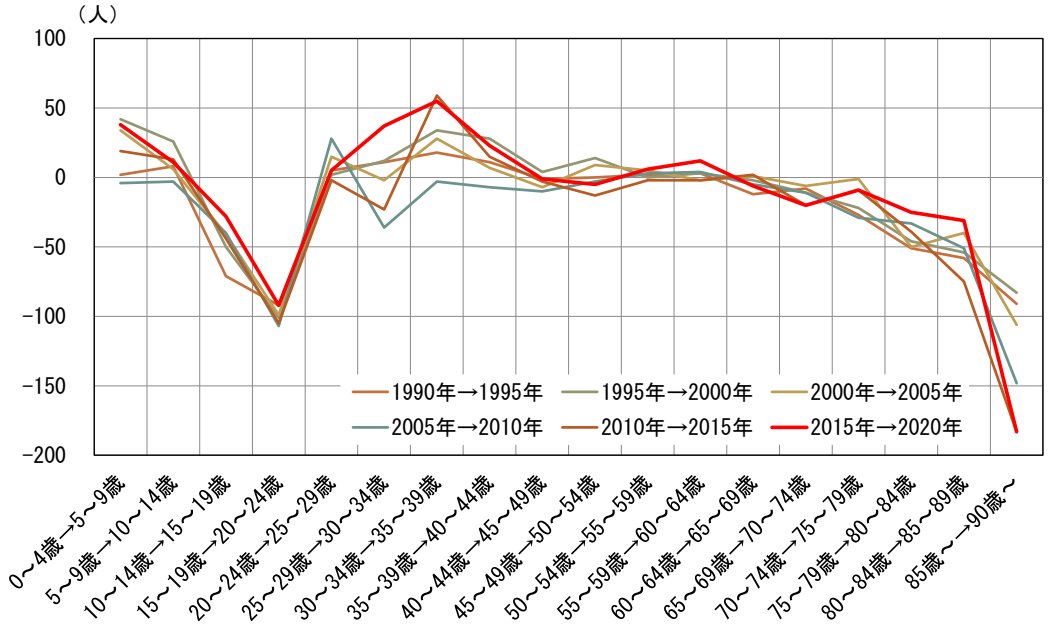

出生に関する分析

小布施町における合計特殊出生率は 2008 年（平成 20 年）～2012 年（平成 24 年）の 1.39 から増加傾向にあり、2013 年（平成 25 年）～2017 年（平成 29 年）、2018 年（平成 30 年）～2022 年（令和４年）では、1.51 に増加しています。**2018 年（平成 30 年）～2022 年（令和４年）では、全国値と長野県値を上回っています。**

【図表 16　合計特殊出生率の推移】

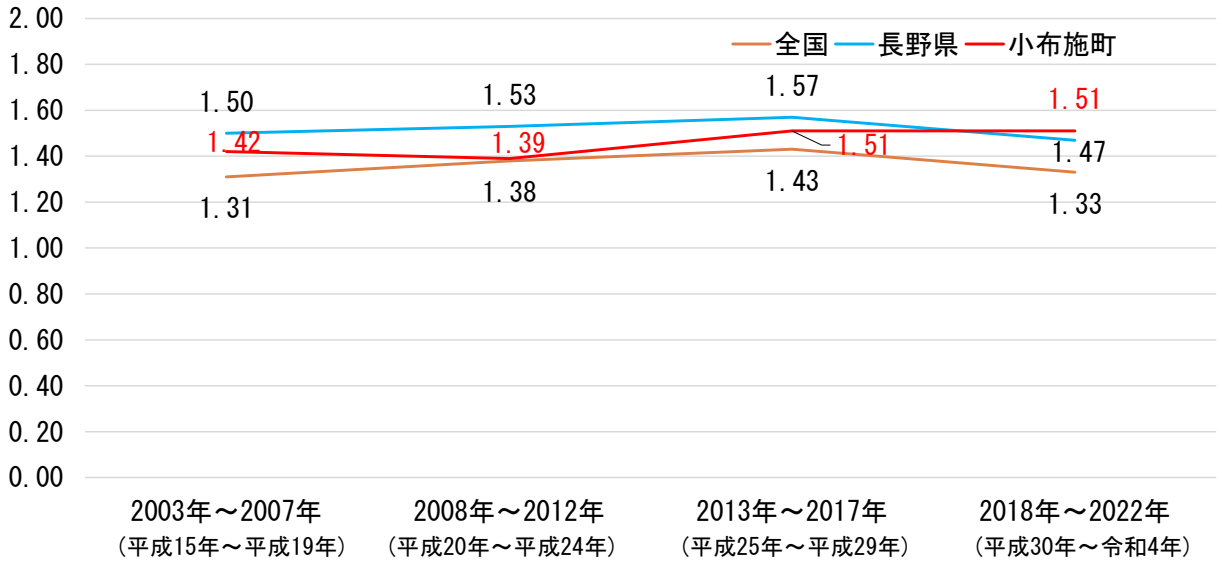

【図表 17　合計特殊出生率】

	2003 年～2007 年	2008 年～2012 年	2013 年～2017 年	2018 年～2022 年
全　　国	1.31	1.38	1.43	1.33
長 野 県	1.50	1.53	1.57	1.47
小布施町	**1.42**	**1.39**	**1.51**	**1.51**

出典：2018 年（平成 30 年）～2022 年（令和４年）　人口動態保健所・市区町村別統計

※合計特殊出生率　「15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1 人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当しますが、本統計では、５歳階級別の出生数及び女性の日本人人口で算出しています。15 歳及び 49 歳の出生数にはそれぞれ 14 歳以下、50 歳以上を含んでいます。なお、年齢不詳は年齢階級別に按分して加えられています。

雇用や就労に関する分析

（１）産業別就業者の状況

第１次産業、第２次産業の就業者数はどちらも減少傾向にあります。**第３次産業の就業者数は** 2005 年（平成 17 年）以降に減少し、**2010 年（平成 22 年）以降に増加しています**。就業者の構成比をみると、第１次産業の就業者割合が国や県よりも多くなっています。

【図表 18　産業別就業者の推移】

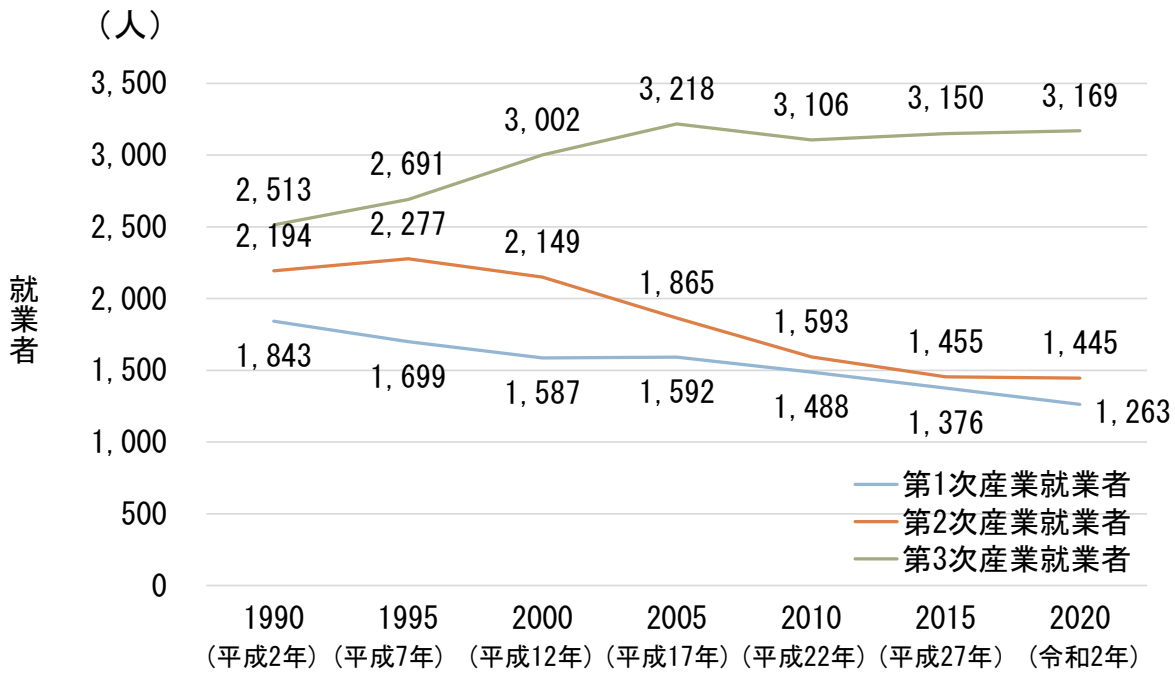

【図表 19　産業別就業者構成比（2020 年（令和２年））】

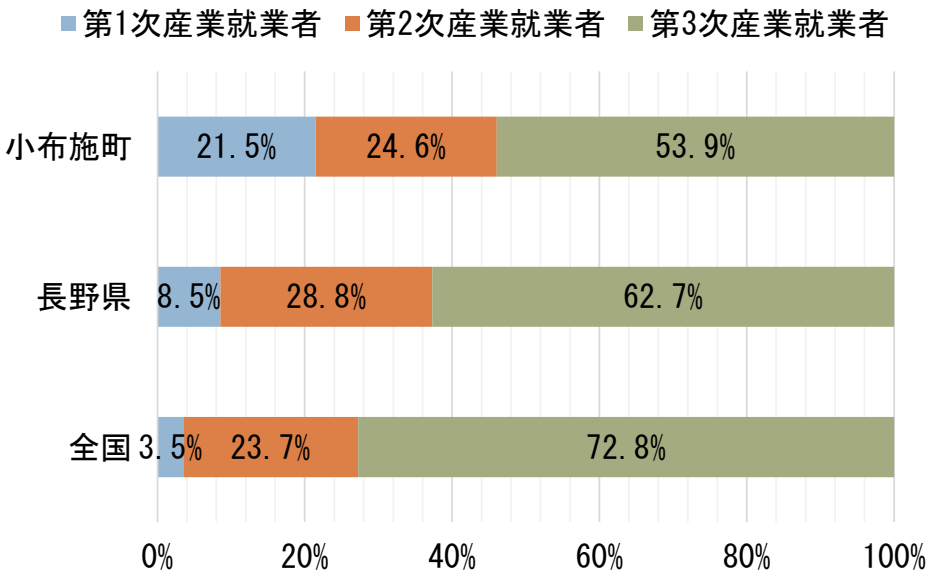

出典：国勢調査

（２）男女別産業人口の状況

男性は、農業、建設業、製造業、卸売・小売業の就業者が多くなっています。女性は、農業、製造業、卸売・小売業、医療・福祉の就業者が多くなっています。

特化係数（産業別の小布施町の就業者比率／全国の就業者比率）をみると、農業が男女とも（男性 6.2、女性 8.0）高く、次いで複合サービス事業（男性 1.9、女性 1.6）、製造業（男性 1.1、女性 1.3）が高くなっています。

【図表 20　男女別産業人口（2020 年（令和２年））】

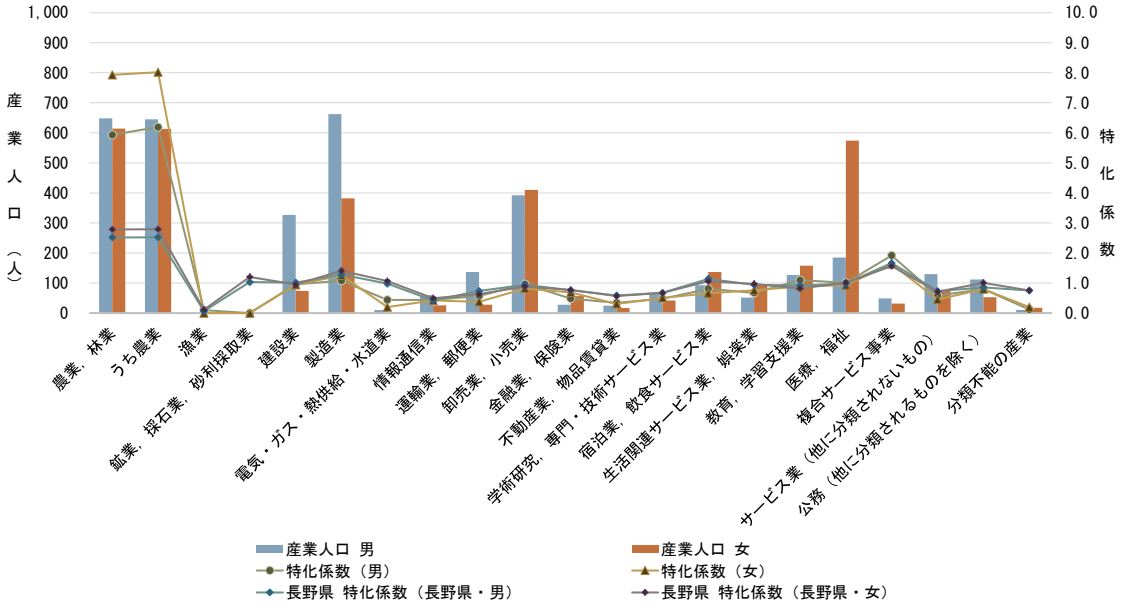

出典：国勢調査

特化係数：産業別の小布施町の就業者比率／全国の就業者比率

（３）年齢階級別産業人口の状況

男女ともに就業者数と特化係数が最も高い農業は、60 歳以上が約 70%を占めており、高齢化が進んでいます。今後、就業者が急激に減少する可能性があり、担い手の確保が課題となっています。

製造業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業、医療福祉は、比較的年齢構成のバランスが取れており、幅広い年齢層の雇用の受け皿となっています。建設業も比較的年齢構成のバランスが取れていますが、15～29 歳の割合が低い点が懸念されます。

【図表 21　年齢階級別産業人口の割合（2020 年（令和２年））】

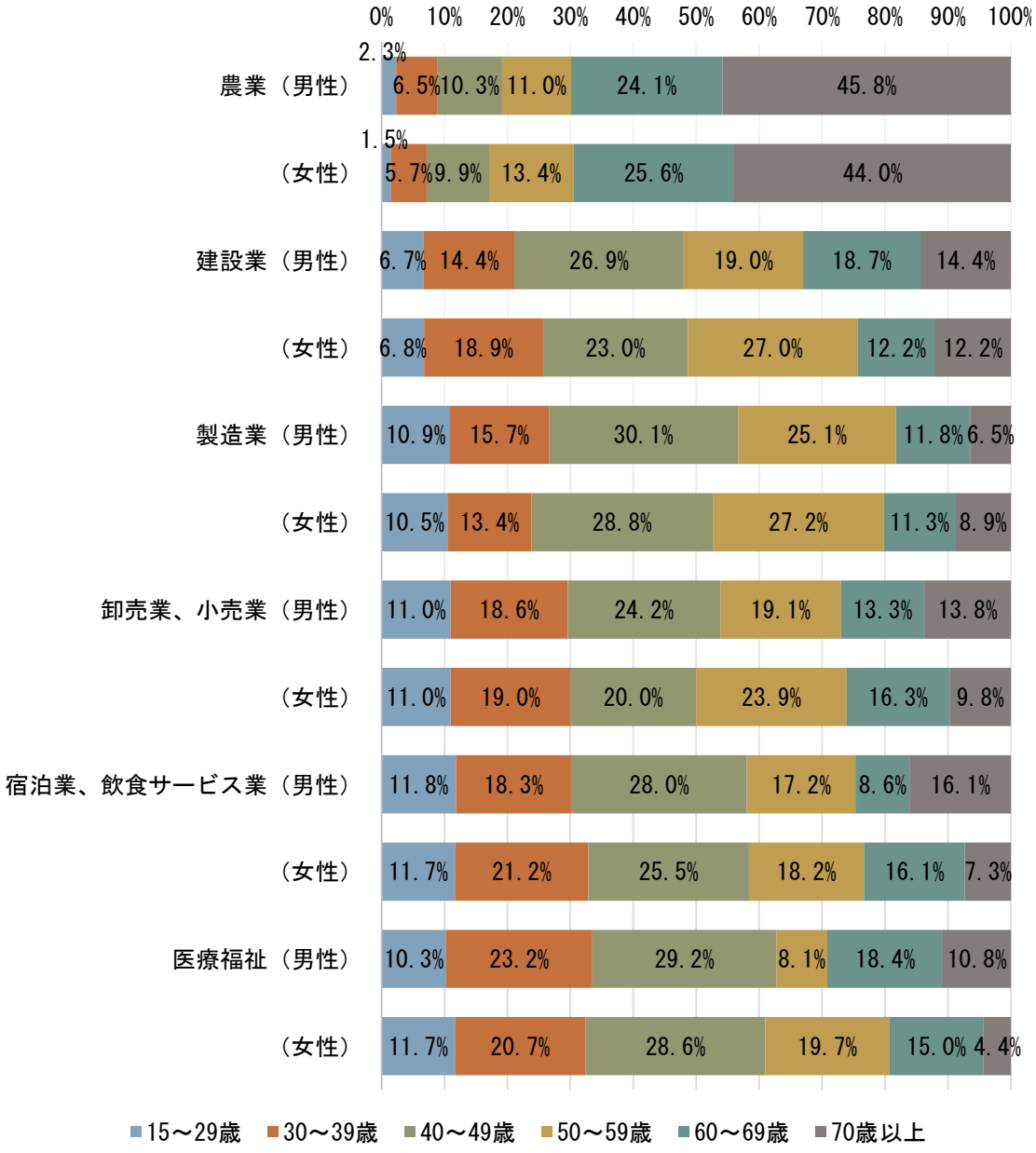

出典：国勢調査

※100 分率は、小数点第 2 以下を四捨五入しており、合計が 100.0%にならない場合がある。

3　町民アンケートによる町民の意向

【アンケート概要】

項　目	内　　容
対象者	小布施町民 1,000 名
抽出方法	小布施町に住民票のある 15 歳以上の町民から、1,000 名を性別・年代・居住地を考慮して無作為で抽出
配布	郵送による配布４月 26 日（金）発送
回収	郵送による回収５月 20 日（月）締め切り
回収数・回収率	回収数：361 枚、回収率：36.1%

（１）小布施町の魅力について

小布施町に対して感じる魅力、好きなところは、「町外の人から「小布施っていいよね」と言われることがある」が 60.6%で最も多く、次いで「山や緑など自然環境に恵まれている」49.0%、「観光資源や歴史的資産に恵まれている」が 40.6%となっています。

【図表 22　小布施の魅力・好きなところ】

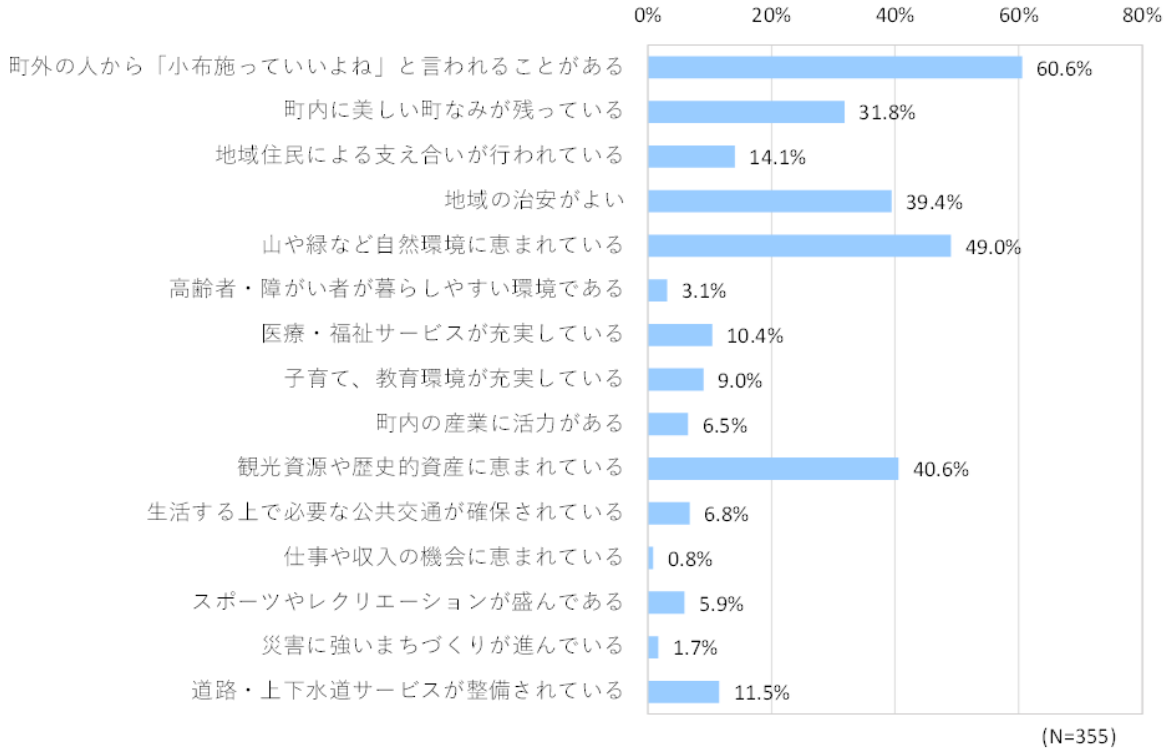

（２）小布施町での居住意向について

今後の小布施での居住意向の割合は、「住み続けたい」、「できれば住み続けたい」の合計が 83.7%を占めています。

【図表 23　小布施での居住意向】

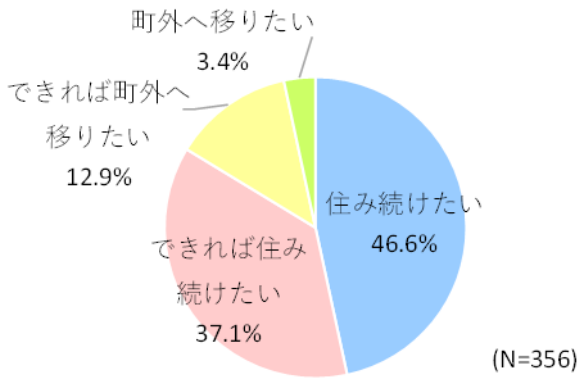

（３）小布施町の問題点について

小布施町に対して感じる問題点は、「生活する上で必要な公共交通が確保されていない」が 45.6%で最も多く、次いで「仕事や収入の機会が少ない」が 38.7%、「道路・上下水道サービスが不十分である」が 31.7%となっています。

【図表 24　小布施の問題点】

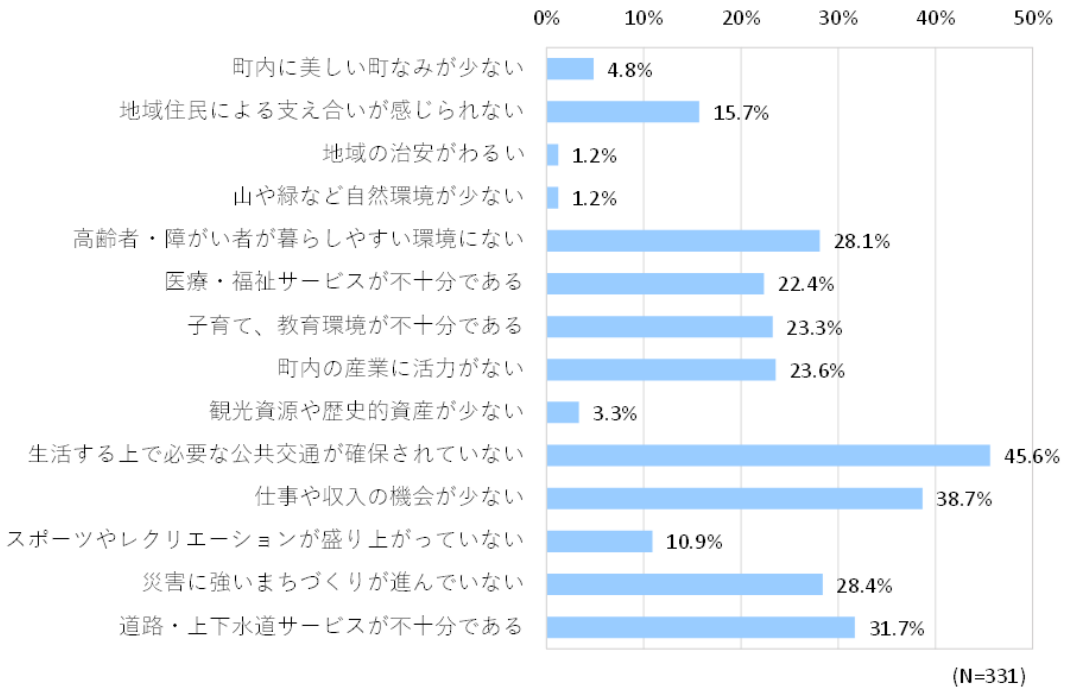

（４）小布施町のこれからのまちづくり施策について

得点順位では、「出産・子育て・教育（出産・子育て支援、幼児教育、学校教育、教育機関との連携）」が 1,792 点で最も高くなっています。

（得点は、1 位を 7 点、2 位を 6 点、3 位を 5 点、4 位を 4 点、5 位を 3 点、6 位を 2 点、7 位を 1 点とし、全順位の得点を合計した点数）

【図表 25　充実を図るべき分野（得点順）】

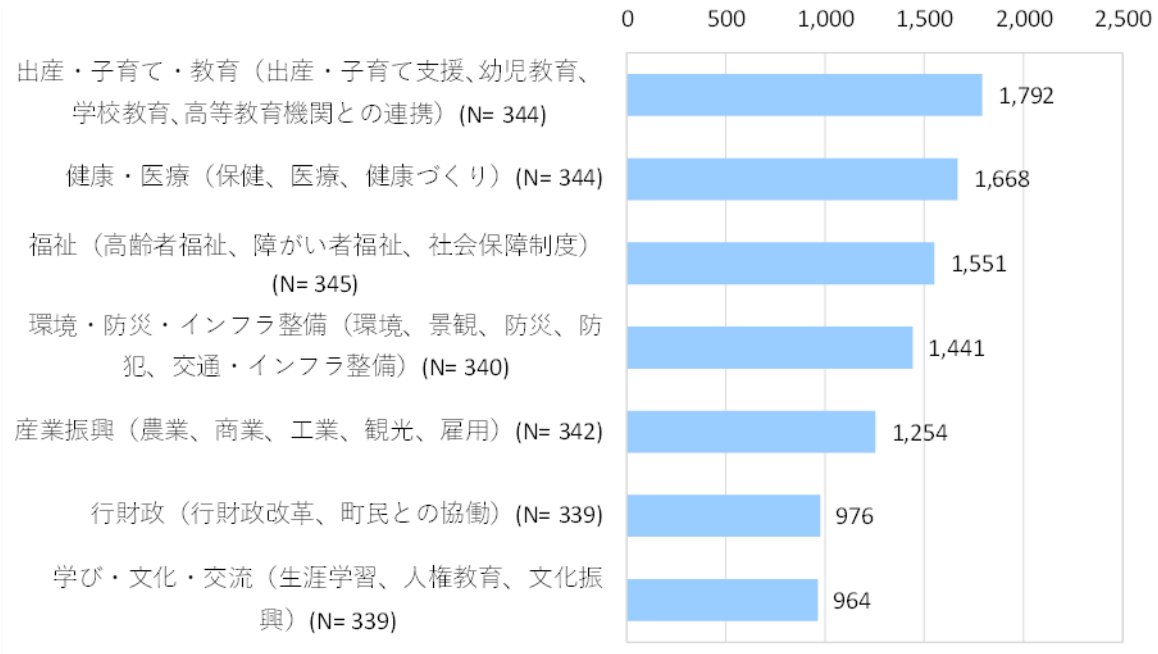

4　財政状況の見通し

（１）税収の減少（町民税）

町税は町民税、固定資産税、軽自動車税等から構成されています。**一般的に町民税は人口の影響を受けやすい**とされています。2024 年度（令和６年度）の予算より、**生産年齢人口（15～64 歳）一人あたりの町税額を算出し、それを基に町税の変化をみると、2024 年（令和６年）の 1,164 百万円が 2070 年（令和 52 年）は 594 百万円と、ほぼ半減**します。

税収全体においては人口減少の影響を受けにくいものもありますが、政策的な投資を行うためにも財政効率化の必要性が高いと考えられます。

【図表 26　町税の変化】

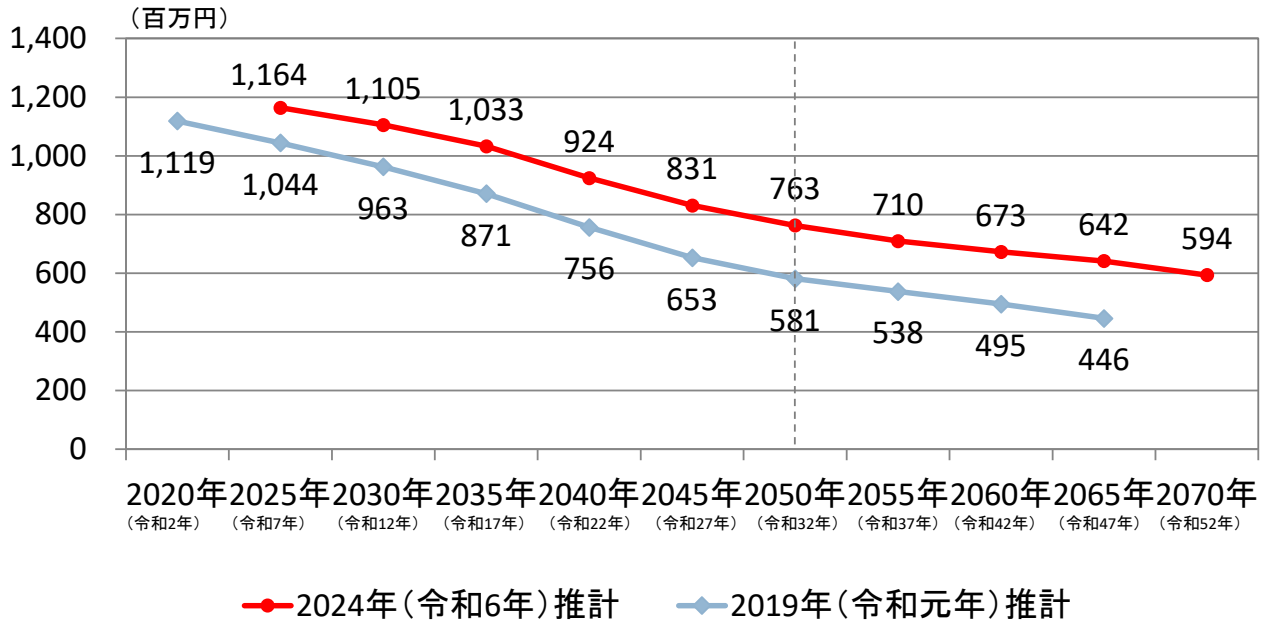

※社人研[5]「日本の地域別将来推計人口（2023 年（令和５年）推計）」より作成

2019 年推計は 2019 年度（令和元年度）の予算額、町税 1,119 百万円を、生産年齢人口 5,278 人（2020 年（令和２年）推計値）で除すことにより、生産年齢人口 1 人あたりの町税を 212,012 円とし、算出しました。2024 年推計は、2024 年度（令和６年度）の予算額、町税 1,164 百万円を生産年齢人口 5,431 人（2025 年（令和７年）推計値）で除すことにより、生産年齢人口 1 人あたりの町税を 214,325 円とし、算出しました。

イ　町債の状況（普通会計）

【図表 27　町債発行額の推移】　（単位：千円）

年度	2014（H26）決算	2015（H27）決算	2016（H28）決算	2017（H29）決算	2018（H30）決算
町債発行額	287,200	252,900	220,600	285,900	243,500
年度	2019（R 元）決算	2020（R2）決算	2021（R3）決算	2022（R4）決算	2023（R5）決算
町債発行額	331,400	264,300	328,500	179,100	75,600

[5] 国立社会保障・人口問題研究所

【図表 28　公債費(町債元利償還金額)の推移】　（単位：千円）

年度	2014（H26）決算	2015（H27）決算	2016（H28）決算	2017（H29）決算	2018（H30）決算
町債元利償還金額	463,974	429,476	402,513	432,538	384,526
元金	419,739	394,309	374,966	411,571	368,937
繰上償還分	－	－	－	43,000	31,850
支払利子	44,235	35,167	27,547	20,967	15,589
年度	2019（R元）決算	2020（R2）決算	2021（R3）決算	2022（R4）決算	2023（R5）決算
町債元利償還金額	365,971	273,764	290,020	337,379	279,487
元金	354,116	264,806	282,047	327,925	272,780
繰上償還分	58,500	－	－	46,000	－
支払利子	11,855	8,958	7,973	9,454	6,707

※借換債を除いた実質的な借入及び元利償還金額です。

【図表 29　年度末町債残高と実質公債費比率の推移】

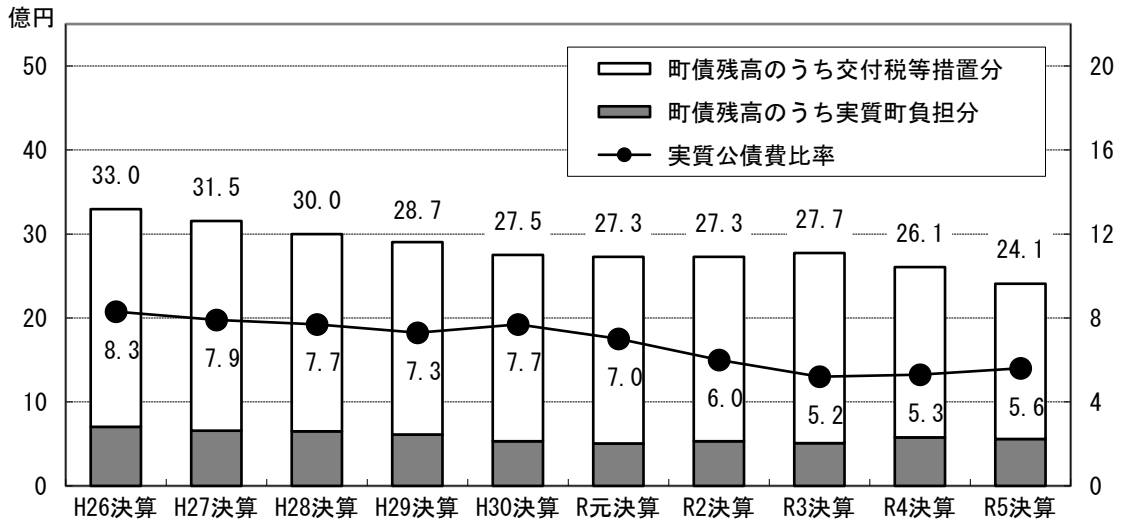

ロ　町債残高

新たな起債を極力抑え、計画的に繰上償還を実施してきた結果、**普通会計の町債残高は、1999 年度（平成 11 年度）の 75 億 1 千万円をピークに減少傾向**にあります。

2023 年度（令和５年度）末の残高 24 億 794 万 3 千円のうち、18 億 4,897 万円(76.8%)程度は後年度に地方交付税での措置など、特定の収入でまかなわれ、実質的には町の負担となりません。

ハ　実質公債費比率

地方債協議制度への移行に伴い新設された指標です。従来の起債制限比率の算定においては対象とされていなかった公営企業会計（上水道事業、下水道事業等）の公債費に充当した

繰出金や、一部事務組合の公債費に係る負担金等を含め、実質的な公債費が標準財政規模に占める割合を示したものです。18%以上の場合は、地方債の発行に際し許可が必要となります。(2023 年度（令和５年度）　県平均:6.3%)

（２）基金の状況（普通会計）

【図表 30　基金残高の推移】

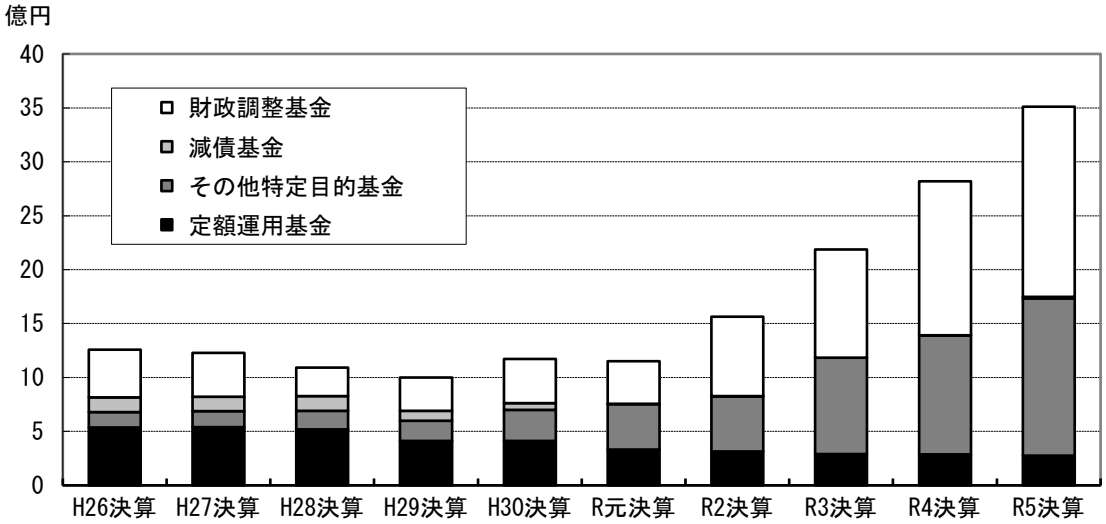

2023 年度(令和５年度)末の基金残高は 35 億 1,148 万 1 千円で、前年度末に比べ 6 億 9,312 万 7 千円増加しました。基金のうち**財政調整基金は前年度末より 3 億 3,638 万円増の 17 億 6,294 万 4 千円となり、2021 年度（令和３年度）末以降、目標の 10 億円を確保している状況**です。総務省が 2017 年（平成 29 年）11 月に実施した全国調査「基金の積立状況等に関する調査」において、財政調整基金の規模の考え方について、市町村（一部事務組合を含まない。）では「標準財政規模等の一定割合」とした回答が多く、そのうち「５%超～20%以下」との回答が最も多くなっている中、小布施町における **2023 年度（令和５年度）末の財政調整基金は、2023 年度（令和５年度）の標準財政規模の 51.4%**となっています。

（３）財政指標の状況（普通会計）

イ　義務的経費

経常的な収入に対して、義務的経費（扶助費、人件費、公債費）などの固定的な費用が占める割合が高まると、財政構造の弾力性が乏しくなり、社会経済状況の変化に対応した町独自の取り組みを行う余裕がなくなります。**町民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、効果的・効率的に事業を実施するとともに、事業の選択と集中を図り、弾力性のある財政構造の維持に努めます。**

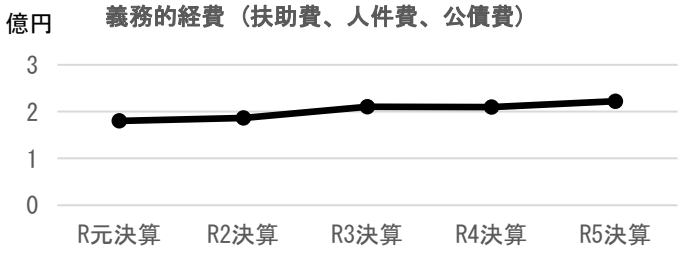

ロ　経常収支比率

経常収支比率が大きいほど、経常的な経費が多いことを表します。

これが 100%を超えると、経常的な一般財源では経常的な経費を賄いきれないということになります。

この値は、70～80%が望ましいとされています。これは経常的な一般財源の 20～30%を新たな町民ニーズへの対応など自由に使えることを意味します。

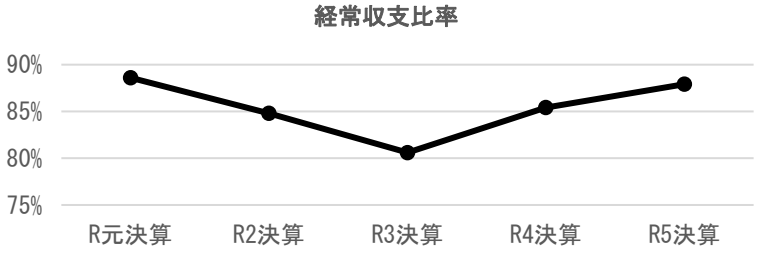

※令和３年度の経常収支比率は、分母に算入される地方交付税が新型コロナウイルス感染症に対する懸念により増となる一方で、分子となる経常的支出が伸びなかったことにより例年に比して低くなりました。

ハ　財政健全化法における基準

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、自治体は健全化判断指標の公表が義務付けられています。公表する指標は①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率及び④将来負担比率の４指標です。

小布施町はいずれの指標も早期健全化の基準値を下回っており、指標の上では健全な財政状況にあるといえます。

年　度	2019 (R 元) 決算	2020 (R2) 決算	2021 (R3) 決算	2022 (R4) 決算	2023 (R5) 決算	（参考）基準	
						早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	—	—	15%	20%
②連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	20%	30%
③実質公債費比率	7.0%	6.0%	5.2%	5.3%	5.6%	25%	35%
④将来負担比率	—	—	—	—	—	350%	—

５　人口の変化が地域の将来に与える影響

人口減少及び人口構造の変容の影響は、長期的かつ多岐にわたることが想定されます。人口減少が長期的に与えるさまざまな影響やリスクを想定した上で、長期的な視点に立ち、政策・施策を検討していく必要があります。

（１）産業への影響

生産年齢人口の減少により労働力不足を招き、雇用の量や質が低下することが懸念されます。また、小布施町の基幹産業である農業については、担い手不足により耕作放棄地の増大と多面的機能の喪失が進み、農山村の風景や環境が維持できなくなる可能性があります。消費人口の減少による市場縮小による事業主の減少や空き家店舗の増加、市街地の空洞化等が更に進み、生活を直接支えるサービスが維持できなくなることが予想されます。

（２）医療・福祉への影響

高齢人口（特に医療や介護の必要度が高い 75 歳以上の高齢者）の増加及び人口に占める割合が高くなることにより、医療や介護の更なる需要増加が見込まれ、社会保障制度を維持することが難しくなります。

高齢者を取り巻く身近な医療、在宅における介護、買い物や見守り支援などへの人材不足が懸念されます。特に高齢者のみの世帯が多くなることから、一人暮らしでの介護状態、老々介護、認知症高齢者に対するマンパワーの確保、孤独・孤立世帯の増加（ひきこもり、8050、9060 問題）への対応が重要となります。

※Ｐ12【図表１　年齢３区分別人口の推移】からは 75 歳以上人口は読み取れませんが、介護保険事業計画Ｐ11・Ｐ12（2040 年（令和 22 年）まで）に記載、以降 2050 年（令和 32 年）までは社人研ホームページ参照。

（３）行財政サービスへの影響

人口減少により、長期的には税収など歳入の減少が見込まれる一方、社会保障関係経費が増加し、財政の硬直化が進行を強めていきます。

また、公共施設・インフラの老朽化への対応等が課題となってきます。

（４）地域生活への影響

地域の担い手不足により自治会やコミュニティの共助機能が低下することや、自治組織の維持が困難になることが懸念されます。これにより、地域行事をはじめ、地域防災活動、青少年の育成等のパトロール活動、除雪等の実施に影響が出る可能性があります。

また、空き家が増加し、倒壊の恐れのある防災上の問題や空き巣等防犯上の問題が発生することも想定されます。

６　第六次計画の人口ビジョンの目標値の達成状況

第六次総合計画の人口ビジョンでは、2025 年（令和７年）に人口 10,264 人を確保することを目

指していました。第六次総合計画の人口ビジョンにおける 2020 年（令和２年）推計値と国勢調査結果（2020 年（令和２年））を比較すると、**総人口が推計値に対して 149 人（全体で 1.1%）上回っています。年齢３区分別人口では、**年少人口（0～14 歳）で 10 人下回っていますが、生産年齢人口（15～64 歳）で 87 人、老年人口（65 歳以上）で 72 人上回っています。

また、**最も目標値を超えた階級は 30～34 歳**で 97 人（29.2%）上回っています。**次いで多いのは 0～4 歳**で目標値を 64 人（19.7%）上回っています。

一方、**目標値を最も下回ったのは 20～24 歳**で、目標値を 40 人（13.3%）下回っています。**次いで 10～14 歳**が 59 人（10.2%）下回っています。

	現人口ビジョン推計値（2020 年）(A)	国勢調査結果（2020 年）(B)	目標値に対する国勢調査結果比較 (B-A)
総人口	10,511	10,660	149
年少人口（0～14 歳）	1,406	1,396	△ 10
生産年齢人口（15～64 歳）	5,428	5,515	87
老年人口（65 歳以上）	3,677	3,749	72

出典：第六次小布施町総合計画人口ビジョン（2020 年（令和２年３月））、国勢調査（2020 年（令和２年））

【第１章のまとめ】

・町を取り巻く状況は大きく変化しており、町として持続していくための対応が求められます。

・老年人口（６５歳以上）は上昇を続け、２０５０年（令和３２年）には生産年齢人口を上回ると推測されます。

・２０１７年（平成２９年）以降は転出よりも転入が上回っており、転入は県内（通勤通学率１０％圏内）の移動が最も多くなっています。

・２０２０年（令和2年）の総人口は、２０１９年（令和元年）に設定した目標値１０，２６４人を達成しています。子育て世帯を０～９歳・３０～３９歳と想定した場合、２０１９年（令和元年）～２０２４年（令和６年）の期間に年平均１７世帯６８人の社会増があったことになります。

・合計特殊出生率は、２０１８年（平成３０年）～２０２２年（令和４年）では全国値と長野県値を上回っています。

・男女ともに就業割合の大きい農業は、６０歳以上が約７０％を占め、高齢化が進んでいます。

・町民ニーズに柔軟に対応できる財政運営を行えるよう、効果的・効率的に事業を実施するとともに、事業の選択と集中を図り、弾力性のある財政構造の維持に努めます。

■第２章　基本構想

第１節　将来像

私たちがいきいきと暮らし、
つながりの力で輝くまち小布施

小布施町が目指すまちの姿を明確に示すこと、その将来像を町民、地域と共有し、共に手を携え取り組むことで、これからの新しい未来、新しい小布施町を創ることができます。

今までも、そしてこれからも、まちづくりの主役は、この町に暮らす私たち一人ひとりです。

そして、これまで引き継がれてきた小布施町の歴史、文化、伝統を未来につなげ、私たち一人ひとりが「これからも小布施町に住み続けたい」と思い、それぞれの幸せを追求・実感できることが大切です。

私たちが、小布施ならではの歴史文化息づく美しい町並みや農村風景の中で、人や地域・コミュニティとの交流を楽しみ、つながり合いながら、その人らしさが尊重され、自分らしくいきいきと過ごすことで、周りの人々がその活力と魅力に引き込まれ、将来にわたって賑わいが続いていくまちを目指します。これが、第七次総合計画が描く小布施町の将来像です。

【将来像に込められた想い】

- まちづくりの主役は、小布施町民の「私たち」である。
- 地域のつながり、人と人とのつながりを大切にし、小布施に暮らすことに一人ひとりが誇りや幸せ、安心を感じられるまち
- 住む人がいきいきと暮らすことで、その活力やポジティブな雰囲気が、まちの外へも伝わり、それに人々が呼び込まれるように自然と賑わいが生まれるまち
- 四方を山や川に囲まれ、農業が息づく緑あふれる風景を守り、自然と調和した暮らしと景観を大切にしたまち
- 先人たちの築いた文化や気風、伝統を継承しながら、小布施に暮らすすべての人が健やかに自分らしく生活していけるよう、新しい未来を共に創造するまち

第２節　基本理念

基本理念は、まちづくりに対する取り組み姿勢を示すものです。町では３つの基本方針を掲げて、将来像の実現を目指します。

１　【暮らしを豊かに】居心地よく住み続けたくなるまち

町では、これまで住む人の暮らしを第一に取り組んできました。私たちが穏やかな日常生活を過ごすためには、生活に関わるインフラの整備・充実のほか、災害や健康、事件、事故、そしてその人自身が生まれながらにして持つ権利などに対する心配事から解放されている環境が必要です。快適で心地よいまちは私たちにとってだけでなく、訪れる人にとっても安らぎを感じさせる魅力となります。小布施町に関わるすべての人が心地よさや住みやすさを感じ、安心して安全に暮らせるまちを目指します。

２　【共創・協働】誰もがまちづくりに積極的に参画するまち

町が抱える課題の解決や目指すべき将来像を実現するには、私たち一人ひとりのまちづくりへの参画が不可欠です。町政情報を積極的に発信し、課題解決に向けて町民と行政が情報を共有する開かれた町政を推進するほか、町民との対話を積極的に行い、これまでまちづくりに関わっていない人やこれから関わる人を含め、多様な価値観、信念を持つ人が集まって話し合い、協働によってまちづくりを進めます。

３　【チャレンジ】未来に向けて挑戦し続けるまち

オープンガーデン事業や大学との協働、若者会議やバーチャル町民会議、HLAB[6]などに代表される、これまでの時代を先取りした取り組みの精神を継承し、人口減少や少子高齢化、技術革新など、目まぐるしく変化する社会情勢の中で、今後も持続的な生活環境、地域社会・経済を実現するためには、時代の潮流を的確に捉えることが大切です。これまでの取り組みの本質的な部分は継承しながら、既成概念にこだわらず、新たな考え方や方法論の導入と推進を図り、新時代を拓くまちづくりに挑戦していきます。

---

[6] エイチラボ。夏休みを有効活用する体験的な学びとして、国内外で活躍する社会人、日本国内、海外の外国人大学生を講師として招へいし、宿泊を伴う短期間の英語力の強化・海外留学の機運醸成する、高校生向けの夏合宿。

第３節　人口ビジョン

第１章で見てきた小布施町のこれまでの人口動向や将来の見通しを踏まえ、2030 年（令和 12 年）の人口の将来展望と目標を示します。

人口減少が避けられない社会情勢のなかで、2019 年（令和元年）から 2024 年（令和６年）の期間で子育て世帯年平均 17 世帯 68 人が転入超過となっており、特に転入者の居住場所の確保に関して宅地開発が大きく寄与していると考えられますが、第３章で触れるように、計画的な土地利用の観点からもこのような取り組みに頼るのではなく、基本理念をモットーに将来像を目指すことで、転出を抑え定住を促進していくことも重要です。

このことから、町では、10 年後の 2035 年（令和 17 年）に人口１万人を維持するため、2045 年（令和 27 年）まで毎年子育て世代 12 世帯 48 人の転入超過と、合計特殊出生率 1.51[7]を維持し、2030 年（令和 12 年）は国勢調査人口 10,269 人を目指します。

項　　目	基準値（2020 年（令和２年））	**目標値（2030 年（令和 12 年））**
国勢調査人口(10 月 1 日現在)	10,660 人	**10,269 人**

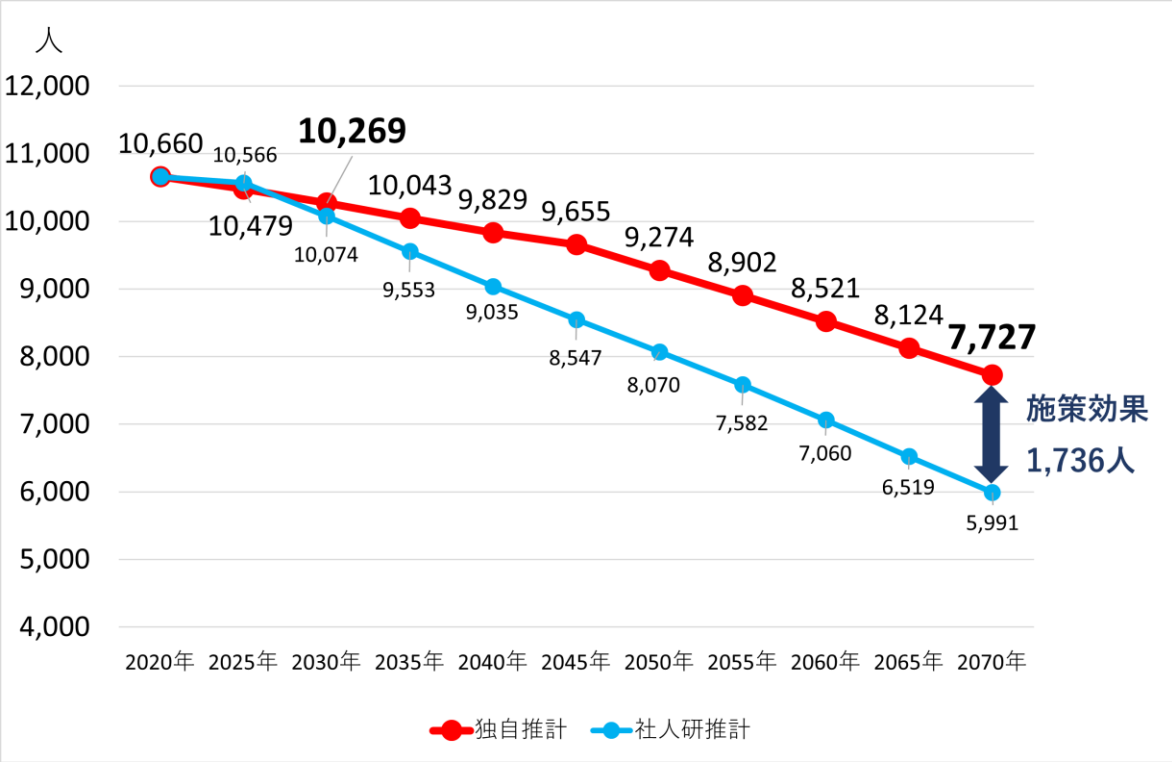

※「社人研推計」とは、社人研（国立社会保障・人口問題研究所）「日本の地域別将来推計人口（2023 年（令和５年）推計）」に準拠した内閣府提供のワークシートに示された推計値。将来の生残率、純移動率、子ども女性比及び 0-4 歳性比の各指標を利用した推計（コーホート要因法による将来人口推計）を行っているものです。

[7] 2018 年（平成 30 年）～2023 年（令和５年）の人口動態統計の出生数及び死亡数、並びに 2020 年（令和２年）国勢調査による日本人人口を基に作成。

独自推計　年齢３区分別人口の推移（2020 年（令和２年）～2070 年（令和 52 年））

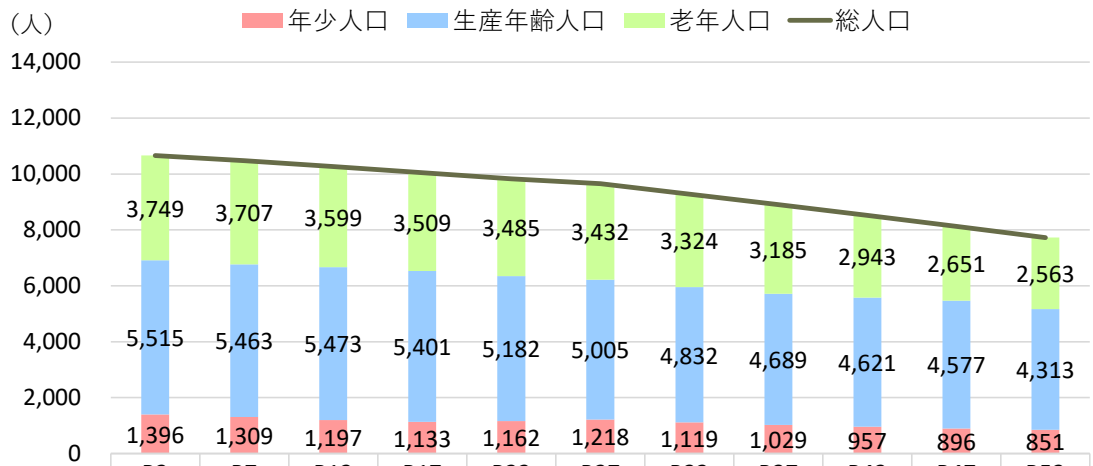

	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42	R47	R52
老年人口	3,749	3,707	3,599	3,509	3,485	3,432	3,324	3,185	2,943	2,651	2,563
生産年齢人口	5,515	5,463	5,473	5,401	5,182	5,005	4,832	4,689	4,621	4,577	4,313
年少人口	1,396	1,309	1,197	1,133	1,162	1,218	1,119	1,029	957	896	851
総人口	10,660	10,479	10,269	10,043	9,829	9,655	9,274	8,902	8,521	8,124	7,727

出典：2020 年：国勢調査、2025 年（令和 7 年）～2070 年（令和 52 年）は独自推計

※推計値は、小数点第１位以下を四捨五入しており、年齢３区分別人口の合計が合わない場合がある。

独自推計　小中学校１学年の平均人数の推移（2020 年（令和２年）～2070 年（令和 52 年））

町では、第五次総合計画から、１学年平均人数 100 人を目指してきました。独自推計では 2030 年（令和 12 年）に 88 人となる推計ですが、社人研推計（国立社会保障・人口問題研究所による、日本の将来推計人口）と比べると、2070 年（令和 52 年）には 20 人の差が見込まれます。将来に向けた意欲的な目標として、第七次も引き続き１学年平均人数概ね 100 人を目指します。

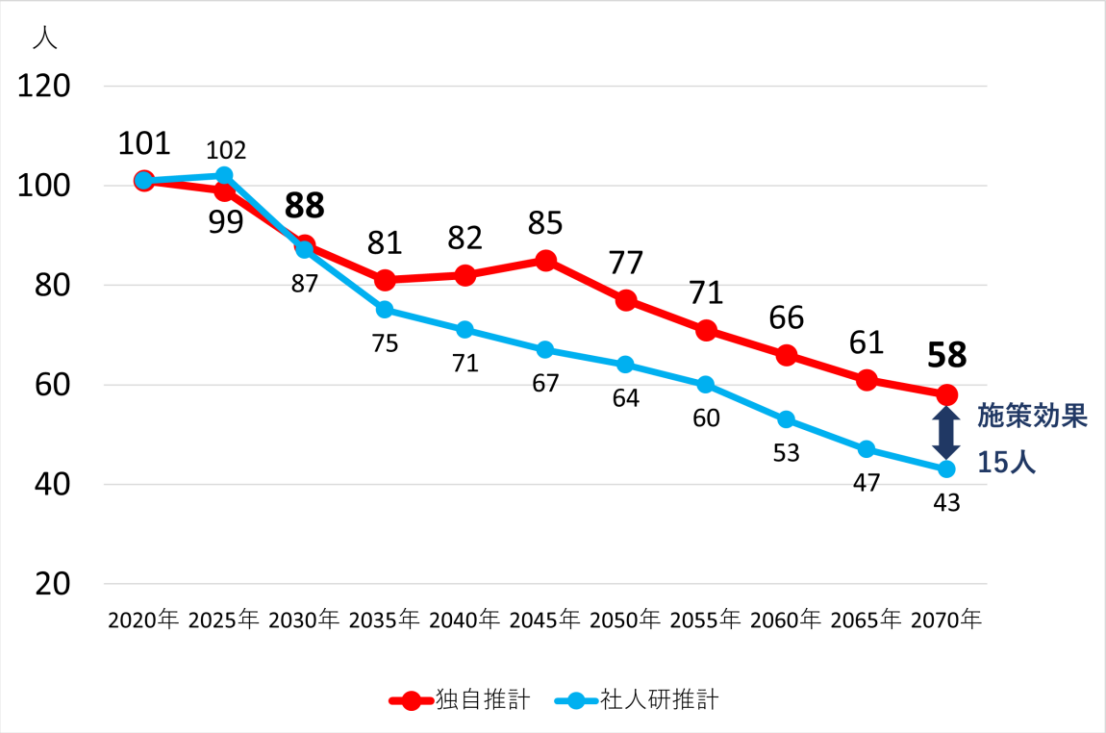

■第３章　土地利用の方向性

土地は、私たちの暮らし、産業活動などの基盤であり、限られた貴重な資源です。生活環境の確保や、自然環境・景観の保全、防災などの観点から、市街化区域[8]と市街化調整区域との調和がとれた土地利用を推進します。総合的かつ計画的な土地利用を推進するため、土地利用の方向性を以下のように定めます。

第１節　持続可能な都市経営に向けた土地利用上の課題と強み

１　課題

市街化区域では、市街化を促進するなかで民間事業者の尽力もあり市街化が進み、人口増加に一定程度寄与したと考えられます。しかしながら、市街化区域内の農地と緑地の減少により、近年のゲリラ豪雨時の排水路のオーバーフロー、農地への雨水の流入等による浸水が見られるとともに、小布施らしい風景が失われつつあることも事実です。

また、人口減少による空き家・空き店舗・空き地の増加も昨今顕著となっており、景観や防犯など多方面において課題となっています。

２　強み

市街化区域と市街化調整区域を線引きしたことにより、営農環境が守られ、コンパクトでまとまりのある都市づくりが進められてきました。

市街化調整区域の既存集落、市街化区域がまとまりを持つことで、インフラの維持管理費用が抑えられ、人口減少していくなかで、既により持続可能なまちづくりを可能としています。

また、景観のグラデーションが形成され、それぞれの地域で異なった景観的魅力を持ったまちづくりが可能となりました。

第２節　土地利用の方向性

町では、ここ数年の宅地造成により、市街化区域の人口密度が 39.6 人/ha と国が線引き地域で定める人口密度に達しつつあり市街化区域の市街化が進みました。

2070 年（令和 52 年）に向け、町の~~では~~総人口は~~及び出生率の維持、地区別年齢構成の維持を目指しますが、町の独自推計でも~~ 8,200 人弱になることが見込まれており、~~います。~~この現象は日本全体でみられることであるため、確実に人口が減少していくことを受け止め、将来的に空き家・空き地を増やさないこと、災害に対応したまちづくりを進めること、小布施らしい景観を次世代に残すこと、市街化調整区域のコミュニティを維持することを目的として土地利用に関する方向性を定めます。

---

[8] 小布施町は、昭和 44 年に都市計画の指定を受けて、行政区域 1,907ha のうち雁田山を除く 1,677ha が都市計画区域に指定されています。都市計画区域は、市街化区域（152ha）と市街化調整区域（1,525ha）に区分され、用途地域が指定されています。

■地域資源を活用する土地利用

少子高齢化、人口減少等が急速に進み、開発できる土地も限られている小布施町にあって、将来も持続可能なまちとして存続していくために、空き家・空き店舗・空き地を積極的に活用します。

■市街地の緑の確保とよりゆとりある住宅地の形成、災害への備え・営農環境の維持

市街化区域内に残る農地を活用し、緑と花に囲まれた小布施らしい景観を維持します。

また、水害時に市街地での雨水流出を抑制するためにも、農地の活用により雨水浸透・貯蓄機能を担保します。

■自然環境と農村景観を継承する土地利用

市街化調整区域では、都市計画法第 34 条 11 号区域を維持し、農村地域の維持・保全と集落環境の整備を推進します。住宅と隣接した農地の営農環境を担保する施策を検討し、農業生産環境を整えながら、集落の世帯分離、新規就農者や区域外からの人口の受け入れを進めます。

■歴史ある建造物と文化施設を活かした魅力的な中心市街地の土地利用

歴史文化資源を活かした町並みづくりを進め、住む人や訪れる人々にとってうるおいや安らぎ、交流を創造する場として、魅力ある町並みづくりを進めます。

国道 403 号や駅前通りでの沿道景観の形成、安全安心の歩道の整備を進めます。

■森林と河川を保全する土地利用

町東部に位置する雁田山、西部を流れる千曲川や松川、北部に流れる篠井川は小布施町の景観を形づくる大切な緑地・河川です。緑地と河川の維持保全を推進します。雁田山は、町内唯一の森林地域として自然環境の保全に努めるほか、一級河川の千曲川・松川・篠井川は、国・県との連携を図りつつ、災害時の溢水対策や河岸緑地の保全、また誰もが水に親しめる空間づくりを進めます。

■土地利用現況図（市街化区域内農地の変遷） ※図中緑の部分が農地

【1989 年度（平成元年度）】市街化区域内の農地

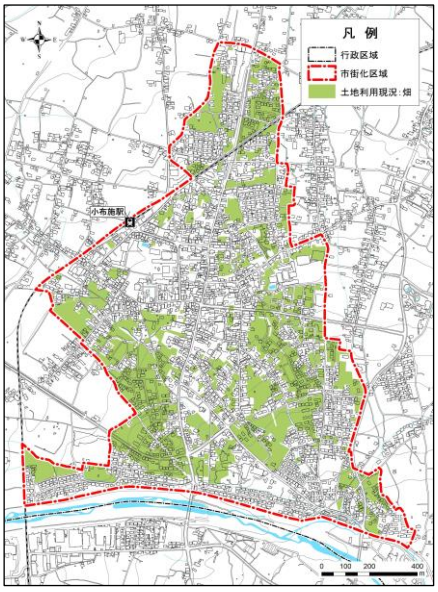

34 年後

【2023 年度（令和５年度）】市街化区域内の農地

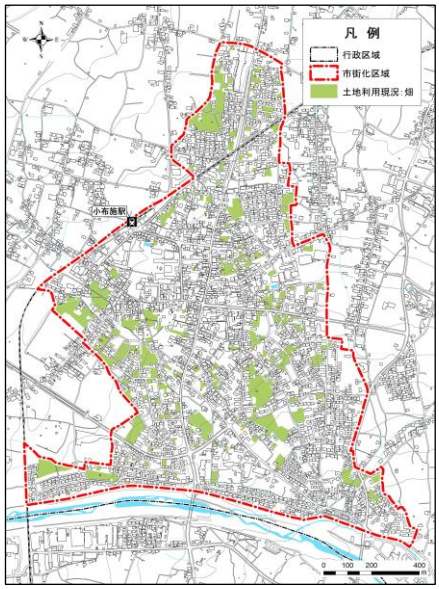

（いずれも小布施町都市計画基礎調査より）

具体的な方針については、以下の計画により示します。

・小布施町都市計画マスタープラン（令和７年度～令和 27 年度）
・小布施町景観計画（令和７年度～）
・小布施町農業振興地域整備計画（令和７年度～令和 17 年度）
・小布施町森林整備計画（平成 27 年度～令和７年度）
・小布施町環境グランドデザイン（令和４年度～令和 12 年度）

■第４章　基本計画

第１節　分野別計画

１　出産・子育て・教育

こどもを産み育てたい人が安心して出産・子育てができる環境づくりや、すべてのこどもが自分の選択に基づいて学び、地域に育まれ、成長できる環境づくりを進めるとともに、総合的な少子化対策を推進します。

分野別目標（ありたい姿）

1　安心して出産・子育てができるまち

2　質が高く、特色ある保育や学びのあるまち

3　誰一人取り残されることなく、安心して学べるまち

4　こどもを地域で見守り育むまち

◆達成目標(KPI)

評価指標	現況値		目標値	該当
	値	年度	（令和 11 年度）	
合計特殊出生率	1.51	平成 30 年～令和４年の平均	1.51（維持）（令和５年～10 年の平均）	全分野別目標
子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査の項目「子育て環境や支援への満足度」で、「満足」「ほぼ満足」と回答した家庭の割合	34.7%	令和５年度	60%	全分野別目標
待機児童数	0	令和５年度	0	分野別目標１
乳幼児健診受診率	96.1%	令和５年度	100%	分野別目標１
総合計画策定アンケート調査の「母子保健と包括的な子育て支援体制の充実」の満足度に、「満足」「まあ満足」を選択した割合	23.6%	令和６年度	50%	分野別目標１
肥満傾向のこどもの割合（学齢期の男児・男子の値が県平均より高い）	９歳　14.6% 12 歳　17.9%	令和４年度	９歳　13% 12 歳　17%	分野別目標１ 分野別目標２
全国学力・学習状況調査の項目「いじめは、どんな理由があってもいけないと思うか」に、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童・生徒の割合	98.6%	令和６年度	100%	分野別目標２ 分野別目標３
全国学力・学習状況調査項目「将来の夢や目標を持っていますか」に、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した生徒の割合	81.1%	令和５年度	100%	分野別目標２ 分野別目標３ 分野別目標４
全国学力・学習状況調査の項目「自分には良いところがあると思うか」に、「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と回答した児童・生徒の割合	87%	令和６年度	100%	分野別目標２ 分野別目標３ 分野別目標４

1 安心して出産･子育てができるまち

安心して出産や子育てができる町、こどもが健やかに育つ町の実現を目指し、妊産婦健診や乳幼児健診、産後ケア事業などの充実を図り、保健・福祉・医療・教育の関係機関・団体が相互に連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型支援を推進します。

◆現状と課題

家族のあり方や家庭を取り巻く環境の変化によって、保護者の子育ての負担や不安、孤立感を抱える家庭が増えている傾向があります。「第３期子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて令和５年度に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果では、日常的に祖父母等の親族にこどもを見てもらえる人が減少していたり、こどもが成長過程で出会う大人の数が減少したりしているといった状況が読み取れます。

子育てについて気軽に相談ができたり、こども同士やその保護者同士、地域の皆さんが交流できる場などの充実や、子育て家庭が孤立せず、地域ぐるみで子育てを行う環境づくりを進める必要があります。

産後ケアの充実や伴走型の相談支援を実施し、すべての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができるよう切れ目ない相談支援体制の強化を図る必要があります。

重点施策　母子保健と包括的な子育て支援体制の充実

妊婦健診、乳幼児健診、健康相談、子育て教室、赤ちゃん訪問などを通じて、妊産婦や乳幼児の健康状態を把握し、母親の子育てにおける孤立を防ぎ、産後うつや児童虐待の予防を図ります。

また、妊娠期から子育て期を通じて保護者の学ぶ機会や相談の充実を図ります。

重点施策　相談支援を通じた妊娠、出産から子育てまでの切れ目ない支援の推進

令和６年度に設置した子ども家庭支援センターと保健センターが連携・協力しながら、健康診査や園巡回、教育支援などを実施します。妊娠期からこどもが 18 歳になるまでの親子・ご家族の悩みや心配ごとなどの相談に応じ、18 歳以降の対象者に対しては福祉担当ときめ細やかに引継ぎを行うなど、のりしろのある重層的な支援を行います。

重点施策　多様な保育サービスの提供と待機児童ゼロの実現

増加する共働き世帯や核家族の世帯が希望する３歳未満児の保育利用に対応できる未満児保育の環境整備に取り組み、かつ、こども誰でも通園制度や一時保育事業など多様な保育ニーズに対応できる支援体制を充実します。

また、誰もが子育てと仕事を両立できるワークライフバランスを推進するため、病児・病後児保育事業の環境整備や放課後児童クラブの充実に取り組むとともに、エンゼルランドセンターを子育て支援の拠点として多くの家庭が集える場所にします。

［基本施策］　結婚支援の充実

結婚を希望するすべての人がその望みをかなえられるよう、関係機関と連携して結婚相談や出会いの場の提供を行うとともに、新婚世帯への経済的支援を行い、結婚しやすい環境づくりを推

進します。

［基本施策］　不妊治療･未熟児養育医療費への助成

県の不妊治療費助成事業の対象外となった治療費に対する町独自の助成や未熟児の養育医療費に対する助成を行うとともに、保健師が相談に応じ妊娠・出産・子育てへの支援を行います。

［基本施策］　子育て世帯への経済的支援の充実

18 歳までのこどもの福祉医療費給付（助成）による医療費負担軽減を継続するとともに、出産祝い金や多子世帯への入学祝い券の給付などの経済的支援を充実し、中学校給食費等教育に係る費用などへの子育て世帯の負担軽減を図ります。

➡関連施策：P51 基本施策　医療･介護･福祉の連携推進

［基本施策］　働く世代の就労と子育ての両立の支援

子育てと、仕事やキャリア形成の調和を図るため、子育て家庭が置かれている環境に応じた保育サービスの提供体制を構築し、子ども家庭支援センターなどの相談体制の充実を図ります。

➡関連施策：P59 基本施策　男女共同参画の推進

2　質が高く、特色ある保育や学びのあるまち

こどもの健やかな体としなやかな心を養うため、幼児期の学校教育や保育、子育て支援体制の充実を図るとともに、幼保小中一貫教育で目指すこども像の実現のため、こども個々の多様性に応じた「学びづくり、心づくり、体づくり」の取り組みを推進します。

◆小布施町幼保小中一貫教育グランドデザインで目指すこども像

１　めまぐるしく変化する国際社会を生き抜くたくましさがあるこども

２　家族・仲間・故郷を愛し、ふるさと小布施に誇りが持てるこども

３　心身ともに健康であるこども

◆現状と課題

町では、園や学校、町民の代表で構成する「小布施学園コミュニティ・スクール運営委員会」を中心に、幼保小中一貫教育で目指すこども像の実現に向け、成長期に応じた様々な取り組みを行っています。

家族のあり方が多様化する中、子育て世帯の転入や共働き世帯の増加等もあり、保育ニーズは依然として高い状況が続いています。「第３期子ども・子育て支援事業計画」策定に向けて実施したニーズ調査によると、現在、就労していない保護者であっても今後の就労を希望する人が多く、保護者の就労意向は高まっています。それに伴い、保育ニーズは今後も高く、特に３歳未満の低年齢児の保育環境の整備や放課後児童クラブの充実が求められます。

多様化する保育ニーズや保育士等の人材確保が困難な状況の中、町立園への入園受け入れ数を増やしていますが、毎年入園の調整をお願いする家庭が 20 件程度あります。

また、小・中学校の施設や設備等の老朽化への対応や照明の LED 化等による学習環境の向上を

図る必要があり、特に建築から 40～50 年経過し老朽化が進む各保育園の建替えまたは長寿命化への対応も急務です。

重点施策　こどもの成長を育む支援体制の充実

職員の能力の向上に努めるとともに、インクルーシブ教育[9]の実現への理解を深め、園巡回相談、教育相談、教育支援委員会開催等により保育や教育の支援体制の充実を図ります。

➡関連施策：P54 重点施策　障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容体制の構築

重点施策　低学年からの学習支援体制の充実

こどもが主体的に学び続ける力や意欲を持てるよう学習支援を強化し、低学年からの基礎学力の定着や学力向上を図ります。

重点施策　町立保育所の将来像の策定と環境整備の推進

将来にわたり利用する園児数や保育ニーズを捉え、町立園のあり方を検討した基本構想を策定し、基本構想に基づき老朽化したつすみ保育園の建て替えを進めるとともに、保育の質の向上や特色ある保育環境の整備を進めます。

重点施策~~[基本施策]~~　幼保小中 12 年間一貫したこどもの育成

幼保から中学卒業までの 12 年間を、こどもの成長期に沿った「学びづくり、心づくり、体づくり」の活動を通じて、好奇心・探求心の育成や協働的に学ぶ力の育成に重点的に取り組みます。

［基本施策］　規則正しい生活の普及

自然の中での遊びなどを通して成長に必要な力を身に付けるとともに、幼少期から脳科学などに基づいた規則正しい生活習慣を身に付け、社会の変化に柔軟に対応し生き抜けるよう、個々の可能性を最大限に広げる土台づくりに取り組みます。

［基本施策］　安全で快適な学校の環境整備と教育設備の充実

設備の老朽化が進む小布施町の小・中学校に関して、国等の学校施設整備補助金を活用しながら、蛍光灯のＬＥＤ化やＩＣＴ設備の更新など、安全で快適な学校の環境整備と教育設備の充実を図ります。

［基本施策］　安全で安心な学校給食の提供

衛生管理を徹底し、こどもたちの健康な成長に必要な栄養バランスに配慮した献立により、安心・安全でおいしい学校給食の提供に努めます。

また、地元産の農産物を食材として取り入れ、積極的に活用した学校給食を通して、食育の推進を図ります。

➡関連施策：P47 基本施策　食育の推進

---

[9] さまざまな課題を超えて多様なこどもたちが一緒に学ぶ教育。

3　誰一人取り残されることなく、安心して学べるまち

ＳＮＳ等を通じた誹謗中傷やいじめなどによる不登校を防ぐ対策の強化や、児童虐待や生活困窮など様々な困難や生きづらさを抱えるこどもたちを支援し、こどもたちが自己肯定感や自己有用感を高め社会の中で活躍し将来にわたって幸福な生活が送れるよう、こどもの権利が守られ安心して学べる環境づくりを進めます。

◆現状と課題

こどもの権利は、児童の権利に関する条約や日本国憲法、こども基本法に位置付けられた権利です。こどもは、生まれながらにして人格を持つ一人の人間として尊重されます。こどもは、自分が持つ権利を学ぶことで、他のこどもやおとなにも権利があることを学び、お互いを大切にする社会の基盤をつくります。ニーズ調査では、こどもの権利の名前と内容を知っている保護者は、約３割でした。こどもの権利の普及・啓発に向けた取り組みや、あらゆるこどもの参加についての取り組みを行うことが必要です。

コロナ禍を経て、不登校の児童生徒の割合は増えています。「不登校は問題行動ではない」という認識に立ちながらも、欠席は児童生徒が発する何らかのサインと捉え、多様な学びの機会を保障する仕組みを整えていくことが必要です。

重点施策　こどもの成長、発達の特性に応じた学習環境の充実

医療的ケアが必要な児童生徒や配慮が必要な児童生徒の発達の特性に応じた個別支援計画や幼保小中連携支援シートを作成し、校内や園、学校間で共有や伝達を図りながら、その特性に応じた学習環境の整備を進めます。

重点施策　不登校やひきこもりへの支援の強化

中間教室（ＡＢ教室）の運営に関し、支援員の増員等による人員体制の拡充や、こどもたちが安心して通い、学習や活動に取り組める場所となるよう内容の充実を図ります。

➡関連施策：P51 基本施策　ひきこもり支援

重点施策　児童虐待防止

児童虐待を未然に防ぎ、こどもの権利を守るため、虐待防止広報活動を積極的に行うとともに、相談体制を充実させ、関係機関との連携や情報共有を密に行い、早期発見・早期対応に向けて、こどもや保護者に寄り添う支援に取り組みます。

➡関連施策：P52 基本施策　権利擁護の推進

重点施策　いじめ防止対策の強化

小中学校との連携や連絡を密に行い、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に組織的に取り組みます。

［基本施策］　こどもの居場所づくり

こどもの声（視点）である「居たい・行きたい・やってみたい」の３つの視点に立った多様な居場所づくりを町内外の関係機関や親の会と協力しながら目指します。

また、こども自身が「こどもの権利擁護」について学ぶ機会を設けることも検討します。

➡関連施策：P46 基本施策　こどもの思いを受け止めるおとなづくりの推進
P47 基本施策　地域でこどもを見守る仕組みづくり
P59 基本施策　人権教育と啓発活動

4　こどもを地域で見守り育むまち

町に関わり住むすべての大人たちが、より良い子育て・教育環境をつくる一つのチームとなってこどもたちを見守り、こどもたちの思いや願いに耳を傾け、その実現を応援する地域づくりを進め、こどもたちの多世代とのつながりや交流を進めます。

◆現状と課題

核家族化や共働き家庭、ひとり親家庭の増加や、リモートワーク等の進展により家族の形態が大きく変容を遂げ、子育てや教育に関わる親世代の負担感は大きくなる傾向があります。今後もこの傾向は続くことが予想される中で、地域ぐるみでこどもを取り巻く環境を支え、これからの時代に合った子育て支援、家庭支援のあり方を検討・実践していくことが求められています。

［基本施策］こどもの思いを受け止めるおとなづくりの推進

こどもの未来のウェルビーイング[10]に向けて、保育士や教職員が現場で活かすため研修等を充実します。幼保小中一貫教育のグランドデザインで目指す「自ら考え、行動し、責任をもって生活や社会を変えようとする力（エージェンシー）」の育成の２つの重点である「好奇心」・「探求心」の育成や協働的に学ぶ力の育成などについて、保護者や地域のおとなが触れられる学習機会を提供します。

➡関連施策：P45 基本施策　こどもの居場所づくり
P56 重点施策　町全体を教室とした社会教育の展開

［基本施策］　コミュニティ・スクールを基盤とした地域と園・学校の連携促進

園・学校、家庭、地域などが一体となって、こどもたちの成長や教育を支える体制を強化していくため、小布施学園コミュニティ・スクールの運営に取り組みます。

➡関連施策：P56 重点施策　町全体を教室とした社会教育の展開

［基本施策］　青少年健全育成の推進

各育成会活動や各種体験活動を支援し、児童生徒が多世代や地域の人等との協働や交流から、自主性や社会性、正義感、倫理観を持った心豊かな人間性を育みます。

---

[10] 身体的・精神的・社会的に良好な状態（well-being）にあることを指す。

［基本施策］　多世代とつながり合う地域づくりの推進

スポーツや文化・芸術、地域の行事等様々な活動を通じて、異なる年齢のこどもたち同士や多世代の人たちとのつながりや交流を進め、こどもを中心とした多世代交流・共生（または共創）の地域づくりを推進します。

➡関連施策：P56 重点施策　町全体を教室とした社会教育の展開

［基本施策］　地域でこどもを見守る仕組みづくり

学習支援ボランティアや生活リズムの啓発、授業・保育参観や信州あいさつ運動などを通じ、地域の人が、園・学校に関わる機会を増やし、こどもを中心とした地域の連携づくりを推進します。

➡関連施策：P45 基本施策　こどもの居場所づくり

［基本施策］　食育の推進

幅広い年代において、農や食に関わる体験や学習、共食など総合的な食育活動を推進し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、心身の健全な成長、生きる力を育みます。

➡関連施策：P44 基本施策　安全で安心な学校給食の提供

◆主な関連計画

・第３期子ども・子育て支援事業計画（令和７年度～令和 11 年度）
・健康増進計画はつらつおぶせ健康 21（第三次）（令和６年度～令和 17 年度）

2　健康・福祉

自分の力でできることは自身で行う「自助」、家族や地域で支え合う「互助」、社会保障制度などの仕組みによる「共助」、生活保護など行政が行う「公助」が連携し、誰もが自分らしく暮らし続けることのできるまちづくりを進めます。

分野別目標（ありたい姿）

1　健康への意識が高いまち
2　地域で支え合い、生活に困りごとを抱える人を誰一人取り残さないまち
3　高齢者がいきいきと活躍するまち
4　障がいのある人が安心して暮らせる、心の安らぐまち

◆達成目標(KPI)

評価指標	現況値		目標値（令和 11 年度）	該当
	値	年度		
健康寿命[11]	男性 83.1 歳 女性 84.8 歳	令和４年度	延伸	全分野別目標
国民健康保険特定健診受診率	40.1%	令和４年度	60%	分野別目標１
特定保健指導実施率	48.5%	令和４年度	80%	分野別目標１
ゲートキーパー[12]研修受講団体数	２団体	令和４年度	27 団体	分野別目標２
ひきこもりの実態の把握調査			１回	分野別目標２
認知症サポーターの養成数	350 人	令和５年度	420 人	分野別目標３
65 歳以上の通いの場への参加人数	243 人	令和５年度	290 人	分野別目標３
高齢者等実態調査[13]項目「地域包括支援センターの認知度」で「よく知っている」と「ある程度知っている」と回答した元気高齢者の割合	31%	令和４年度	50% （令和 10 年度）	分野別目標３
障がい者の一般就労への移行数	１人／年	令和３年度	３人／年	分野別目標４

[11] 健康寿命の補完的指標である「平均自立期間（介護受給者台帳における要介護１以下）」を採用。

[12] 家庭や地域、職場、保健、医療、教育などの場面で、身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき、見守りや、必要に応じて専門相談機関へつなぐなど適切な対応を図る役割が期待される存在（長野県精神保健福祉センター・長野県自殺対策推進センター「守ろうたいせつないのち　ゲートキーパーのためのテキスト第５版」）。

[13] 小布施町高齢者福祉計画・小布施町介護保険事業計画（３か年）策定年度の前年度に調査（３年に一度）。

1 健康への意識が高いまち

若い世代からお年寄りまで、各種健診の受診を促し、町民の健康状態の把握に努めるとともに、生活習慣病や認知症、体力低下などを防ぎ、健康長寿につなげるための各種教室事業・社会参加の機会の拡充を図ります。

◆現状と課題

特定健診をはじめとする健康診査の受診率向上のため、集団健診の日程を増やし、健診を受けやすい体制づくりと、結果説明会において健診結果を個別に返却する際に、丁寧な保健指導に努めてきました。

また、令和４年度より妊婦歯科健診を、令和５年度より成人歯周病検診を実施し、歯周病予防等に取り組んできました。

令和５年度に「健康増進計画はつらつおぶせ健康 21（第三次）及び国民健康保険第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定し、これらの計画により整理した町の健康課題を保健指導に活用し、今まで以上の取り組みを進めていく必要があります。

感染症対策では、新型コロナウイルスをはじめとする各種予防接種の受診勧奨等を行うとともに、予防接種事務のデジタル化を図り、予防接種を受けやすい体制づくりに取り組む必要があります。

重点施策　若い世代からの健診推進と保健指導強化

保健師・管理栄養士による相談、保健指導を強化し、18 歳からの町民健診の一層の普及、40 歳以降の特定健診やがん検診等の受診率向上に取り組みます。若い時からの自身の健康状態や生活習慣を把握しながら生活習慣等の改善が図れるよう支援し、生活習慣病の発症予防、重症化予防を推進します。

また、健康増進の取り組みの一環として運動教室を実施し、運動習慣の定着を図り、健康への意識を高めます。

さらに、歯科健診や歯周病検診の受診勧奨を行い、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた虫歯予防、歯周病予防、オーラルフレイル（口腔機能の衰え）等の歯科保健を推進します。

［基本施策］　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

成人期から後期高齢者へ継続した保健事業を行い、高血圧、糖尿病等生活習慣病予防やフレイル[14]予防を含めた介護予防事業の一体的な取り組みをより一層進めます。

また、ＫＤＢシステムのデータ[15]を活用し、医療レセプトと健診データ分析に基づき把握できた課題解決のための企画を実施し、結果の評価・分析を行い、重度化防止・健康維持を図ります。

---

[14] 「虚弱」を表す言葉で、健康な状態から加齢により要介護状態に至るまでの中間の状態を表す。からだの虚弱（ロコモティブシンドローム（運動器の機能低下で歩行等に影響のある状態）サルコペニア（筋肉量が減少している状態）など）、こころの脆弱性（うつ、認知機能の低下など）、社会的虚弱（閉じこもりなど）などが要素となっている。

[15] 国民健康保団体連合会が「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、統計情報・個人の健康に関するデータを作成するシステムによるデータ。

健診結果に基づいた保健指導の強化や、介護予防教室や認知症予防活動の継続・充実を図り、より身近な地域で参加できる教室・活動をさらに充実すること等により、介護が必要になることをできる限り防止し、可能な限り地域で自立した生活を送れるよう要介護状態の重度化防止を推進します。

➡関連施策：P51 基本施策　医療・介護・福祉の連携推進
P52 基本施策　高齢者の在宅支援

［基本施策］　予防接種の推進

乳幼児に対する定期予防接種の実施のほか、季節性インフルエンザや新型コロナウイルスの予防接種の費用助成を行い、感染拡大の抑制を図るとともに安全かつ適正な予防接種の実施に引き続き取り組みます。

また、予防接種事務をデジタル化し、町民の利便性の向上と接種記録等の事務の効率化を図ります。

2　地域で支え合い、生活に困りごとを抱える人を誰一人取り残さないまち

誰もが地域の中で尊重され、その人らしく安心して暮らせるよう支援を行います。困りごとを抱える人が周囲に相談しやすく一人で抱え込むことのない環境を作るとともに、「支える側」「支えられる側」という垣根を超え、地域全体で支え合える仕組みづくりを進めます。

◆現状と課題

経済的な困窮をはじめ、就労、心身、住まいの確保、家族のあり方、債務、社会的な孤立など、生活する上での困りごとは複雑化・多様化しています。

ストレス社会において、心身の健康や社会的要因から心理的に追い詰められ、その人にいつもと違う変化が見られたときには、私たち皆がゲートキーパーとなり、つらさに寄り添いながら適切な支援者や相談機関につなげることが大切です。

加齢等により一人で決めることが心配な人のための成年後見制度利用の促進や、外から見えにくい虐待についての対応が求められています。

心身の状態に関わらず、地域で自分らしく暮らし続けるためには、医療・介護以外に、家族や地域の理解や支え合う「互助」（お互いさまの支え合い）が必要です。

重点施策　各種相談窓口の連携強化、広報の充実

心配ごと相談、法律相談、行政相談、人権よろず相談など各種相談窓口の一体的な運営や情報発信に努め、誰でも気軽に利用できる環境づくりを目指します。

また、複雑な相談や課題に対しては、各種機関が連携して解決をサポートできるよう、情報共有や対応をスムーズに行える体制を作ります。

➡関連施策：P52 基本施策　権利擁護の推進

重点施策　支え合い活動の推進啓発

若い世代から高齢者まで、障がいや認知症状があったり、一人暮らしや高齢者のみの世帯であったりしても、移動や日常生活に困らないような仕組みを作ることに併せて社会参加を促し、誰もが地域で自分らしく暮らし続けていける気負いすぎない地域の支え合いの仕組みづくりを推進します。

また、誰もがそれぞれ持つ経験・知識・技能を活かし、年齢を重ねても、地域内での社会参加により生きがいを持って暮らしていくことができるよう、個人や団体の取り組みを支援します。

➡関連施策：P53 基本施策　認知症施策の推進
P76 重点施策　小布施まちづくり委員会など町民との協働

重点施策　生活困窮者の自立支援

就職や住まい、家計の管理などの困りごとや不安を抱えている人については、適切な相談窓口において、必要な支援の種類・方法等について、県・町社会福祉協議会等の関係機関と連携して対応し、支援に繋げます。

［基本施策］　心の支援の充実

さまざまな理由で生きづらさを抱えている人やその家族に寄り添い、安心・安全な居場所づくりや社会的自立につなげる支援に取り組みます。また、ゲートキーパー研修等を通して、多くの人が自身の心のストレスへの対処方法を知識として学ぶ機会を増やし、同時につらさを抱える人にとってはゲートキーパーとなり、その人の思いを傾聴し寄り添いながら適切な支援者や相談機関に繋げることができるよう働きかけます。

［基本施策］　ひきこもり支援

令和６年４月に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、基本理念として「孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他現状からの脱却に資する取組や施策推進」が掲げられています。この基本理念のもと、各種研修会への参加や、現状把握のための実態調査を実施し、孤独・孤立対策地域協議会の設置や人材確保、支援のあり方について検討します。

➡関連施策：P45 重点施策　不登校やひきこもりへの支援の強化

［基本施策］　医療･介護･福祉の連携推進

医療・介護・福祉連携により要介護認定を受けている人、障がいのある人が地域で生活を続けられるよう支援します。

日常的な医療の受診や健康管理、服薬指導、健康相談等を行うことができるよう、医師会、薬剤師会等と連携して「かかりつけ医」、「かかりつけ薬局」の機能の充実を図ります。

また、18 歳までのこども、障がい者、ひとり親家庭における医療費の自己負担分に対し、福祉医療費の給付（助成）により医療費の負担を軽減します。

➡関連施策：P43 基本施策　子育て世帯への経済的支援の充実
P49 基本施策　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

［基本施策］　権利擁護の推進

障がいや年齢などによって一人で決めることが心配な人の財産管理等を支援する成年後見制度等についての相談に対し、須高地域成年後見支援センター等の相談窓口に繋げます。高齢者・障がい者・児童虐待・ＤＶ被害者、ヤングケアラーの早期発見・早期対応を図るため、関係機関との連絡体制の強化や、研修等により、知識及び対応能力の向上を図ります。

また、将来の変化に備え、特に高齢者においてはどのような最期を迎えたいかを心づもりしておくＡＣＰ（アドバンス・ケア・プランニング[16]）やリビングウィル[17]、絆ノート[18]について、より一層普及啓発を推進します。

➡関連施策：P45 重点施策　児童虐待防止
P50 重点施策　各種相談窓口の連携強化、広報の充実

［基本施策］　家族介護者への支援の充実

高齢者を傍らで支える家族介護者が悩みを抱え込むことなく、困りごとがあったら気軽に介護の相談ができる窓口としての地域包括支援センターの周知や事業の充実に取り組みます。

また、介護者が介護に関する悩みを抱え込んでしまったり、地域で孤立したりしないように「在宅介護者交流事業」等を定期的に開催していきます。

3　高齢者がいきいきと活躍するまち

高齢者一人ひとりの尊厳が守られ、そして高齢者が自分らしい生活を可能な限り続けていくために、日常生活の中で介護予防など自分でできることに取り組み、年齢に関係なく、「支えることもあれば支えられることもある」という考えのもと、地域での生活の持続を目指します。

◆現状と課題

後期高齢者の増加とともに、健康に不安を持つ人や介護が必要な人が増加する見込みです。これまで町は介護予防・認知症予防に力を入れて取り組んできましたが、住み慣れた地域でできるだけ自分らしく最期まで暮らすために、自らの健康は自ら守る意識を持ち、健康づくりの取り組みを推進することに加え、介護が必要な高齢者を支える周りの人への理解や支援が必要です。

［基本施策］　高齢者の在宅支援

在宅サービス・生活支援や、高齢者等が外出しやすい仕組みをつくることにより、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の日常生活を支援します。地域ケア会議[19]において高齢者の実態や地域ニーズ、支援のあり方を把握し、新たなサービスの創出に繋げます。

---

[16] もしものときのために、本人が望む医療・ケアを事前に考え、家族・親しい人、医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組み。
[17] 本人が元気なうちに終末期治療の意向を事前に意思表示しておくもの。
[18] 人生の最期に向け、自分の財産やモノ、介護・医療、葬儀・お墓などについて記したノート。
[19] 地域課題解決に向けた資源開発や政策形成につなげるための医療等多職種による議論の場。

また、介護が必要となる前段階において、自立支援、介護予防・重度化防止を意識したケアプラン[20]の作成に努めるとともに、介護予防を推進します。

さらに、年齢に関係なく、支援される側だけでなく支援・活動する側の生きがいにもつながるよう、お互いさまの地域支え合い活動を支援します。

➡関連施策：P49 基本施策　高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

［基本施策］　認知症施策の推進

令和６年１月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念のもと、誰もが認知症になりうるため、認知症になっても本人の意思が尊重される地域を目指し、日頃の接し方など町民の理解を深めるとともに、より一層、認知症の予防、早期対応の推進、認知症の人の社会参加機会の確保、家族や親しい人への支援等、認知症施策の充実を図ります。

➡関連施策：P51 重点施策　支え合い活動の啓発

4　障がいのある人が安心して暮らせる、心の安らぐまち

障がいのある人が、自己実現に向けて主体的に社会参加でき、地域で安心して生活を送ることができるよう、地域の特性やその人の状況に応じた事業を柔軟かつ効果的に実施し、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、すべての人が支え合える社会を作ります。

◆現状と課題

障がいのある人ができる限り住み慣れた家庭や地域で生活するためには、障がいの程度、社会活動、介護者や住まいの状況などを踏まえ、その人に合った福祉サービスを提供する必要があります。

また、障がいのある人自身も、日常生活を営む上で必要な情報を受け取ることができるよう、ユニバーサルデザインの視点に立った環境づくりを進めていく必要があります。

近年、発達障害の認知度が高まり理解が広がったことで早期診断につながることもあり、幼稚園や保育所及び学校等においてさまざまな障がいへの支援のあり方が課題となっています。児童の育ちを支えるとともに、発達段階の特性に応じた適切な支援が必要です。

重点施策　地域における自立生活の促進

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者が地域生活（グループホーム、在宅など）へ移行できるよう家族・関係機関と協力し、支援していきます。また、就労移行支援・就労継続支援Ａ型及びＢ型を利用している障がい者が一般就労へ移行できるよう本人の常況や要望、就労内容を考慮し、支援します。

さらに、サービスの利用や希望する暮らしの実現のため、町内で一人暮らしする際の課題をカバーできるよう、地域への移行促進に向けて体制を整備します。

---

[20] 利用者に対する支援の方針等をまとめた計画書。

重点施策　支援体制の充実

保健師や民生児童委員による相談のほか、地域活動支援センター、須高地域総合支援センター、サービス事業所等の専門職による相談支援について、多職種による連携を強化し、相談支援体制を充実させます。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスや障害児福祉サービスについて、ホームページ・広報誌等による周知を図るとともに、利用者の要望に応じた適切なサービスの安定的な提供を目指します。

さらに、障害福祉サービスでは充足しきれない部分について、柔軟に対応できるよう利用者の要望を把握しながら安定的に提供できる体制整備の検討を進めます。

重点施策　障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容体制の構築

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、障がいのあるこどもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の拠点として、「児童発達支援センター（仮称）」の形態等を検討した上で、設置を目指します。

➡関連施策：P44 重点施策　こどもの成長を育む支援体制の充実

◆主な関連計画

- 健康増進計画はつらつおぶせ健康 21（第三次）（令和６年度～令和 17 年度）
- 第２次小布施町自殺対策計画（令和５年度～令和９年度）
- 国民健康保険第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）・（第４期特定健康診査等実施計画）（令和６年度～令和 11 年度）
- 小布施町高齢者福祉計画・第９期小布施町介護保険事業計画（令和６年度～令和８年度）
- 小布施町第５次障がい者計画（令和６年度～令和 11 年度）
- 第７期障がい福祉計画（令和６年度～令和８年度）
- 第３期障がい児福祉計画（令和６年度～令和８年度）
- 第四次小布施町男女共同参画基本計画（令和３年度～令和７年度）

3　学び・文化芸術

他者との交流を通じ、何歳になっても新しい知識やスキルを学べて夢中になりいきいきと暮らすために、生涯を通じた学びの機会を保障するとともに、豊かな人生を育むために先人から引き継がれた文化・芸術を継承します。

分野別目標（ありたい姿）

1　生涯を通じて、共に学び、つながり、支え合うまち
2　スポーツを通じて生きがいが醸成されているまち
3　文化・芸術を受け継ぎ、次世代につなぎ、育む豊かなまち
4　一人ひとりの人権が尊重され、差別のないまち

◆達成目標(KPI)

評価指標	現況値		目標値	該当
	値	年度	（令和 11 年度）	
子ども教室、わんぱく教室、小布施町中学生地域クラブの参加者数(一部延べ人数)	433 人	令和６年度	450 人	分野別目標１
図書館来館者数	80,377 人	令和５年度	81,000 人	分野別目標１
町民運動会　参加自治会数	22	令和５年度	27	分野別目標２
町民一人あたりの体育施設利用数 （令和６年１月１日現在総人口 10,992 人／年間 3,024 回）	約 0.3 回／年	令和５年度	１回／年	分野別目標２
スポーツチーム数 （スポーツ協会・早起き野球・スポーツ少年団）	32	令和６年度	35	分野別目標２
生涯学習講座の参加者数	324 人／年	令和５年度	350 人／年	分野別目標３
自治会人権学習会の開催回数	14 回／年	令和６年度	27 回／年	分野別目標４
地方自治法第 180 条の５及び第 202 条の３に基づく委員会・審議会等の女性の割合	24%	令和６年度	35%	分野別目標４
第五次男女共同参画基本計画策定に係るアンケートにおいて、家庭や職場等で女性が男女平等であると回答した割合	26.9%	令和２年度	35% （令和 12 年度）	分野別目標４

1　生涯を通じて、共に学び、つながり、支え合うまち

一人ひとりの趣味や趣向に基づく学びは日々の生活を豊かにし、他者との関係性の中でより深い学びとなります。

この学びを通して、人づくり・つながりづくり・地域づくりの循環が生まれ、持続的な地域コミュニティの構築が進展するよう学びの機会を保障し、支援します。

◆現状と課題

人生 100 年時代、Society5.0[21]の到来など社会情勢は急速に変化し、予測困難な時代となる中、生涯学習・社会教育の役割が変容しつつあります。

また、人口減少、少子高齢化、核家族化、未婚化・晩婚化を背景とした世帯構成や生活様式が変化し、地域社会を支える人と人との「つながり」が希薄化しつつあります。

今後は誰一人取り残さない社会的包摂、ウェルビーイングと共生社会の実現、地域コミュニティの形成に向けて、生涯を通じた学びを推進する必要があります。

重点施策 町全体を教室とした社会教育の展開

地域住民の協力のもと、異なる年齢のこどもたちが農作業や自然の中での活動、伝統文化活動等さまざまな体験活動を共に経験することで、地域への愛着を持ち、物事に主体的に取り組むこどもたちを育てます。また、中学生が生涯にわたりスポーツ・文化芸術等の活動に親しむことができる環境を整備します。

➡関連施策：P46 基本施策　こどもの思いを受け止めるおとなづくりの推進
P46 基本施策　コミュニティ・スクールを基盤とした地域と園・学校の連携促進
P46 基本施策　多世代とつながり合う地域づくりの推進

［基本施策］ すべての人への包摂的かつ質の高い学びの促進

町民が「つどい、まなび、むすぶ」場として町民相互の学び合い、交流の促進、地域連携を進め、公民館における地域コミュニティの拠点機能の強化を図ります。そのため、町民のニーズに沿った質の高い自発的な学びの場を創出し、施設の活用促進と整備等を進めます。

➡関連施策：P73 基本施策　生物多様性の保全

［基本施策］ 図書館利用環境の充実

「学びの場」「子育ての場」「交流の場」「情報発信の場」の４つを柱として、活動する図書館（通称：まちとしょテラソ）は、「交流と創造を楽しむ、文化の拠点」をコンセプトに、書籍を中心とした資料や情報の収集・提供を行うとともに、さまざまなイベントを開催するなどして利用環境の充実と利用者数の増を図ります。

---

[21] 我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会。国では、その未来社会像を「持続可能性と強靭性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりが多様な幸せ（ウェルビーイング）を実現できる社会」としている。

2 スポーツを通じて生きがいが醸成されているまち

スポーツは、技能の向上を図る目的以外にも、ストレスの解消や生活習慣病の予防、他者との連帯感の醸成等に寄与します。

各種スポーツ団体の育成を進めるとともに、自治会単位で参加するスポーツ大会を開催することで自治会内のつながりを強化し、さらにはスポーツのまちづくりを推進します。

また、町内を拠点に展開されている、ボルダリング、スケートボード、スノーボード、スラックライン等、若者ならではの視点から生まれたスポーツを発信し、小布施文化の創造につなげます。

◆現状と課題

昭和 50 年代に社会体育施設が整備されると町におけるスポーツ熱は高まりを見せ、最盛期には町スポーツ協会をはじめとし、多くの町民がスポーツに親しみ、小布施町はまさにスポーツの町と言える町でした。しかし、時代とともに、町民のスポーツに対する関心の低下とともに町内スポーツ団体の会員数は年々減少しています。

小布施町の魅力の一つであった自治会内のつながりも、新型コロナウイルス感染症の流行により以前に比べ失われつつあります。小布施のスポーツの象徴とも言える町民運動会や分館球技大会は、町スポーツ協会員の協力により開催していることから、会員数の減少は開催の可否を左右する大きな課題の一つとなっています。

また、昭和 50 年代に整備した社会体育施設も老朽化が進んでいることから、近年、長寿命化工事等を進めています。

重点施策 スポーツ活動を通じた地域のつながりづくり

町民運動会などスポーツ大会への参加、選手への応援等を通じ、町民の親睦を深め、連帯感や良好な人間関係を形成するとともにスポーツによるまちづくりを進めます。

［基本施策］ スポーツのまちづくりを支える体制づくり

町スポーツ協会や町スポーツ少年団、町早起き野球連盟等の各種スポーツ団体への支援を通じ、スポーツ団体の育成を行い、スポーツ人口の拡大及びスポーツのまちづくりを支える体制づくりを目指します。

［基本施策］ 快適に利用できるスポーツ施設の環境整備

誰もが安心して気軽にスポーツを楽しむ環境づくりのため、利用状況等を把握した上で、将来を見据えたスポーツ施設の修繕等の整備を進めます。

3 文化・芸術を受け継ぎ、次世代につなぎ、育む豊かなまち

人々の創造性を育み、豊かな人間性を醸成するとともに、人と人との心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力あるまちづくりの基となる地域文化の創造・発信を進めます。

また、歴史・文化財の魅力を周知し、教育やまちづくりに活用しながら保存・継承し、次世代

へつないでいくことを目指します。

◆現状と課題

建造物や寺社仏閣、仏像など小布施町に残る貴重な文化財を町宝に指定し保存に努めてきました。今後も町内にある有形無形の歴史的文化財を調査し、保存・継承していくことが必要です。少子高齢化や、時代の変化に伴い、伝統的な祭りや獅子舞など地域の文化を受け継ぎ次代へつないでいくことが難しくなってきています。

町ではお肴謡教室や「おぶせ能」公演の開催などの伝統芸能の継承支援や、博物館・美術館での中島千波さん、春山文典さんなど小布施町出身の芸術家による企画展の開催、髙井鴻山や葛飾北斎など先人たちの足跡の紹介等、文化・芸術を町内外へ発信し、多くの方に小布施を訪れていただくようになりました。

これからは町民が心身ともにいきいきと活動するために、より一層文化・芸術が果たすべき役割が重要となっていきます。文化・芸術に親しみ、時代への架け橋となる人材の育成が課題です。

重点施策　文化・芸術に触れる機会の創出

文化・芸術を通して人間の多様性を認め合い、理解を深めるため、各種企画展やワークショップ事業など良質な文化・芸術に触れる機会の充実に努めます。地域ゆかりの芸術家との交流を図り、誰もが気軽に文化・芸術に親しむことができる機会の創出や、新しい文化創造活動を支える環境を整え支援します。「文化を通して人々がつながる場」として情報発信に努め、町民の心豊かさを育みます。

➡関連施策：P59 基本施策　多様性を認め合える価値観の醸成

［基本施策］　伝統文化・芸能活動の保存継承

先人より大切に受け継いできた伝統文化・芸能活動を支援するとともに、未来に向けて保存継承していくため、活動団体等と連携して担い手・後継者の育成に取り組みます。

重点施策　歴史・文化財の発掘と保存継承

今日まで引き継がれてきた小布施町の豊かな自然や風土に根ざした魅力ある歴史や文化資産を発掘し、教育・福祉・まちづくり・観光などに活用しながら保存し、後世に継承していきます。

➡関連施策：P69 重点施策　うるおいのある美しいまちづくりの推進

［基本施策］　古文書の発掘と保存継承

町内各所に残る貴重な古文書資料の散逸を防ぎ、収集や解読研究に取り組みます。地域の歴史や独自の文化形成に至った背景を紐解き、これからのまちづくりに活かせるよう後世に継承していきます。

4　一人ひとりの人権が尊重され、差別のないまち

互いに尊厳を認め人権を尊重する心を育成し、あらゆる分野で人権が尊重され、誰もが個性と

能力を発揮することができる社会を目指します。

◆現状と課題

同和問題をはじめとするあらゆる差別や、インターネット上での誹謗中傷など新たな人権問題が発生していることから、町民一人ひとりがさまざまな人権問題についての理解と認識を深めることが必要です。

重点施策~~[基本施策]~~　人権教育と啓発活動

家庭、地域、学校、職場など、あらゆる場や機会において、同和問題をはじめ、女性、こども、高齢者、障害のある人、性的少数者等、さまざまな人権問題に対する教育・啓発活動を推進します。

➡関連施策：Ｐ４５基本施策　こどもの居場所づくり

重点施策~~[基本施策]~~　男女共同参画の推進

我が国の伝統的な男女による性別役割分担（固定的性別役割分担意識）は、人々の多様な生き方を阻害する象徴的な差別構造の一つです。一方で、性別によりライフステージごとに迫られる課題は異なることから、性別によってその選択肢が狭められないように合理的な配慮も重要になります。

性別を理由に職場や家庭で特定の役割を強いられたり、ワークライフバランスが損なわれたりすることのないよう、町全体で男女共同参画を推進します。

➡関連施策：Ｐ４３基本施策　働く世代の就労と子育ての両立の支援

重点施策~~[基本施策]~~　多様性を認め合える価値観の醸成

伝統的な価値観や偏見に縛られず、自分と他者は異なる存在であることや対話の大切さ、多様性のある社会に生きることが自分自身の幸せにつながるという考え方などを町全体に広め、多様性を認め合える価値観の醸成に取り組みます。

➡関連施策：Ｐ５８重点施策　文化･芸術に触れる機会の創出

◆主な関連計画

第四次小布施町男女共同参画基本計画（令和３年度～令和７年度）

産業・移住分野は当日差し替えます

4　産業・移住

小布施町の基幹産業である農業を軸にしながら、創意と交流の力で産業全体の活性化を図り、次世代を担う若者や産業の創出により新しいひと・しごとの流れをつくり、将来にわたって賑わい溢れ、住みたくなるまちをつくります。

分野別目標（ありたい姿）

1　営農環境と生活環境の調和を図り持続的な農業を進めるまち
2　産業の活性化と次世代につながる産業創出により地域経済が活性化しているまち
3　新しい賑わいが生まれるおもてなしのまち
4　花と緑を介して賑わうまち
5　移住希望者に選ばれ、地域の活力が持続するまち

◆達成目標（ＫＰＩ）

評価指標	現況値		目標値（令和 11 年度）	該当
	値	年度		
新規就農支援制度を利用し定着した農家農業従事者数（累計）	24 人	平成 24 年度から令和６年度	34 人	分野別目標１
農業共済収入保険加入者数	116 人	令和６年度	150 人	分野別目標１
認定農業者数	96 人	令和５年度	106 人	分野別目標１
農地の集積率（目標面積 788ha）	35.1%（276ha）	令和５年度	50%（394ha）	分野別目標１
商工業事業承継相談件数	２件/年	令和５年度	５件／年	分野別目標２
空き家改修補助金支給件数	５件/年	令和５年度	10 件／年	分野別目標２
１日あたりのおぶせロマン号乗客数	47.9 人	令和５年度	60 人	分野別目標３
観光協会利用者数	19,471 人／年	令和５年度	35,000 人／年	分野別目標３
オープンガーデンオーナーの軒数	102 軒	令和５年度	107 軒	分野別目標４
転入者数	338 人／年	令和５年	400 人／年	分野別目標５
関係人口向け LINE アカウント「おぶせじん」登録者数	確認中	令和６年度（R7.1.1 現在）	4,000 人	分野別目標５

産業・移住分野は当日差し替えます

1　営農環境と生活環境の調和を図り持続的な農業を進めるまち

農業者がやりがいを持ち持続的に農業に取り組めるよう、営農環境と農業家以外の方の生活環境との調和を進めるとともに、小布施産農産物の魅力と価値観を共有し合える人をつなぐことで、持続的な地域農業を目指します。

◆現状と課題

農業従事者の高齢化が進み、後継者不足に伴い遊休農地の増加が急速に進む可能性があります。また、地域農業を支える農業用施設の老朽化や農地周辺へ農家以外の住宅の建設の進行もあいまって、営農環境の変化が生産活動の低下につながっています。

このようなことから、生産性を向上させるため農地の集積・集約を進め、新たな技術を導入することで効率的な営農環境の整備に取り組むとともに、小布施産農産物の高付加価値化による所得向上に取り組み、農業に魅力とやりがいを感じる担い手を育成する必要があります。

また、農村部のコミュニティ維持のため営農環境と生活環境の調和を図り、地域の特性を生かした持続的な農業を進めることが必要となります。

重点施策　担い手の確保・育成

農業親元就農者、定年等帰農者、新規就農者等など、今後の農業の担い手として活躍が見込まれる人に対して、農業体験や研修などの機会を充実させ、農業委員会をはじめ関係機関が協力して相談から就農までの確実かつ継続的な支援を行います。

また、意欲ある担い手に対して、技術、農地、農機具などを継承することができる仕組みづくりを行うとともに、農業法人・営農組織等の参入促進にも取り組みます。

重点施策　生産基盤の整備

効率的かつ安定的な農業生産を行うため、良好な営農条件を備えた生産基盤の整備を進めるとともに、農業・農村の有する多面的機能[22]の維持・発揮につなげていきます。

農地中間管理事業を活用し、地域計画の担い手へ農地の集積・集約化を促進するとともに、町の施策に合わせた土地の利活用について検討を進めながら、遊休農地の発生防止、解消に取り組みます。

重点施策　生産振興

りんご、ぶどう、くり等の特産の果樹の生産振興を進めるとともに、経営規模や販路の拡大などに意欲的な農家を支援します。また、省力化が期待できるスマート農業[23]の導入や経済性や生産性に留意しつつ環境への負荷を低減できるような技術導入、気候変動などによりこれまで適地とされてこなかった作物の栽培に関する研究などに取り組みます。更に、頻発する気象災害や有害

---

[22] 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。（平成 11 年法律第 106 号「食料・農業・農村基本法」第３条）

[23] ロボット技術や ICT を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業を実現すること。

鳥獣被害に対応するため農業共済への加入促進を図るとともに、鳥獣対策の電柵等の設置に対して支援を行います。

重点施策　農商工連携の推進、農産物ブランドの再構築と地域内活用

農商工連携の取り組みにより町内で生産された農作物を利用した特色ある商品開発を進め、新たな市場の創出に取り組みます。

関係機関との連携により、地域になじみのある農産物を「小布施産」としてのブランド力を高め、付加価値の向上を図ります。

［基本施策］　農村コミュニティの維持･発展

農村コミュニティの維持・発展のために、農業体験を通して農村集落の空き家等に農業に従事したい人を呼び込み営農環境と生活環境の調和を進めます。

➡関連施策：Ｐ６９重点施策　うるおいのある美しいまちづくりの推進

2　産業の活性化と次世代につながる産業創出により地域経済が活性化しているまち

基幹産業である農業とともに町経済を支える商工業者の皆さんに寄り添いつつ、関係機関との密接な連携により着実かつ力強い産業の振興を図ります。「オール小布施」で多様な取り組みを展開する農商工連携を一層推進するとともに、新産業の創出や事業者の誘致にも取り組みます。

◆現状と課題

後継者問題を抱える事業者が多く、事業を譲りたい人と引き継ぎたい人のマッチングの強化が求められています。

町内の店舗については、今後、長期的に空き店舗や空き家が増えることが見込まれるため、町内外の起業への意欲がある人や出店希望者の利活用を促し、町内経済の活性化を図る必要があります。

さらに人口減少により業種に関わらず人手不足が深刻となる中で、ＤＸによる省力化の推進及び労働環境の整備による町内企業の魅力向上が必要です。

また、農商工連携を推進するにあたり事業者の理解、賛同、実践が必要となります。

重点施策　魅力的な事業者誘致、多様な起業支援の推進

新たな職種や雇用の創出により地域の活性化・産業力の向上に繋げるため、町内で新たに事業を実施しようとする人を支援します。加えて、町の特性にあった事業者の誘致や新産業の創出にも取り組みます。

具体的には、都市部から繋がりのある企業を誘致し、体験型サテライトオフィス[24]の利用から町内での事業拠点設置に繋げることで、地域内に新たな分野の雇用や魅力づくり、空き家・空き店

[24] 企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名された（総務省）。

舗等の活用に結び付け、若い世代が「戻りたい」「移住したい」と思えるまちづくりに取り組みます。また、誘致した事業者が町内事業者と業務連携を進める接点づくりを行うことで、既存産業の活性化を図ります。

➡関連施策：Ｐ７７重点施策　多様な主体間協働による特色あるまちづくりの推進

重点施策　空き店舗の活用促進

地域の活性化と雇用の促進を図り、賑わいのある商店街づくりを推進するため、町内の空き店舗を活用し新たに事業を始める人を支援します。空き家と同様、空き店舗物件の流動化が進み、利用希望者とのマッチングが進むよう民間や関係機関に働きかけていきます。

➡関連施策：Ｐ７０重点施策　空き家・空き地の予防と利活用の強化

［基本施策］　既存産業の活性化

商工会や金融機関などと連携して、既存産業を維持継続していく上での課題やニーズを調査し、人材獲得支援などにより町内の既存事業の活性化を図ります。

また、物価価格高騰等により事業を維持するための調査、支援策の検討、セーフティネットの活用等を行います。

［基本施策］　次世代の担い手の発掘と育成･継承

円滑な事業承継によって事業価値をしっかりと次世代に引き継ぎ、事業の継続に繋げるため、令和５年度に県事業承継ネットワークが実施した事業承継調査を元に、相談機会の充実や後継者の育成支援など継承に向けた取り組みを進めます。

［基本施策］　地域との協働連携体制の強化、つながりづくり

いつまでも賑わう地域であり続けるため、同業あるいは事業横断的な事業者同士の交流機会を創出して地域内循環を促します。

農・商・工の各生産者が持つ技術やノウハウを掛け合わせることで、特色ある小布施の産品の価値や魅力を更に増大させるとともに、新たな商品やサービスの開発に繋げます。

➡関連施策：Ｐ７６重点施策　小布施まちづくり委員会など町民との協働

［基本施策］　企業や大学、若者との連携を促進する場や仕組みづくり

企業や大学、若者との連携を促進する場や仕組みづくりにより、多様な連携が生まれています。

今後もそれぞれが連携できる環境を整備し、地域の人口維持や産業振興、特色ある地域づくりに町民と一緒に取り組みます。

➡関連施策：Ｐ７７重点施策　多様な主体間協働による特色あるまちづくりの推進

３　新しい賑わいが生まれるおもてなしのあるまち

北斎や鴻山をはじめとした歴史資産、質の高い農産物や栗菓子などの加工品、洗練されたスイーツやグルメ、美しい田園風景や花で彩られる町並景観、伝統的で豊かな生活文化など、町が持

つ本来の姿を大切にしながらさらに磨きをかけ、来訪者の期待にも応えられるおもてなしのまちを目指します。１

◆現状と課題

小布施町の来訪者は比較的に高年齢層が多く、また、日本国内の人口は長期的に減少が見込まれることから、若い世代や外国人旅行者の誘客を強化し来訪客層の幅を広げる必要があります。

また、来訪者と町民どちらにとっても心地よい環境整備を推進するとともに、付加価値の高い体験や商品を充実させることで、地域の価値を高めて小布施ファンを増やし、町民生活への負荷を抑えながら、町民と町内事業者双方にとって持続可能な賑わいのある地域づくりを進める必要があります。

さらに、近年増加傾向にあるインバウンド需要に対する適切な対応が求められています。

［基本施策］　おもてなしの観光案内

栗、北斎そして花、という３つの文化的キーワードを軸に、景観を加えて、来訪者と町民が出会い、語り合う場をつくるため繁忙期のみならず閑散期にでも交流の場を設け、昔からあるおもてなしの心で更なる交流を推進します。

駅に降り立った人たちが心地良いと感じられる駅前空間の整備を進めるとともに、町中心部へのゆるやかな誘導を図ります。

［基本施策］　地域資源の活用とインバウンド[25]に対応した受け入れ態勢の強化

山や川、田畑、農家住宅、寺院など農村部の地域資源を生かした体験型コンテンツの充実を図るとともに、周辺地域と連携した取り組みや外国語による案内の充実などにより、インバウンド需要に対応した外国人観光客の受け入れ態勢を強化します。

4　花と緑を介して賑わうまち

これまで推進してきた花に関する取り組みを振り返りその意義を再確認する中で、ここに暮らす私たちの生活に豊かさをもたらすとともに、訪れる人々にとっても心地よい景観を作り出す花によるまちづくりの取り組みを、官民一体となってさらに深化させます。

◆現状と課題

オープンガーデンオーナーの高齢化が進み、脱会する人もいることから、既存オーナーの継続や世代交代をサポートするとともに、若い世代や事業所の新規オーナーを増やす取り組みが必要です。

フローラルガーデンおぶせやおぶせフラワーセンターなどの花関連施設は、開設から 20 年以上経過する中で、他の公共施設と同様にその目的や今後のあり方について再考する時期を迎えてい

[25] 「inbound」外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行客を指す。対義語は外に出る旅行、海外旅行を指す「アウトバウンド」（outbound）。（観光庁）

ます。

町制施行 70 周年を記念して実施した「オープンガーデン巡り」や「花回廊・花マルシェ」などのイベントは、その成果を検証し今後の取り組みに活かしていきます。

重点施策 花のまちづくりの推進

うるおいのある美しいまちを目指し、花のまちづくりを推進し、来町される人々を花で出迎え、町内外の人との花を介した交流の輪を広げ、活性化を図ります。

また、行政と町民の協働による花のまちづくりをさらに推進するため、オープンガーデンの充実や事業所、自治会の花づくりの奨励、公園・花壇の充実を図ります。

➡関連施策：P69 重点施策　うるおいのある美しいまちづくりの推進
P76重点施策　小布施まちづくり委員会など町民との協働
P79 戦略的推進プロジェクト2　地域資源を大切にしながら新たな価値を創造するまちづくり

［基本施策］ 花仲間の連携強化とさらなる花づくりの機運醸成

オープンガーデンや地域の花壇づくりなどを通じてこれまで花づくりを牽引して来られた方の取り組みを引き続き支援するとともに、情報交換や連携協力によりさらなる体制強化を目指します。

花づくりに興味があってもなかなか手を出せずにいた町民や、新たに小布施に引っ越して来られた人々などを対象に、花に関わる第一歩となるような施策を推進します。

5 移住希望者に選ばれ、地域の活力が持続するまち

移住・定住のきっかけづくりや、移住・定住に関する事項を気軽に深く相談しやすい環境を整備することにより、移住者・定住者を増やし、町の人口構造を維持していきます。

また、少子高齢化の特に進む地域について、子育て世帯を中心とする若い世代に選んでもらえるような取り組みを進めていきます。

さらに、移住者がまちづくりや地域の担い手として地域に参加できるような取り組みを推進します。

◆現状と課題

小布施町では現在、年間 30 件の移住相談を受けています。今後も移住を希望する人への精力的な情報提供に努め、町への興味・関心を深めてもらうことが重要です。令和６年４月には、小布施町は民間組織「人口戦略会議」が定義した「消滅可能性自治体」から脱却しましたが、このような傾向を持続させていくためには、子育て世帯等の若い世代に転入してもらうことが重要です。

小布施町における社会課題に対する取り組みや新たな事業が、町外の人との「かかわりしろ」となります。こうした「かかわりしろ」の裾野を広げることや、新たに関わり始めた人に魅力ある土地であると思ってもらうことで、若い世代を中心とした移住につながります。

移住者の中には、自治会や消防団などに加入するなど地域活動にとても積極的な人がいます。

このような輪を広げることで、地域の活力はさらに向上すると考えられます。このため、より多くの移住者に地域の担い手としての役割を持ってもらうことが求められています。

重点施策　地域の担い手となる若者等の移住･定住の推進

移住定住コーディネーターなどといった専門的な移住相談の窓口を引き続き設置し、各種移住セミナー等で小布施町の魅力を発信するほか、小布施町への移住希望者に綿密な情報提供や移住相談を実施するとともに、不動産業者等と連携して住まいの提供や暮らしのサポートをします。

また、既に町内にお住まいの人で、アパートから戸建て住宅に引っ越したい場合等の定住相談も実施するとともに、町民向けの周知も強化していきます。

さらに、移住・定住希望者がテレワーク等をしながら長期滞在して暮らしを体験できる仕組みづくりや移住・定住希望者と空き家のマッチングにも取り組みます。

➡関連施策：Ｐ７９戦略的推進プロジェクト２　地域資源を大切にしながら新たな価値を創造するまちづくり

重点施策~~[基本施策]~~　関係人口の創出

まちづくりや事業創出の担い手となる人材と町の接点づくりを推進し、移住・定住に繋げていくため、多様な交流で関係人口創出事業の推進や地域おこし協力隊制度のさらなる活用に取り組みます。

➡関連施策：Ｐ75 重点施策　歳入改革の推進
P77 重点施策　多様な主体間協働による特色あるまちづくりの推進

◆主な関連計画

・小布施町農業振興地域整備計画（令和７年度～令和 16 年度）
・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

5　環境・防災・インフラ

小布施町の持つ都市と農村の良さを大切に次世代につなぐため、気候変動に対応し町民の意識改革や資源循環に取り組むほか、近い将来起こりうる災害を想定し、危機意識を持って事前想定や対策・体制づくりを進め、安心と安全が守られて住み続けたいと思える基盤を形成します。

分野別目標（ありたい姿）

1　将来の災害に備えた強靭なまち
2　小布施ならではの町並み・緑豊かな景観を大切にしたまち
3　快適に安心して暮らせるインフラのあるまち
4　安心な暮らしが守られているまち
5　豊かな自然が保たれ、環境負荷が抑えられているまち

◆達成目標(KPI)

評価指標	現況値		目標値（令和 11 年度）	該当
	値	年度		
自主防災組織の結成率	100%	令和６年度	100%	分野別目標１
消防団員数	178 人	令和６年度	183 人	分野別目標１
新築住宅の住まいづくり相談件数	－	－	100%	分野別目標２
新築住宅認定応募件数	3 件／年	令和５年度	4 件／年	分野別目標２
新築住宅助成件数	1 件／年	令和５年度	5 件／年	分野別目標２
除雪路線	90.8 km	令和６年度	90.8 km	分野別目標３
刑法犯罪件数	30 件／年	令和５年度	減少又は 0 件／年	分野別目標４
死亡事故件数	1 件／年	令和５年度	0 件／年	分野別目標４
二酸化炭素排出量	平成 25 年		50%削減（令和 12 年）	分野別目標５
可燃ごみ排出量	平成 30 年		30%削減（令和 12 年）	分野別目標５

1　将来の災害に備えた強靭なまち

近い将来起こりうる災害を想定した体制や設備を整備し、町で一体となって災害に強いまちづくりに取り組みます。

◆現状と課題

災害時の活動拠点となる須坂市消防署小布施分署の老朽化が進み、地域の生命財産を守る消防団員の確保も難しい状況になっています。令和元年台風 19 号災害での教訓を生かし、国や県、専門家と協働してハザードマップや支え合い名簿を最新化するなど台風や地震などの有事の備えが

必要です。

また、自治会単位で組織した自主防災会の重要性が再認識されましたが、知識やノウハウの継承を行う仕組みづくりが課題となっています。

重点施策　災害想定・対策の強化

国や県、専門家と協働して千曲川や松川のハザードマップ更新や作成、流域圏と協力して災害対策に取り組むとともに、台風や地震など想定される災害とその影響範囲を可能な限り予測し、防災訓練（避難所・福祉避難所・救護所開設訓練等を含む。）等を通じて事前対策を強化します。

また、災害発生時の非常電源確保やスムーズな避難に向けた町民との協働のあり方の研究など、発災後の対策強化にも取り組むとともに、迅速な対応を図るため、千曲川・松川ハザードマップのレッドゾーンの地籍調査を行います。

さらに、コロナ禍を経て、国が令和６年７月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を抜本的に改定したことから、これまでのコロナ対策を振り返り、感染症対策行動計画を策定します。

➡関連施策：P69 重点施策　うるおいのある美しいまちづくりの推進

重点施策~~［基本施策］~~　消防署の機能設備・消防団の人員体制の充実

町民が安心安全に暮らせるまちづくりの実現に向け、大規模災害に備えた消防機能強化を図るため災害時の活動拠点となる須坂市消防署小布施分署の建て替えを行います。

また、町民の生命財産を守るため有事の際に地域で活躍する消防団員の勧誘や確保を進めます。

［基本施策］　自主防災会の育成・強化

災害時の町民同士が助け合える体制づくりとして自主防災組織の育成強化に取り組み、地域防災力の向上を図ります。ハザードマップや支え合い名簿を最新化するとともに自主防災会などと共有し、台風や地震などの災害に備えます。また、専門的知識を有する防災士を活用し、地域の減災及び防災力向上を図ります。

➡関連施策：Ｐ７６重点施策　小布施まちづくり委員会など町民との協働

［基本施策］　ゲリラ豪雨に耐えうる水路の整備

近年頻発しているゲリラ豪雨に耐えうる水路の整備、新たな雨水浸透施設の検討を行うとともに、水路に排水する量を減らすため、各家庭、事業所の敷地内雨水処理に対する支援を行います。

➡関連施策：Ｐ６９重点施策　うるおいのある美しいまちづくりの推進
Ｐ７１基本施策　上下水道事業の経営

［基本施策］　上下水道施設の更新・耐震化

浄水施設の更新、導水管の耐震化を兼ねた更新を実施します。令和６年３月に低区配水池の更新工事がしゅん工しました。引き続き中区・高区配水池の耐震化を兼ねた更新の検討を行うほか、送水管、配水管等について耐震化の検討を行います。下水道施設についても、施設更新及び耐震化を順次実施していきます。

➡関連施策：Ｐ７１基本施策　上下水道事業の経営

［基本施策］　雨水排水施設の更新･耐震化･耐水化

排水樋門の遠隔操作とクラウド化を実施します。上信越自動車道開通に合わせて建設された飯田・山王島の雨水排水ポンプ場が供用開始から約 30 年経過しているため、電気・機械設備、建築物の更新及び耐震化・耐水化など、ポンプ場施設全体の更新の検討を行います。

➡関連施策：Ｐ７１基本施策　上下水道事業の経営

2　小布施ならではの町並み･緑豊かな景観を大切にしたまち

昭和 40 年代から行ってきた景観のまちづくりを継承しつつ、現代のエッセンスを取り入れながら小布施らしい環境、自然、生活が調和した「うるおいのある美しいまち」を目指し、住む人訪れる人々にうるおいと安らぎ、喜びと楽しみを感じてもらえるまちづくりを進めます。

◆現状と課題

時代の流れとともに、小布施らしい住宅の建築が難しくなり、小布施に暮らす人たちの誇りとなっている小布施らしい景観を将来にわたって保っていくことへの懸念があります。

また、市街化区域内の農地の宅地化が進み、グリーンインフラが維持できず、ゲリラ豪雨時に雨水処理能力が低下するなど、土地利用の変化は防災の観点からも問題となっています。

重点施策　うるおいのある美しいまちづくりの推進

小布施らしい景観を大切にしながら、現代の新しいエッセンスを取り込み、環境、自然、生活が調和した美しいまちづくりを目指します。個人の住宅や店舗などへの助成、景観まちづくりに力を入れる民間団体への支援等を行うほか、建築物の設計段階から住まいづくり相談を行います。

市街化調整区域内のコミュニティの維持と良好な営農環境の維持を目的とした都市計画制度（地区計画）の検討、市街化区域内のグリーンインフラ・農地の維持のための用途地域の見直しを行います。街路樹と沿道花壇の整備を行い、グリーンインフラを維持しながら周りの住環境を損なわないような環境整備を行います。

➡関連施策:P58 重点施策　歴史･文化財の発掘と保存継承
P62基本施策　農村コミュニティの維持･発展
P64 重点施策　花のまちづくりの推進
P68重点施策　災害想定･対策の強化
P68基本施策　ゲリラ豪雨に耐えうる水路の整備

［基本施策］　子育て支援･健康づくりの場と賑わい創出の公園整備と健全な運営

子育て世代の憩いの場、健康づくりの場として、イベント等の賑わい創出の場を目指し、整備計画に基づき総合公園の整備を行います。また将来にわたって長く愛される公園を目指し、健全な運営を実施します。

3 快適に安心して暮らせるインフラのあるまち

道路や歩道、水路の計画的・継続的・積極的な整備を進め、暮らす人々が快適に、安心して暮らせる公共インフラの整備を行います。

◆現状と課題

自治会からの要望等による道路改良を行ってきていますが、その他の老朽化している市街地道路の整備も積極的に行い、渋滞緩和等にも努める必要があります。

都市計画マスタープラン改定のためのアンケートでは、道路の整備、歩道の整備を求める声が多く聞かれました。車が通る道だけではなく、自転車など車以外の乗り物が通行することを想定し、段差の解消を始めとした歩道の整備などが求められています。

整備にあたっては、緑の多い小布施らしい環境を失わないため、市街化区域内の農地を守りながら行うことが求められ、またこの先の人口減少社会を見据え、開発を抑えながら進める必要があります。

人口減少や少子高齢化により、今後空き家の増加が予想されるなかで、所有者の意向等を踏まえた上で、早期に空き家の利活用を進められるよう、予防的な取り組みを進めていきます。

重点施策 安心して通行できる道路・歩道整備

歩いて楽しい町、こども・高齢者にも優しい町を目指し、歩行者、自動車が安心して通行できる美しい歩道の整備を進めていきます。通学路については、交通安全施設個所のデータベース化を検討します。地元からの要望道路、町内の市街地巡回道路となっている町道（整備未実施となっている 258 号線・113 号線・100 号線を中心に）を計画的に環状線として整備していきます。

重点施策 空き家・空き地の予防と利活用の強化

できるだけ空き家が生まれないよう、将来空き家になることが見込まれる住宅の把握と所有者への相談支援を行うとともに、防災・防犯、衛生、景観などの面での解消のため特定空き家の除却は所有者、相続人等と交渉を続けます。

空き家・空き地の積極的な利活用（民泊、移住者の住宅等）のため、小布施町に適合した空き家活用の取り組みを進めるための方針や体制を整備します。推進にあたっては、空き家・空地の価値を高めるために、所有者相談や空き家マッチング等を引き続き行います。

➡関連施策：P62 重点施策 空き店舗の活用促進
P73 基本施策 生活環境の保全

重点施策 無電柱化の推進

市街地開発事業等における新設電柱の抑制を図るため、開発行為等により道路を整備する事業の無電柱化の取り組みを支援します。

重点施策 除雪体制の整備と強化

除雪作業は、オペレーター不足により難しくなっていますが、除雪業者の確保・迅速な除雪作

業のための整備計画の作成と、オペレーターが安全に作業を行えるよう除雪路線整備のデータ化を行います。

また、課題となっている雪寄せ場の確保のための施策や、自主防災組織と連携した除雪のあり方を検討します。

重点施策　国道 403 号及び市庭通り周辺の整備促進

小布施町の中心市街地を通る国道 403 号やその沿線について、道路管理者である県や沿道にお住まいの皆さんとの協働のもと、安心して歩ける道空間として、また小布施町の新しい象徴となるような「ひと中心の道空間」として整備します。

［基本施策］　上下水道事業の経営

令和６年３月に低区配水池の更新工事がしゅん工しました。財源として起債を借り入れたため、高区・中区配水池及び浄水施設の更新、送・導・配水管等の耐震化などを実施するための財源確保に努めていきます。

また、下水道施設の更新時期が迫ってきているため、耐震化も含めた施設更新を実施するための財源確保も進めます。

➡関連施策：P68 基本施策　ゲリラ豪雨に耐えうる水路の整備
P68 基本施策　上下水道施設の更新・耐震化
P69 基本施策　雨水排水施設の更新・耐震化・耐水化

4　安心な暮らしが守られているまち

事件などの犯罪や交通事故のない安心して安全に暮らせるまちづくりを推進します。

◆現状と課題

近年、犯罪が複雑化・多様化しているため、被害にあわないよう防犯に関する知識や意識を高く持つ必要があります。地域全体で防犯対策を強化するとともに、積極的な啓発活動を行っていく必要があります。

重点施策　消費生活相談の充実

悪徳商法などの消費生活に関する相談を受ける職員のスキルアップのほか、消費生活専門相談員などの専門的知識を有する者の配置を進め、「消費者ホットライン 188」の機能強化を図ります。

［基本施策］　防犯体制の強化と犯罪被害者支援

町防犯指導員会ほか警察等関係団体と連携した防犯意識啓発や防犯活動の強化に加え、街頭防犯カメラの増設や、特殊詐欺やＳＮＳ利用の詐欺、空き巣や窃盗などの犯罪の減少と被害の防止を目指します。

また、犯罪被害にあわれた方へ見舞金を支給するほか、家事・育児・介護等などに係る日常生活でのサポートやカウンセリング等の支援を行います。

［基本施策］　交通安全施設整備や啓発活動、交通災害共済事業の充実

交通安全協会などの高齢者やこどもたちに向けた交通安全指導を関係機関などと連携し推進します。交通災害共済事業に関して、全員公費負担へと拡大し、万が一の事故時に見舞金を支給することで被災者の経済的負担の軽減を図ります。

また、自治会内での加入申込書回収等事務手続きの大幅な負担軽減を図ります。

5　豊かな自然が保たれ、環境負荷が抑えられているまち

美しい自然環境と良好な生活を維持するために、町民の自然への関心を高め、自然保護に取り組む意識の醸成を図るとともに、自然の保護に取り組む町民や事業者などとの連携を深め、自然環境の保全活動の担い手の育成を図ります。

2022 年（令和４年）２月には長野地域連携中枢都市圏の９市町村の共同で「ゼロカーボンシティ宣言」を発出し、同年４月には環境グランドデザインを策定しました。2050 年（令和 32 年）に町内におけるゼロ・カーボン（二酸化炭素実質排出ゼロ）を達成することを目標とし、温室効果ガスを出さない町を目指します。地域からごみに対する意識変革に取り組むとともに、これまで廃棄物となっていたものを資源として捉え、できる限り無駄なく利活用し、ゼロ・ウェイスト（ごみを出さない町）を目指します。

◆現状と課題

町民の環境美化意識の向上を図るため、自治会、不法投棄防止指導員などの参加を得て、環境美化運動を継続する必要があります。

１人１日あたりの家庭ごみの排出量は減少傾向で推移していますが、今後も環境負荷の低減のため、ごみの減量化・再資源化を推進する必要があります。

重点施策　ゼロ・カーボンの推進

住宅向け太陽光発電設備・蓄電池設置補助や、公共施設・自治会公会堂への太陽光発電設備の導入を進めています。

今後は、町内の発電ポテンシャルを発揮する観点から営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）の景観と調和した設置方法の確立を目指し、町内で賄いきれない需要に対しては、遠隔地に設置した再エネ発電所から小売電気事業者を介して電気を購入し町内で使うモデル（オフサイトＰＰＡ）の検討を進めます。

また、化石燃料に代わる燃料として、おぶせフラワーセンターにおいて木質バイオマスの熱利用の実証事業を進めます。木質燃料を継続的に供給する事業主体の確立や、木質バイオマスの燃料需要の創出（民間等への拡大）を推進していきます。

重点施策　ゼロ・ウェイストの推進

小布施町内で排出される家庭ごみの約５割は生ごみ・草木が占めています（令和５年度調査結果）。これらを有機資源として活用するための実証として、可燃物として廃棄されている生ごみ・

草木の全量を活用すべく回収方法や効率的な処理方法について検討します。

また、町内飲食店と連携し、テイクアウトする際のマイ容器持参の促進に向けてさらなる取り組みを進めていきます。

［基本施策］ 自然環境を活かした水に親しむ機会の提供

小布施町には、千曲川を始めとした３つの一級河川が流れています。そうした自然環境を活かしながら、町民の水辺環境保全への意識を醸成し、水に親しむことのできるサップ[26]、ラフティング[27]、カヌーなどのウォーターアクティビティを体験する機会を積極的に提供します。

［基本施策］ 生活環境の保全

清潔で美しい生活環境を作るため、環境美化活動を通じて意識の向上を図ります。

不法投棄の発生を抑止するため、不法投棄防止指導員によるパトロールのほか、常習箇所への監視カメラの設置を検討し、不法投棄されにくい環境づくりを進めます。

また、大気や水質、騒音、振動、悪臭などの苦情のほか、ペットのふんや放し飼いなどの生活マナーに関する苦情も増えており、快適で住み良い生活環境の維持に向けた取り組みを行います。

➡関連施策：P70 重点施策　空き家・空き地の予防と利活用の強化

［基本施策］ 生物多様性の保全

開発による農地の減少等による動植物の生息域の変化や、外来種の侵入が在来種の生態系維持を脅かすものとなってきていることから、絶滅危惧種をはじめ、動植物の保護や保全を図ります。

また、町民が自然について学ぶ機会や、自然を活用し自然の恩恵を感じられる機会を提供します。

➡関連施策：P56 基本施策　すべての人への包摂的かつ質の高い学びの促進

◆主な関連計画

- 小布施町地域防災計画
- 小布施町環境グランドデザイン（令和４年５月策定）
- 小布施町国土強靭化地域計画
- 一般廃棄物処理実施計画（単年度）
- 第 10 期小布施町分別収集計画（令和５年度～令和９年度）
- 小布施町災害廃棄物処理計画
- 小布施町森林整備計画（平成 27 年度～令和６年度）
- 小布施町橋梁長寿命化修繕計画（令和４年度～令和 13 年度）
- 小布施町下水道事業経営戦略

---

[26] （SUP、スタンド・アップ・パドルボードの略）ボードの上に立ち、パドルを使って水面を漕いで進むウォーターアクティビティ。

[27] 水流を利用して川下りをするウォーターアクティビティ。

6　行政経営

多様な主体と協働し、中長期的な視点に立って計画性のある行政運営を推進します。

分野別目標（ありたい姿）

1　安定的な財政運営
2　持続可能な行政運営
3　多様な協働が支えるまち
4　職員がいきいきと働き、成長できるまち

◆達成目標(KPI)

指標	現況値		目標値（令和 11 年度）	該当
	値	年度		
ふるさと納税寄付額	8 億 7,000 万円	令和５年度	10 億円	分野別目標 1
町税収納率	99.0%	令和５年度	99.8%	分野別目標 1
財政調整基金の積立額	17 億 6,294 万円	令和５年度	10 億円以上	分野別目標 1
公共施設の延べ床面積	57,981.45 ㎡	令和３年度	52,789.78 ㎡ （約 9%） 令和 22 年度	分野別目標 2
行政との施策展開に具体的に繋がった協働プロジェクト数	－	－	５事業	分野別目標 2
ホームページへのアクセス数	2,252,881 件／年	令和５年度	3,000,000 件／年	分野別目標 2
職員の研修・視察参加延べ人数	648 人	令和５年度	1,000 人	分野別目標 3
職員の平均（月）時間外在庁時間	31 時間	令和５年度	30 時間以内	分野別目標 3
職員の年次休暇消化率[28]	31.0%	令和５年度	50%	分野別目標 3

1　安定的な財政運営

総合計画に掲げた施策の展開と安定的な行政サービスを提供するため、安定的な財源の確保に努めます。また、健全財政を維持するために、町税及びふるさと納税などによる自主財源の確保に戦略的に取り組みます。

◆現状と課題

[28] 任期付職員・再任用職員・県等からの交流職員を含み、会計年度任用職員は除く職員のうち、全期間在職した職員（育児休業・町から県等への派遣等を除く。）の年次休暇取得日数から算出した値。

小布施町の財政は、新たな起債を極力抑え計画的に繰上償還を実施してきた結果、普通会計の町債残高は平成 11 年度の 75．1 億円をピークに減少傾向にあり比較的健全な状態です。

しかし、人口規模に比した財政の規模は類似団体に比べて小さく、また、歳出に占める経常的な経費（扶助費や人件費、公債費等）の割合が高いため、投資的な目的に使える経費が少ない状況です。

今後は、少子・高齢社会の進行により、税収の大きな伸びが期待しにくい一方で、社会保障関係経費の大幅な増加が見込まれます。さらに、公共施設の老朽化に伴う大規模な修繕や建て替え等も必要になるなど、財政を取り巻く状況はより厳しくなるものと予想されます。

また、近年の財政健全化には、堅調なふるさと納税による歳入増が大きく寄与しており、このような既存制度を最大限に研究・活用していくことが求められます。

重点施策　歳入改革の推進

町の魅力創出につながる新規事業の拡充や将来的な財源確保に向けて、ふるさと納税による納税額や寄付件数の拡充に向けた各種取り組みを推進します。

また、寄付の使途や成果をわかりやすく公表することで、納税者への町への信頼感を醸成し、寄付のリピートや来町の動機付けに繋げます。

➡関連施策：P66 基本施策　関係人口の創出

［基本施策］　安定的な財政基盤の確立

引き続き厳しい財政運営が予想されることから、重要な事業を着実に推進する一方で、歳出を精査し、安定的な自主財源確保に努めるとともに、行政資源を効果的に活用し、持続可能な財政基盤を確立します。

［基本施策］　税の適正課税と収納

税の仕組みや税制改正などについて町民にわかりやすく周知し、納税についての啓発を進めます。公平な税負担の観点により、適正な課税客体の把握と納付しやすい環境の検討、導入に取り組みます。滞納者に対しては庁内の「滞納整理プロジェクト」を推進し、法に基づく滞納処分を実施することで、滞納繰越額の縮減を図るとともに、税負担の公平性を確保します。

［基本施策］　確実かつ効率的な公金運用

経済や金融動向等を注視しながら、安全かつ確実な方法で資金を効率的に管理、運用をすることを目指します。

2　持続可能な行政運営

持続可能な行政経営を進めていくには、町民及び職員の負担軽減を目指しデジタル技術の活用に取り組む必要があります。また、中長期的な視点に立った職員体制を確保・育成します。

◆現状と課題

マイナポータルや自治体独自の電子申請システムを利用した行政手続きオンライン化の推進や窓口手続における町民の負担削減及び職員の業務負担軽減を目指す自治体窓口ＤＸ「書かないワンストップ窓口」の導入をデジタル庁が推進しており、全国で導入済みの自治体も増えています。

今後、「コンビニ交付」や「書かない窓口」の導入を検討し、他市町村との足並みを揃え、町民ニーズに応じたサービスを提供できる体制を整えることが必要です。

重点施策　住民サービスの向上と業務改善・働き方改革に資する自治体 DX の推進

住民サービスの向上や、業務改善・効率化につながるデジタル技術やシステムの導入、環境整備をＤＸ推進会議等の場で検討し、全庁横断的に進めます。

役場庁舎のネットワークのうち、ＬＧＷＡＮ接続系のネットワークの無線化を図り、働きやすい環境づくりを整えるとともに、内部打合せの際のペーパーレス化を推進します。

重点施策　基幹系システムの標準化・共通化対応

国で整備を進める情報連携基盤「公共サービスメッシュ」への連携、データ利活用を見据え、令和７年度末期限に迫る基幹系システム標準化・共通化対応について、期限までの移行完了を目指します。

重点施策　公共施設マネジメントの推進

公共施設の老朽化に対応するため、計画的に建替工事や改修工事を行う必要があります。既存施設をできる限り有効に活用し、計画的に施設の統廃合を進め、施設総量（延べ面積）の縮減を図るほか、建物の長寿命化、民間活力の活用などによる管理運営の効率化に取り組みます。

3　多様な協働が支えるまち

さまざまな専門性や得意分野をもつ各種機関と連携しながら、町全体が一つの目標に向かって知恵と汗を出し合う「協働力」でまちづくりを進めます。

◆現状と課題

町がさらに豊かさと安心を感じられる住みよいまちとなるためには、町民や町内外の企業、大学、行政などが議論を交わし、同じ目的のもとで協働することが大切です。そのため、地域づくり活動やまちづくり活動を行う団体の支援、企業や大学、若者との連携を促進する場づくりを創出します。

本町では、「町報おぶせ」の発行や「広報おぶせ（同報無線）」、町ホームページ、ＬＩＮＥ配信やＦａｃｅｂｏｏｋ、おぶせチャンネルを活用し、町民の生活に密着した町政情報を積極的に発信、提供しています。今後もこれらの広報媒体手段の一層の充実を図るとともに、町民に的確に情報が伝わるよう、より効果的な広報手段についても検討していく必要があります。

重点施策　小布施まちづくり委員会など町民との協働

町に暮らす誰もがまちづくりの主役であり、お互いに寄り添い支え合いながら、さらに安全・安心な地域づくりに向けて、行政や事業者などの垣根を超えて一緒に取り組みます。

➡関連施策：P46～47 分野別目標4　子育て・教育を地域で育むまち
P51 重点施策　支え合い活動の啓発
P63 基本施策　地域との協働連携体制の強化、つながりづくり
P64 重点施策　花のまちづくりの推進
P68 基本施策　自主防災会の育成・強化

重点施策　多様な主体間協働による特色あるまちづくりの推進

さまざまな施策領域において、町と大学、企業等とが連携・協働する場を設けることで、町の施策に学術的な知見、時代の先端を走る事業者の視点や事業経験等を取り入れるきっかけを作り、特色あるまちづくりの推進を図ります。

バーチャル町民会議などの協働事業を展開することにより、関係人口より深い関わりのある町外在住の「共創人口」の創出や拡大を図るとともに、町内在住の若者が次代のまちづくりの担い手になる仕掛けづくりや機運醸成を進めます。これらの取り組みを町民とともに推進するため、ホームページや回覧板、ＳＮＳなどで積極的な情報発信及び広報を行います。

➡関連施策：P63 基本施策　サテライトオフィス誘致による新たな雇用機会と協働の創出
P63 基本施策　企業や大学、若者との連携を促進する場や仕組みづくり
P66 基本施策　関係人口の創出

重点施策　広報・広聴活動の充実

町民がまちづくりに参画する機会の創出のため、行政の情報をできるかぎり町民に共有し、町民の意見を町政に反映する仕組みとして、町からの一方的なお知らせから、町民と行政とのコミュニケーションツールの一つとして広報・広聴活動の充実を図ります。

町報おぶせの充実を図り、行政情報を分かりやすく、町民に親しまれる広報紙づくりに努めます。また、広報おぶせ（同報無線）、町ホームページ、ＬＩＮＥ配信等を活用し、町民への迅速かつ正確な情報提供に努めるとともに、より的確に情報が伝わるよう、効果的な広報手段について検討します。併せて従来の町政懇談会や私の意見箱のほか、今の時代に合った広聴手段についても検討を行います。

4　職員がいきいきと働き、成長できるまち

多様化する町民のニーズに柔軟に対応し、現場・現実に即した対応や改善策の立案、それに伴う高度な専門性を持った職員の育成を目指します。また、住民サービスを向上させ、かつ継続的に行政運営が行えるよう組織として対応できる体制づくりを進めます。

◆現状と課題

職員の業務負担軽減と町民サービスの向上及び組織として機能する体制を整えるため、積極的

な職員採用を行ってきています。その結果、行政経験の少ない職員が多くなり、業務を遂行する上で管理監督者のマネジメント力の重要性が増加しています。今後５年間は、新入職員の育成と係長以上の職員のリーダーシップ及びマネジメント力の向上が重要となっています。

重点施策　職員の能力開発と資質向上

公務員倫理や文書事務、契約事務など業務に必要な基本的スキルを身に付ける「研修」と、まちづくりを考える上で参考となる地域に行き、直接関係者から学ぶ「視察」を積極的に行える環境を整え、職員が公務員に必要な知識と広い知見を有し、外からの刺激により意欲的に業務に取り組めるよう努めます。

また、職員の年齢構成上、行政経験の少ない管理職が増えていく中で、マネジメント力のさらなる向上を図るため、人材マネジメント研修を実施していきます。

重点施策　職員の意識改革と業務の効率化

業務のＤＸ化、ペーパーレス化、業務マニュアルの整備により業務効率の向上、在庁時間の短縮、時間外勤務の適正化、経費節減に取り組みます。これにより職員の負担軽減と町民の利便性向上に努めます。

重点施策~~［基本施策］~~　職員の衛生管理強化

働きやすい職場環境の形成を促進し、職員の心身の健康の保持及び増進に努めます。健康づくりの取り組みとして、人間ドック及び定期健診の受診率 100%を目指し、健診結果に基づき、受診勧奨や保健指導を行います。メンタルヘルス対策では、職場環境等の改善や健康教育を通じてメンタルヘルス不調者の発生予防に努めます。

また療養休暇者や休職者に対するフォローアップを組織として行い、職場復帰に向け継続的にサポートします。

◆主な関連計画

- 小布施町公共施設等総合管理計画
- 小布施町公共施設個別施設計画
- 小布施町人材育成基本方針

第２節　戦略的推進プロジェクト

第１節の分野別計画に加え、将来像の実現に向けて総合計画の実効性を高めることと、町民のニーズや人口減少など町の状況の変化を踏まえ、５年間で戦略的かつ優先的に取り組んでいく必要がある政策をピックアップし、「戦略的推進プロジェクト」として取り組んでいきます。推進にあたっては、分野別計画の分野及び組織を横断して取り組み、相互に関連性を持たせることで相

乗効果を発揮するよう努めます。

１　誰もが移動しやすいまちづくり

◆現状と課題

小布施町は面積約 20ｋ㎡の県下で最も面積が小さく、コンパクトな町であり、高低差が小さいことや、長野市や須坂市などと隣接していて交通の便がよいという地理的条件から、町内の公共交通手段が電車のみであっても、移動の問題がこれまで大きな課題になってこなかった経緯があり、町内における移動手段は自家用車に頼っている現状があります。第１章第３節「３　町民アンケートによる町民の意向」図表 24 にあるとおり、町民アンケートにおいて、小布施町に対して感じる問題点は、「生活をする上で必要な公共交通が確保されていない」とする回答が 45.6％で、最も多くなっています。第１章第３節「２　人口動向」（２）年齢３区分別人口や「５　人口の変化が地域の将来に与える影響」（２）医療・福祉への影響で分析しているように、年齢３区分別人口の変化を見たときに、生産年齢人口が減ることで交通サービスの担い手が不足し、また老年人口の割合が大きくなることにより、移動に係るニーズは今後さらに増加することが予想されます。年齢や身体の状況などより歩行に不安のある人や、運転免許証を返納した人に加え、商業施設や公共施設から離れた地域に住む人も不便なく暮らせるよう、公共交通を含めた移動手段の確保に取り組んでいく必要があります。

◆プロジェクトの方向性

他市町村の事例を研究し、地域の交通事業者の意向を踏まえ協議を続けながら、移動に不安のある人が自家用車に頼らずとも安心して移動でき、町の地理的条件や事情に合った公共交通のあり方を検討していきます。検討にあたっては、町民のニーズを把握・分析し、その反映に努めます。公共交通以外にも、民間との協働によるライドシェアやカーシェアリング、シェアサイクリングなども考えられます。

併せて、車道・歩道の除雪対策や歩道の段差解消、点字ブロックや音の出る歩行者用信号機の設置など、移動を後押しして、誰もが安心して移動できる公共インフラを整備することも検討します。

さらに、町民の移動がスムーズに行えるよう、自家用車や大型バスで訪れる観光客が集中する繁忙期における北斎館周辺を中心とした国道 403 号や小布施スマートＩＣ付近などの交通渋滞の緩和にも取り組みます。

２　地域資源を大切にしながら新たな価値を創造するまちづくり

◆現状と課題

第１章第３節「３　町民アンケートによる町民の意向」図表 22 にあるとおり、町民アンケートにおいて、小布施町に対して感じる魅力、好きなところは、「町外の人から「小布施っていいよね」と言われることがある」が 60.6％で最も多く、次いで「山や緑など自然環境に恵まれている」が

49.0%、「観光資源や歴史的資産に恵まれている」が 40.6%となっています。急激な総人口の減少や、第１章第３節「２　人口動向」にあるように市街化調整区域の人口の減少、高齢化などの課題に直面する中、小布施町の地域資源を新たな視点で見直し、最大限にその魅力を引き出し、人々を惹きつけて、活気あるまちづくりに取り組んでいく必要があります。

また、町並み修景事業や格調ある住まいづくり、うるおいのある美しい町づくり条例の制定などの取り組みによって、小布施町ならではの美しい町並みが形成されてきました。さらに町民の協力により展開しているオープンガーデンによる創出された花と緑が豊かな庭先が、町を訪れる人の心を和ませ、心地よさを感じさせています。人口減少や高齢化により、オープンガーデンのオーナーの減少や空き家が増加する中、これまでで築いてきた町並みや景観を後世に残し、継承していくことが必要です。

◆プロジェクトの方向性

小布施の先人から引き継いだ時代を先取りする先見性と社交性で、小布施ならではの地域資源を大切にしながら、新たな価値を創出します。

豊かな花や緑、そして自然風景と調和した町並みや景観で人々を迎えるうるおいのある美しいまちを目指し、町民や事業者と一緒になって取り組みます。ここに暮らす私たちの生活に豊かさをもたらすとともに、訪れる方々にとっても心地よい空間であることで町外の方々が町に何度も訪れ、賑わいやつながり、交流が生まれるまちづくりに取り組みます。

また、自然、伝統、歴史文化、景観、農産物、特産品、人材等の小布施町ならではの地域資源を活用し、地域ブランドの構築や情報発信を積極的に行い、産業を活性化させ、人口の流入を促すよう取り組みます。また、人口減少等により、今後は空き家の増加が見込まれる中、空き家を地域資源と捉え、その利活用を検討していきます。

３　気候変動に対応した~~環境に負荷をかけない~~まちづくり

◆現状と課題

第１章第３節「１　計画策定の前提となる社会背景」にあるように、近年、世界で頻発している集中豪雨や猛暑など地球温暖化に起因する異常気象や化石燃料の枯渇などの地球環境問題は、全世界共通の最優先かつ喫緊の課題の一つです。小布施町の恵まれた自然環境を守るためには、町民・事業者・行政が危機意識を共有し、連携して取り組む必要があります。

小布施町では、令和元年台風 19 号により甚大な被害を受け、日頃何気なく暮らしている生活基盤がいかに揺らぎやすいものであるかということを再認識しました。町での生活とその将来を守るため、2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボン宣言」を長野地域連携中枢都市圏の９市町村の共同で発出し、令和４年度には「小布施町環境グランドデザイン」を策定しました。

私たちがさまざまな立場から~~で~~環境問題に取り組むことで、経済・生活の基盤を守り、安心・安全でより豊かな暮らしと防災に強いまちづくりを目指すことが必要です。

◆プロジェクトの方向性

「小布施環境グランドデザイン」で定める４つの取り組み（「ゼロ・カーボン」「ゼロ・ウェイスト」「防災・レジリエンス[29]」「サステナブルな観光」）と９つのアクションの実現に向けて、町民とともに取り組みを推進していきます。また、気候変動により農産物の品質低下や収量の減少、病害虫の発生の増加、栽培適地の変化等、当町の基幹産業である農業にさまざまな影響が及ぶことが想定される中、変化する気候条件に適した新しい作物の導入などの適応策や、激甚化する自然災害に対するソフト面とハード面が一体となった防災・減災対策に、関係機関と連携しながら総合的に取り組んでいきます。同時に、私たち一人ひとりがごみの分別ルールを守ることや使い捨て容器をなるべく使わないことでごみの削減や二酸化炭素の排出を抑えることなどが考えられます。

町民の環境に対する意識の醸成をさらに進め、町民一人ひとりが地球温暖化について考え、環境にやさしいまちづくりに向けて身の回りのできることから実践していくように取り組みます。

第３節　計画の推進体制及び進捗管理

将来像の実現に向け、本計画を効果的かつ効率的に推進するため、進捗管理の方法と、これを推進していく体制を整える必要があります。

推進体制としては、主に推進状況の確認、効果的な推進の手法の検討、推進に向けた予算の重点的な配分などを任務とする総合計画推進本部を企画財政課内に設置します。

進捗管理については、おおむね１～２年ごとに一回、分野別計画ごとに設定した達成目標（重要業績評価指標（ＫＰＩ））によって計画の推進状況を客観的に評価・検証するとともに、行政評価の結果も活用し、より効果的に施策を展開するための手段（取り組みや事業）を改善するＰＤＣＡサイクルで管理します。「計画（Ｐｌａｎ）、実行（Ｄｏ）、評価（Ｃｈｅｃｋ）、改善（Ａｃｔｉｏｎ）」のサイクルを継続的に繰り返すことで、総合計画の円滑な推進を図ります。

さらに、町民に向けたアンケート調査等の実施により、施策や事業についての評価や町民ニーズの把握と行政課題の抽出・検討を行い、施策に反映させることとします。

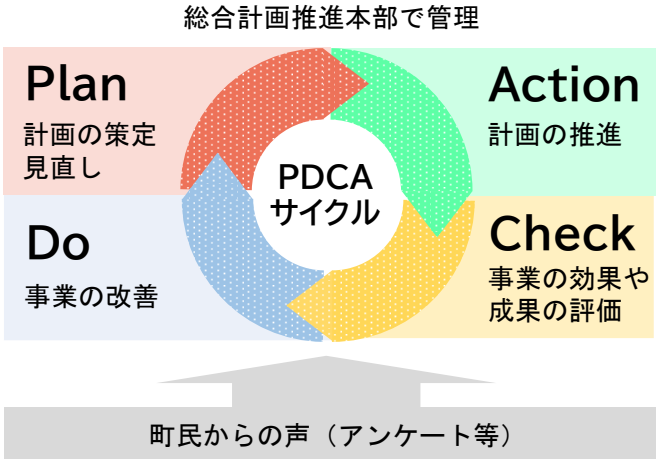

[29] 「回復力」「しなやかさ」を表す言葉で、防災面では、「災害を乗り越える・復旧する、コミュニティや社会の力」を指す。

資料編

策定経過

町民ワークショップでのご意見

『小布施の未来を描く』絵画応募作品

委員等名簿

条例・規則

諮問書・答申書

資料３

4　産業・移住

小布施町の基幹産業である農業を軸にしながら、創意と交流の力で産業全体の活性化を図り、次世代を担う若者や産業の創出により新しいひと・しごとの流れをつくり、将来にわたって賑わい溢れ、住みたくなるまちをつくります。

分野別目標（ありたい姿）

1　営農環境と生活環境の調和を図り持続的な農業を進めるまち
2　産業の活性化と次世代につながる産業創出により地域経済が活性化しているまち
3　新しい賑わいが生まれるおもてなしのまち
4　花と緑を介して賑わうまち
5　移住希望者に選ばれ、地域の活力が持続するまち

◆達成目標（ＫＰＩ）

評価指標	現況値		目標値（令和 11 年度）	該当
	値	年度		
新規就農支援制度を利用し定着した農家農業従事者数（累計）	24 人	平成 24 年度から令和６年度	34 人	分野別目標１
農業共済収入保険加入者数	116 人	令和６年度	150 人	分野別目標１
認定農業者数	96 人	令和５年度	106 人	分野別目標１
農地の集積率（目標面積 788ha）	35.1%（276ha）	令和５年度	50%（394ha）	分野別目標１
商工業事業承継相談件数	２件/年	令和５年度	５件／年	分野別目標２
空き家改修補助金支給件数	５件/年	令和５年度	10 件／年	分野別目標２
１日あたりのおぶせロマン号乗客数	47.9 人	令和５年度	60 人	分野別目標３
観光協会利用者数	19,471 人／年	令和５年度	35,000 人／年	分野別目標３
オープンガーデンオーナーの軒数	102 軒	令和５年度	107 軒	分野別目標４
転入者数	338 人／年	令和５年	400 人／年	分野別目標５
関係人口向け LINE アカウント「おぶせじん」登録者数	確認中	令和６年度（R7.1.1 現在）	4,000 人	分野別目標５

1　営農環境と生活環境の調和を図り持続的な農業を進めるまち

農業者がやりがいを持ち持続的に農業に取り組めるよう、営農環境と農業家以外の人の生活環境との調和を進めるとともに、小布施産農産物の魅力と価値観を共有し合える人をつなぐことで、持続的な地域農業を目指します。

◆現状と課題

農業従事者の高齢化が進み、後継者不足に伴い遊休農地の増加が急速に進む可能性があります。また、地域農業を支える農業用施設の老朽化や農地周辺への農家以外の住宅の建設の進行もあいまって、営農環境の変化が生産活動の低下につながっています。

このようなことから、生産性を向上させるため農地の集積・集約を進め、新たな技術を導入することで効率的な営農環境の整備に取り組むとともに、小布施産農産物の高付加価値化による所得向上に取り組み、農業に魅力とやりがいを感じる担い手を育成する必要があります。

また、農村部のコミュニティ維持のため営農環境と生活環境の調和を図り、地域の特性を活かした持続的な農業を進めることが必要となります。

重点施策　担い手確保による農地の保全・継承

親元就農者、定年等帰農者、新規就農者など、今後の農業の担い手として活躍が見込まれる人に対して、農業体験や研修などの機会を充実させ、農業委員会をはじめ関係機関が協力して相談から就農までの確実かつ継続的な支援を行います。

また、意欲ある担い手に対して、技術、農地、農機具などを継承することができる仕組みづくりを行うとともに、農業法人・営農組織等の参入促進にも取り組みます。

重点施策　生産基盤の整備及び農地の集積・集約化による営農環境の充実

効率的かつ安定的な農業生産を行うため、良好な営農条件を備えた生産基盤の整備を進めるとともに、農業・農村の有する多面的機能[1]の維持・発揮につなげていきます。

農地中間管理事業を活用し、地域計画の担い手へ農地の集積・集約化を促進するとともに、町の施策に合わせた土地の利活用について検討を進めながら、遊休農地の発生防止、解消に取り組みます。

重点施策　地球温暖化に対応した農業の推進

気候変動などによりこれまで適地とされてこなかった作物の栽培や凍霜害対策、病害虫対策に関する研究などに取り組みます。また、省力化が期待できるスマート農業[2]の導入や経済性や生産性に留意しつつ環境への負荷を低減できるような技術導入、さらに、頻発する気象災害や有害鳥獣被害に対応するため農業共済への加入促進を図るとともに、鳥獣対策の電柵等の設置に対して

---

[1] 国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能。（平成 11 年法律第 106 号「食料・農業・農村基本法」第３条）

[2] ロボット技術や ICT を活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業を実現すること。

支援を行います。

重点施策　農産物ブランドの再構築と販路拡大等による農家の所得向上支援

りんご、ぶどう、くり等の特産の果樹の生産振興を進めるとともに、経営規模や販路の拡大などに意欲的な農家を支援します。農商工連携により町内で生産された農作物を利用した特色ある商品開発を進めるとともに、物産展などへの出店により新たな市場の創出に取り組みます。

また、関係機関との連携により、地域になじみのある農産物を「小布施産」としてのブランド力を高め、付加価値の向上を図ります。

［基本施策］　農村コミュニティの維持･発展

農村コミュニティの維持・発展のために、農業体験を通して農村集落の空き家等に農業に従事したい人を呼び込み、営農環境と生活環境の調和を進めます。

➡関連施策：Ｐ６９重点施策　うるおいのある美しいまちづくりの推進

2　産業の活性化と次世代につながる産業創出により地域経済が活性化しているまち

基幹産業である農業とともに町経済を支える商工業者の皆さんに寄り添いつつ、関係機関との密接な連携により着実かつ力強い産業の振興を図ります。「オール小布施」で多様な取り組みを展開する農商工連携を一層推進するとともに、新産業の創出や事業者の誘致にも取り組みます。

◆現状と課題

後継者問題を抱える事業者が多く、事業を譲りたい人と引き継ぎたい人のマッチングの強化が求められています。

町内の店舗については、今後、長期的に空き店舗や空き家が増えることが見込まれるため、町内外の起業への意欲がある人や出店希望者の利活用を促し、町内経済の活性化を図る必要があります。

さらに人口減少により業種に関わらず人手不足が深刻となる中で、ＤＸによる省力化の推進及び労働環境の整備による町内企業の魅力向上が必要です。

また、農商工連携を推進するにあたり事業者の理解、賛同、実践が必要となります。

重点施策　魅力的な事業者誘致、多様な起業支援の推進

新たな職種や雇用の創出により地域の活性化・産業力の向上に繋げるため、町内で新たに事業を実施しようとする人を支援します。加えて、町の特性にあった事業者の誘致や新産業の創出にも取り組みます。

具体的には、都市部から繋がりのある企業を誘致し、体験型サテライトオフィス[3]の利用から町内での事業拠点設置に繋げることで、地域内に新たな分野の雇用や魅力づくり、空き家・空き店

[3] 企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。本拠を中心としてみた時に衛星（サテライト）のように存在するオフィスとの意から命名された（総務省）。

舗等の活用に結び付け、若い世代が「戻りたい」「移住したい」と思えるまちづくりに取り組みます。

➡関連施策：Ｐ７７重点施策　多様な主体間協働による特色あるまちづくりの推進

重点施策　空き店舗の活用促進

地域の活性化と雇用の促進を図り、賑わいのある商店街づくりを推進するため、町内の空き店舗を活用し新たに事業を始める人を支援します。空き家と同様、空き店舗物件の流動化が進み、利用希望者とのマッチングが進むよう民間や関係機関と連携して取り組みます。

➡関連施策：Ｐ７０重点施策　空き家・空き地の予防と利活用の強化

［基本施策］　地域事業者支援の強化

商工会や金融機関などと連携して、既存産業を維持継続していく上での課題やニーズを調査し、人材獲得支援などにより町内の既存事業の活性化を図ります。

また、物価価格高騰等により事業を維持するための調査、支援策の検討、セーフティネットの活用等を行います。

［基本施策］　次世代の担い手の発掘と育成･継承

円滑な事業承継によって事業価値をしっかりと次世代に引き継ぎ、事業の継続に繋げるため、令和５年度に県事業承継ネットワークが実施した事業承継調査を元に、相談機会の充実や後継者の育成支援など継承に向けた取り組みを進めます。

［基本施策］　地域との協働連携体制の強化、つながりづくり

いつまでも賑わう地域であり続けるため、同業あるいは事業横断的な事業者同士の交流機会を創出して地域内循環を促します。

農・商・工の各生産者が持つ技術やノウハウを掛け合わせることで、特色ある小布施の産品の価値や魅力を更に増大させるとともに、新たな商品やサービスの開発に繋げます。

➡関連施策：Ｐ７６重点施策　小布施まちづくり委員会など町民との協働

［基本施策］　企業や大学、若者との連携を促進する場や仕組みづくり

企業や大学、若者との連携を促進する場や仕組みづくりにより、多様な連携が生まれています。

今後もそれぞれが連携できる環境を整備し、地域の人口維持や産業振興、特色ある地域づくりに町民と一緒に取り組みます。

➡関連施策：Ｐ７７重点施策　多様な主体間協働による特色あるまちづくりの推進

3　新しい賑わいが生まれるおもてなしのあるまち

北斎や鴻山をはじめとした歴史資産、質の高い農産物や栗菓子などの加工品、洗練されたスイーツやグルメ、美しい田園風景や花で彩られる町並景観、伝統的で豊かな生活文化など、町が持つ本来の姿を大切にしながらさらに磨きをかけ、来訪者の期待にも応えられるおもてなしのまち

を目指します。

◆現状と課題

小布施町の来訪者は比較的に高年齢層が多く、また、日本国内の人口は長期的に減少が見込まれることから、若い世代や外国人旅行者の誘客を強化し来訪客層の幅を広げる必要があります。

また、来訪者と町民どちらにとっても心地よい環境整備を推進するとともに、付加価値の高い体験や商品を充実させることで、地域の価値を高めて小布施ファンを増やし、町民生活への負荷を抑えながら、町民と町内事業者双方にとって持続可能な賑わいのある地域づくりを進める必要があります。

さらに、近年増加傾向にあるインバウンド需要に対する適切な対応が求められています。

［基本施策］ おもてなしの観光案内と観光需要の平準化

駅に降り立った人たちが心地良いと感じられる駅前空間の整備を進めるとともに、国道 403 号線の整備とあわせ町中心部へのゆるやかな誘導を図り、昔からあるおもてなしの心で来訪者をお迎えし更なる交流を推進します。

また、来訪者の少ない冬季などにも交流の機会を設け、繁忙期と閑散期の平準化を図ります。

［基本施策］ 地域資源の活用とインバウンド[4]に対応した受け入れ態勢の強化

山や川、田畑、農家住宅、寺院など農村部の地域資源を生かした体験型コンテンツの充実を図るとともに、周辺地域と連携した取り組みや外国語による案内の充実などにより、インバウンド需要に対応した外国人観光客の受け入れ態勢を強化します。

4 花と緑を介して賑わうまち

これまで推進してきた花に関する取り組みを振り返りその意義を再確認する中で、ここに暮らす私たちの生活に豊かさをもたらすとともに、訪れる人々にとっても心地よい景観を作り出す花によるまちづくりの取り組みを、官民一体となってさらに深化させます。

◆現状と課題

オープンガーデンオーナーの高齢化が進み、脱会する人もいることから、既存オーナーの継続や世代交代をサポートするとともに、若い世代や事業所の新規オーナーを増やす取り組みが必要です。

フローラルガーデンおぶせやおぶせフラワーセンターなどの花関連施設は、開設から 20 年以上経過する中で、他の公共施設と同様にその目的や今後のあり方について再考する時期を迎えています。

町制施行 70 周年を記念して実施した「オープンガーデン巡り」や「花回廊・花マルシェ」など

---

[4] 「inbound」外から入ってくる旅行、一般的に訪日外国人旅行客を指す。対義語は外に出る旅行、海外旅行を指す「アウトバウンド」(outbound)。(観光庁)

のイベントは、その成果を検証し今後の取り組みに活かしていきます。

重点施策 花のまちづくりの推進

うるおいのある美しいまちを目指し、花のまちづくりを推進し、来町される人々を花で出迎え、町内外の人との花を介した交流の輪を広げ、活性化を図ります。

また、行政と町民の協働による花のまちづくりをさらに推進するため、オープンガーデンの充実や事業所、自治会の花づくりの奨励、公園・花壇の充実を図ります。

➡関連施策：P69 重点施策 うるおいのある美しいまちづくりの推進
P76重点施策 小布施まちづくり委員会など町民との協働
P79 戦略的推進プロジェクト2 地域資源を大切にしながら新たな価値を創造するまちづくり

［基本施策］ 花仲間の連携強化とさらなる花づくりの機運醸成

オープンガーデンや地域の花壇づくりなどを通じてこれまで花づくりを牽引して来られた方の取り組みを引き続き支援するとともに、情報交換や連携協力によりさらなる体制強化を目指します。

花づくりに興味があってもなかなか手を出せずにいた町民や、新たに小布施に引っ越して来られた人々などを対象に、花に関わる第一歩となるような施策を推進します。

5 移住希望者に選ばれ、地域の活力が持続するまち

移住・定住のきっかけづくりや、移住・定住に関する事項を気軽に深く相談しやすい環境を整備することにより、移住者・定住者を増やし、町の人口構造を維持していきます。

また、少子高齢化の特に進む地域について、子育て世帯を中心とする若い世代に選んでもらえるような取り組みを進めていきます。

さらに、移住者がまちづくりや地域の担い手として地域に参加できるような取り組みを推進します。

◆現状と課題

小布施町では現在、年間 30 件の移住相談を受けています。今後も移住を希望する人への精力的な情報提供に努め、町への興味・関心を深めてもらうことが重要です。令和６年４月には、小布施町は民間組織「人口戦略会議」が定義した「消滅可能性自治体」から脱却しましたが、このような傾向を持続させていくためには、子育て世帯等の若い世代に転入してもらうことが重要です。

小布施町における社会課題に対する取り組みや新たな事業が、町外の人との「かかわりしろ」となります。こうした「かかわりしろ」の裾野を広げることや、新たに関わり始めた人に魅力ある土地であると思ってもらうことで、若い世代を中心とした移住につながります。

移住者の中には、自治会や消防団などに加入するなど地域活動にとても積極的な人がいます。このような輪を広げることで、地域の活力はさらに向上すると考えられます。このため、より多くの移住者に地域の担い手としての役割を持ってもらうことが求められています。

重点施策　地域の担い手となる若者等の移住･定住の推進

移住定住コーディネーターなどといった専門的な移住相談の窓口を引き続き設置し、各種移住セミナー等で小布施町の魅力を発信するほか、小布施町への移住希望者に綿密な情報提供や移住相談を実施するとともに、不動産業者等と連携して住まいの提供や暮らしのサポートをします。

また、既に町内にお住まいの人で、アパートから戸建て住宅に引っ越したい場合等の定住相談も実施するとともに、町民向けの周知も強化していきます。

さらに、移住・定住希望者がテレワーク等をしながら長期滞在して暮らしを体験できる仕組みづくりや移住・定住希望者と空き家のマッチングにも取り組みます。

➡関連施策：Ｐ７９戦略的推進プロジェクト２　地域資源を大切にしながら新たな価値を創造するまちづくり

重点施策~~[基本施策]~~　関係人口の創出

まちづくりや事業創出の担い手となる人材と町の接点づくりを推進し、移住・定住に繋げていくため、多様な交流で関係人口創出事業の推進や地域おこし協力隊制度のさらなる活用に取り組みます。

➡関連施策：Ｐ75 重点施策　歳入改革の推進
P77 重点施策　多様な主体間協働による特色あるまちづくりの推進

◆主な関連計画

- 小布施町農業振興地域整備計画（令和７年度～令和 16 年度）
- 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

答申（案）

資料４

令和７年２月〇日

小布施町長　大 宮　　透　様

小布施町総合計画審議会
会　長　大島　孝司

第七次小布施町総合計画の策定について（答申）

令和６年３月 21 日付け５企財第 368 号で諮問のありました「第七次小布施町総合計画の策定について（諮問）」について、当審議会で慎重に審議を行い、別添のとおり答申いたします。

今後、この答申を尊重して、「私たちがいきいきと暮らし、つながりの力で輝くまち小布施」の実現を目指し、総合計画を策定するとともに、計画の推進にあたっては、今まで以上に町民が主体となってまちづくりを進めていくことができるよう、町民と行政が情報共有と対話を図りながら、一層邁進していただくよう望みます。

また、急激な人口減少・少子高齢化や世界情勢の不安等、目まぐるしく変化する社会経済情勢の中、柔軟な発想とスピード感を持って、選択と集中による経営資源の分配等による健全な行財政運営に努めつつ、持続的に発展できる活力あるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるため、最善の努力をされることを期待します。

なお、審議の過程で各委員から出された意見等につきましては、基本計画の策定・実施にあたって十分に尊重されるよう要望いたします。